

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)について

(諮問第3167号)

<目次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	62
3	申請概要	63
4	審査結果	145

別添(大部のため省略)

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

令和5年7月21日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 三友仁志 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

令和5年5月26日付け諮問第3167号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当委員会の考え方）。
 - （1）NTT東日本・西日本に対し、現在の光ファイバの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和8年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告することを要請すること。（考え方4）
 - （2）NTT東日本・西日本に対し、少なくとも本申請に係る加入光ファイバ接続料の算定期間である令和5年度から令和7年度までの費用や投資の効率化の実施内容及び効果について、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に定める業務区分毎に分類し、それぞれの年度の会計実績がとりまとまる年度において総務省に報告することを要請すること。（考え方10）

以上

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方(案)

－将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等－

意見募集期間: 令和5年5月27日(土)～同年6月26日(月)(案件番号: 145210108)
再意見募集期間: 令和5年6月29日(木)～同年7月12日(水)(案件番号: 145210120)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 10件(法人等: 9件、個人1件)

再意見提出者 9件(法人等: 9件)

※提出意見数は、意見提出者数としています。

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	アルテリア・ネットワークス株式会社
2	アルテリア・ネットワークス株式会社	楽天モバイル株式会社
3	一般社団法人IPoE協議会	KDDI株式会社
4	ソフトバンク株式会社	西日本電信電話株式会社
5	中部テレコミュニケーション株式会社	東日本電信電話株式会社
6	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	ソフトバンク株式会社
7	楽天モバイル株式会社	株式会社オプテージ
8	KDDI株式会社	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
9	一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会	地域情報化電気通信事業者協議会
10	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	

1 令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等

(意見及び再意見の概要: ■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見、考え方は本文を参照。)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主端末回線の接続料は1芯線ごとに設定されており、接続事業者にとっては収容率を高めることが競争力を高めるために不可欠。主端末回線接続料の値上げは、特に後発事業者に大きく影響するため、今回の改定を機に、収容率の向上を促進する施策等の関連する課題についても議論すべき。 ● 新たな主端末回線の提供には、分岐端末回線のみ提供よりも時間を要するため、利用者の利用機会・接続事業者が収容率を高める機会が失われている。「接続料の算定等に関する研究会」(以下「接続研」という。)で議題とされている加入光ファイバの提供遅延については、そうした状況からも継続的な改善の取組みを要望。短納期で安定的にサービス提供されることが、将来的な需要を喚起し、接続料の低廉化にもつながる。 ● 値上げの影響を来年度以降に段階的に繰り延べるなどの激変緩和措置の適用の検討も希望。 ● 将来的な接続料の低廉化を実現するために、引き続き効率化等によるコスト削減の取組みを継続するとともに、今次申請分を含めた接続料水準の在り方につき更なる検討を行うことが適当。 	<p>再意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 調整額の繰延べ等を行うことは適当ではない等の意見(再意見20と同旨)。 ■ 引き続きコスト・投資の効率化に取り組む等の意見(再意見10と同旨)。 ■ 収容率の向上については、これまでも隣接する光配線区画の統合と求めに応じた光配線区画に係る情報提供による収容率の向上に資する取組を進めており、今後も継続的に取り組んでいく。 ■ 提供遅延の改善については、これまで受付システムの提供・機能拡充、稼働支援等の取組を実施してきたが、加えて、更なる運用の効率化・システム化の検討、情報開示の改善等に努めているところであり、接続事業者にも改善に取り組んでいただいている。引き続き、協議を進めて改善に取り組んでいく考え。 ● 激変緩和措置等に関する賛同意見(1者)。 	<p>考え方1</p>	<p>無</p>
<p>○ 光ファイバは、大量トラフィックを支える通信インフラとして、国民生活を支えるさまざまなサー</p>	<p><料金水準・緩和措置について> ○ 2022年度接続料は、コロナ禍による自己資</p>	<p>○ 意見において指摘されており、シェアドアクセス方式の加入</p>	<p>無</p>

<p>ビスの基盤として不可欠な設備です。その需要は今後も継続的に増加していく見込みであり、特に加入光ファイバは、低廉な接続料を前提として多くの事業者が参入し、競争により多様なサービスが提供される重要な役割を果たしています。</p> <p>一方で、今回の接続約款の変更案に於いてはNTT東西殿とも、特に固定通信に於けるラストワンマイルでの利用に不可欠なシェアドアクセス方式・シングルスター方式の双方で概ね1割～2割程度の値上がりとなっております。</p> <p>このような急激なコスト変動は、固定通信事業を行う接続事業者にとって大きな影響を及ぼす可能性がございます。</p> <p>シェアドアクセスの主端末回線に設定される接続料は、主端末回線1芯線ごとに料金が発生致します。接続事業者にとっては、1芯線の主端末回線に収容する契約者が1人であっても、8人であっても、契約者数に関わらず同額の負担をする必要がございます。</p> <p>このような背景から、接続事業者にとっては光配線区画における収容率を高めることがFTTH市場における競争力を高めるために不可欠です。(主端末回線1芯線を共用することのできる潜在的な利用者数は光配線区画により制限されております。)</p> <p>例えば、接続事業者が新たなエリアへ参入する際には、申込されるシェアドアクセス回線は主端末回線+1分岐目の分岐端末回線から構成されます。その後、同じ光配線区画内で申し</p>	<p>本利益率の低下等に伴う乖離額調整の結果として、一芯あたりコスト(乖離額調整前の接続料)の実態を大きく下回る水準にまで料金が低下したものであり、今回申請した接続料は、それらの影響を受ける以前の水準にまで戻ったものと考えています。</p> <p>○ また、今回申請した接続料においては、2021年度における乖離額実績及び2022年度における乖離額見込みを単年度において調整するのではなく、各年度の予測芯線数比に応じて乖離額を3年間で平準化して算入することにより、2023年度から2025年度の3年間の接続料水準を平準化しているところです。</p> <p>○ なお、光の需要が一巡し、従来のように接続料の大きな低廉化が見込めない中で、仮に調整額等の繰延べを行った場合には、繰延べ先の年度において接続料水準が上昇することとなり、接続事業者様が求める段階的な接続料の引き下げは実現できないことから、適切でないと考えます。</p> <p>＜効率化について＞</p> <p>○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進め、接続料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところです。</p> <p>○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、費用は増加傾向にあります。株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです。</p>	<p>光ファイバでは、主端末回線1芯線ごとに接続料が設定されており、接続事業者は、コストを抑制し、競争力を向上させる観点から、主端末回線を共用できる契約者数を増加させ、利用者当たりの接続料相当額を引き下げることが事業戦略上決定的に重要です。</p> <p>○ 今般の加入光ファイバに係る接続料の改定案では、主端末回線の接続料が大幅に上昇する一方、分岐端末回線の接続料は微増又は微減することから、主端末回線接続料と分岐端末回線接続料の関係においては、新規参入事業者や提供エリアを拡大している事業者にとってより大きな影響があり、また、以上で述べた収容率の重要性は一層高まることとなります。</p> <p>○ その点、NTT東日本・西日本における光回線区画の見直しの取組みについては、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月14日情報通信審議会答申)において「他事業者が借りる加入光ファイバ回線の収容率を高めやすくなるという意味で、競争阻害要因の解消に向けた本質的な対応」の1つと位置</p>
--	--	---

<p>込みが発生したタイミングで初めて2分岐目の利用となります。この間、主端末回線の費用を1分岐のみで負担する事となり、収容率を向上するまでは設備効率が低下し、高いコストが発生します。特に後発事業者は、主端末回線の値上げの影響を大きく受ける可能性がございます。したがって、今回の値上げを機に関連する課題を考慮する必要があり、収容率の向上を促進する施策等についても今後、議論すべきと考えます。</p> <p>○ また、新たな主端末回線の提供には、分岐端末回線のみを敷設する場合よりも規模が大きくなるため、NTT東西殿の設計等に時間を要する事があります。1分岐目の工事が長期化する場合などには、2分岐目を獲得しても開通までの待ち時間が長くなり、申し込みがキャンセルされることもあり、このような場合には、お客様の利用機会だけでなく、接続事業者として収容率を高める機会も失われてしまいます。</p> <p>こうした状況からも、接続料の算定等に関する研究会などで令和4年3月以降に議題となっている、加入光ファイバ等の提供遅延につきましては、過去の改善に一定の成果は見られたものの、未だ課題が残っております為、継続した納期改善の取り組みを要望致します。短納期でのサービス提供が安定して行われることで、将来に渡り需要を喚起し、接続料の低廉化にも繋がると考えます。</p> <p>○ 前述の理由から、接続事業者にとっては主端末回線の大幅な値上がりは影響が大きく、今回</p>	<p>○ また、加入光ファイバに係る効率化に関する取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスにおいて総務省へ説明する考えです。</p> <p><収容率の向上について></p> <p>○ 当社はこれまでも、以下の通り収容率の向上に資する取組みを進めてきたところであり、今後も継続的に取り組んでいく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存ユーザがおらず、カバー範囲が小さな光配線区画及び光ケーブルの支障移転やユーザがいなくなったタイミング等を捉えて隣接する光配線区画の統合を進めること ・ 接続事業者様の求めに応じて光配線区画に係る情報の提供を行うこと <p><提供遅延の改善について></p> <p>○ 当社はこれまで、提供遅延の状況の改善に向け、接続約款に規定する標準対応期間を遵守し、開通までの期間短縮に係るお客様や接続事業者様へのご要望にお応えするため、受付システムの提供や機能拡充、設備検討の効率化、稼働逼迫エリアへの稼働支援等の各種取組を実施してきたところです。加えて、さらなる運用の効率化やシステム化の検討、接続事業者様への情報開示の改善等に努めているところであり、接続事業者様との協議を重ね、申込の平準化、申込不備の低減、申込キャンセルの抑制等についても改善に取り組んでいただいているところです。今後も引き続き、接続事業者様との協議を進め、納期の改善に努めていく考えです。</p>	<p>付けられていると承知しています。NTT東日本・西日本においては、当該取組に引き続き積極的に取り組むとともに、総務省においてその実施状況を注視し、競争阻害要因の解消の観点から必要と認められる場合には、追加的な対応を検討することが適切と考えます。</p> <p>○ 加入光ファイバ等の提供遅延については、接続事業者のサービス提供に大きな影響を与える問題であると考えており、当審議会においてなされた指摘等を契機として、接続研において検証・議論が継続されているところと承知しています。加入光ファイバ需要の純増数の通減傾向が予測されているところ、当該議論はFTTHアクセスサービス等の需要を確保・喚起して接続料の低廉化を図る観点においても重要であり、総務省において引き続き注視することが適切と考えます。</p> <p>○ その他、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 激変緩和措置に関する考え方については、考え方20、 ・ コスト効率化の取組に関する考え方については、考え方10のとおりです。
---	--	---

<p>の変動に関しては、値上げの影響を来年度以降に段階的に繰り延べるなどの激変緩和措置の適用も検討していただくことを希望致します。</p> <p>○ さらに、将来的な接続料金の低廉化を実現するために、引き続き NTT 東西殿の効率化などによるコスト削減の取り組みを継続して頂くとともに、今次申請分を含めた接続料水準の在り方につきましては、更なる検討を行うことが適当であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、加入光ファイバの大幅な値上がりは、接続事業者の事業計画に大きな影響があり、ひいては利用者利便を損なう可能性があることから、直近の2023年度における大幅な値上げ影響を緩和するため、激変緩和措置によって今次算定期間の3か年において、値上げ幅を平準化いただくことを要望いたします。</p> <p>○ また、接続事業者の予見性を確保する観点から、今次申請における報酬額の算定方法の見直しの反映のように、やむを得ない事情がある場合を除き、NTT東・西殿においては、前年度末までに認可されるように1月頃までに認可申請を実施いただくよう要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>		
<p>意見2</p> <p>● ブロードバンドサービスがユニバーサルサービスに位置付けられ、低廉かつ安定的なサービスの提供が期待されていることから、値上げを回避する措置の実施方針を継続するべき。</p>	<p>再意見2</p> <p>■ 調整額の繰延べ等を行うことは適当ではない等の意見(再意見20と同旨)。</p> <p>● 加入光ファイバ接続料の急激な上昇について、接続事業者の事業規模や経営状況に応じ一定の配慮を検討することは適当。他方、単に値上げを回避する目的で議論をすることは不適當であり、そのような措置を講じれば、投資インセンティブの阻害・設備競争の阻害につながる。</p> <p>● 賛同意見(再意見20と同旨)。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>○ 加入光ファイバは、FTTH サービスを提供する事業者にとって、重要なアクセス回線調達の</p>	<p>○ 2022年度接続料は、コロナ禍による自己資本利益率の低下等に伴う乖離額調整の結果として、一芯あたりコスト(乖離額調整前の接続</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料が低廉な水準であることは、FTTHアクセスサービス市場における加入光ファ</p>	<p>無</p>

<p>手段であることから、低廉かつ安定的な料金で調達できることが期待されております。</p> <p>今般、電気通信事業法の改正により、FTTHサービスを初めとするブロードバンドがユニバーサルサービスと位置付けられ、低廉かつ安定的なサービスの提供が期待されていることから、接続事業者が安定的にサービスを提供できるよう、従前通り、加入光ファイバの接続料は値上げを回避する措置の実施方針を継続していただくべきと考えます。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>料)の実態を大きく下回る水準にまで料金が低下したものであり、今回申請した接続料は、それらの影響を受ける以前の水準にまで戻ったものと考えています。</p> <p>○ また、今回申請した接続料においては、2021年度における乖離額実績及び2022年度における乖離額見込みを単年度において調整するのではなく、各年度の予測芯線数比に応じて乖離額を3年間で平準化して算入することにより、2023年度から2025年度の3年間の接続料水準を平準化しているところです。</p> <p>○ なお、光の需要が一巡し、従来のように接続料の大きな低廉化が見込めない中で、仮に調整額等の繰延べを行った場合には、繰延べ先の年度において接続料水準が上昇することとなり、接続事業者様が求める段階的な接続料の引き下げは実現できないことから、適切でないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料の急激な上昇は、接続事業者の利益低下や経営への影響等が想定されることから、接続事業者の事業規模や経営状況に応じ一定の配慮を検討することは利用者利便の確保等の面からも適当であると考えます。</p> <p>他方、当該接続料については、従前より第一種指定電気通信設備接続料規則に定める方法により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた公正妥当な金額とし</p>	<p>イバとの接続による提供形態の活用に資するものであり、競争を通じた低廉な料金と多様なサービスの実現のために重要です。</p> <p>○ そのため、加入光ファイバ接続料の算定方法等については、総務省において、今後も必要に応じ、議論を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 一方、加入光ファイバ接続料が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」を逸脱した水準となる場合、自己設置や卸電気通信役務による提供形態との適切なバランスを欠く結果にも繋がることに留意すべきと考えます。</p>
--	--	--

	<p>て認可されてきたことを踏まえると、単に値上げを回避するという目的で議論することは不适当であり、仮にそのような措置が講じられた場合、社会情勢の変化等による変動リスクを全て自己設置事業者が負うこととなることから、投資インセンティブの低下や設備競争の阻害につながるものと考えます。</p> <p>(株式会社オペテージ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI株式会社殿、アルテリア・ネットワークス株式会社殿の意見に賛同致します。 ○ 今回の認可申請は令和5年度の5月に行われましたが、接続事業者はそれまで当該年度の接続料を予測することができず、認可申請が行われて初めて接続料が大幅に上昇することを認識しました。 <p>このように、予測困難な状況で大幅な接続料の上昇が生じた場合、接続事業者はその増加分を吸収するために予定していた事業計画上の投資を緊急的に抑制するなどの対策が必要であり、最終的には競争環境にも影響を及ぼす可能性がございます。</p> <p>今回の認可申請の遅れと、申請された接続料の大幅な上昇率を考慮すると、今年度においては激変緩和措置として、希望する事業者に対して上昇額を来年度以降に段階的に繰り延べるなどの措置の適用を検討していただくことを希望します。</p> <p>これにより、今年度においても接続事業者が予定通りに適切な投資を行い、多様なサービス</p>		
--	---	--	--

	<p>を提供することが可能となり、競争環境への影響を最小限に抑えることができると考えますので、ご検討いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本の加入光ファイバの重要性は一層高まっている。加入光ファイバとの接続の更なる円滑化を図ることにより公正競争環境を整備し、利用者利便の向上に繋げることが重要であり、接続事業者の予見可能性向上や継続的なコスト削減による接続料低廉化を図る必要。 ● 現状の加入光ファイバ接続料の算定方法では、前期算定期間の最終年度に認可申請されるまでの間、接続事業者が次期算定期間の接続料水準を知ることができず、十分な予見可能性が確保されているとは必ずしも言えない。例えば第二種指定設備のデータ接続料のように、毎年度3年分の適用単金・予測単金を提示する対応を実施いただくことで、接続事業者の予見可能性が向上する。 ● 引き続き、NTT東日本・西日本においてコスト削減・設備効率化を実施することを要望。加えて、当該取組の内容・効果等の報告・公表も継続し、総務省が検証することを要望。 ● 第二種指定設備のデータ接続料に準じた扱いに関する同旨意見(1者) 	<p>再意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 加入光ファイバ接続料については、乖離額の状態、資本コストの算出に係る各種比率等に関して事前に情報開示を行っており、今後も同様の対応を行う考え。 ■ 多様な接続形態・様々なアンバンドル機能を提供しており、将来原価方式における予測を毎年見直すこと等については、予測に相当の稼働を要する上、一定の前提を置いて将来の水準を推計しても、実態と乖離が生じることは避けられない。かえって接続事業者の混乱を招くおそれがある等、コストに見合う便益は得られない。 ■ 引き続きコスト・投資の効率化に取り組む等の意見(再意見10と同旨)。 ● コスト削減等に関する賛同意見(3者)。 ● KDDI意見前段に対する賛同意見(1者)。 ● 接続料の予測に関する賛同意見(3者)。 ・ 接続事業者が事業計画を立案する期間は通常3年から5年程度であり、現行の3年毎の認可申請では接続料の変動を正確に予測することは困難。今回のような大きな上昇等の変動リスクを想定した場合、投資判断が硬直化するなど、公正な競争環境に影響を与える可能性も考えられる(1者)。 	<p>考え方3</p>	

	<p>・ 5Gやブロードバンドサービスの更なる展開を行うに当たり加入光ファイバの接続料の予見性を高めることは重要であり、毎年3年分の適用接続料・予測接続料を提示することは必須。今回の報酬の回復等、予めNTT東日本・西日本において予見できる接続料の上昇については、事業者説明会のタイミングを待たずに情報を開示すべき(1者)。</p>		
<p>接続事業者の予見可能性の向上及び光ファイバの費用削減等に係る取組・報告について</p> <p>○ 光ファイバは、今後の経済社会や国民生活にとって重要な 5G や FTTH 等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なインフラであり、ボトルネック設備である NTT 東・西殿の加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。</p> <p>そのためには、光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上や、継続的なコスト削減による接続料の低廉化等を図る必要があると考えます。</p> <p>○ 接続事業者の予見可能性について、現状の加入光ファイバの接続料は、将来原価方式により、複数年度(直近では 3 年度)分の接続料が申請されますが、次期算定期間の接続料は、前期算定期間の最終年度において認可申請されるまでの間、接続事業者はその接続料</p>	<p><予測接続料の開示について></p> <p>○ 加入光ファイバ接続料については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度の実績から複数年度の算定期間における乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、可能な限り毎年度10月末に、開示してきたところです。加えて、主な接続料に係る原価・需要・資本コストの算出に係る各種比率等についても翌年度接続料の認可申請に先立ち、10月末の再計算報告時において情報の事前開示を行っています。今後も引き続き、同様の対応を行う考えです。</p> <p>○ なお、当社は接続事業者様と多様な接続形態で接続し、様々なアンバンドル機能を提供しているところ、それらのアンバンドル機能について、将来原価方式により算定している接続料の予測を毎年見直すことや実績原価方式により算定をしている接続料等について予測をすることは、費用や需要の動向の予測に相当の稼働を要する上、仮に将来の接続料水準を一定の前提を置いて推計しても、予測と実態に乖離が</p>	<p>○ 第二種指定設備のデータ接続料の算定における将来原価方式は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それまで採用されていた実績原価方式のみでは、最終的な支払い額が当年度末や翌年度末まで確定しないことから、MVNOにおいて予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じている ・ 接続料の低下局面にあっては、前々年度の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることとなり、MVNOにおいて過大なキャッシュフロー負担が生じている <p>等の指摘を踏まえて導入されたものであり、3年度分の接続料の算定を毎年度行うこととしているのは、「技術の進展等、接続料の算定に関する環境が今後も急速に</p>	<p>無</p>

<p>水準を知ることができず、必ずしも十分な予見可能性が確保されているとは言えない状況です。</p> <p>例えば、第二種指定電気通信設備設置事業者が将来原価方式にて算定するデータ接続料については、毎年度 3 年度分の適用単金・予測単金を提示することで、MVNO の予見可能性を確保し、移動通信市場における公正競争の促進に寄与していることから、NTT 東・西殿においても同等の対応を実施することで、接続事業者の予見可能性が向上し、公正な競争環境の確保につながるものと考えます。</p> <p>○ また、継続的なコスト削減による接続料の低廉化について、引き続き、NTT 東・西殿において、コスト削減・設備効率化の対応を実施いただくよう要望いたします。</p> <p>加えて、上記の対応を NTT 東・西殿に確実に継続して実行いただくため、費用削減等の取組の内容・効果等の報告・公表(※)を引き続き実施し、設備投資の効率化・費用削減が実施されているか、総務省殿において検証・公表されることを要望いたします。</p> <p>(※)2021 年度の接続料改定の際の審議会の考え方を踏まえて、総務省殿から NTT 東・西殿に対し、2020 年度から 2022 年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度(以下「各報告年度」という。)において、遅くとも各報告年度の次年度の接続料款の変更認可申請を行うまでに報告することを要請。</p> <p>今次の申請において報告された 2021 年度費用については、業務区分毎の費目に分計して報告がなされている。</p>	<p>発生することは避けられず、かえって接続事業者様の混乱を招くおそれがある等、コストに見合う便益は得られないと考えます。</p> <p><効率化について></p> <p>○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進め、接続料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところです。</p> <p>○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、費用は増加傾向にあります。株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです。</p> <p>○ また、加入光ファイバに係る効率化に関する取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスで総務省へ説明する考えです。(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ データ通信の情報量が拡大する中、ICTサービスの高度化の基盤として、今後も光ファイバへの需要の増加が見込まれます。</p> <p>東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿におかれては、引き続きコスト削減等に努めるとともに、接続料の大幅な変動が生じないよう対策を講じていただくことを要望します。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、接続事業者における予見可能性を確保する観点から、NTT東・西殿に</p>	<p>変化していくことが想定されるところ、その時々状況が接続料に適切に反映されるようにするため」(接続研第三次報告書(令和元年9月25日公表))であると承知しています。</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料の算定における複数年度の将来原価方式では、意見のとおり、算定期間の最終年度において次年度以降の予見可能性が低下するのは確かであるものの、第二種指定設備のデータ接続料における将来原価方式を加入光ファイバ接続料の算定で採用することについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定設備の接続料においては調整額制度が導入され、第二種指定設備においては生じていたような原価管理・予見性に関する問題は生じていないこと ・ 技術の進展等の環境の変化については、第二種指定設備と異なると考えられること ・ 第二種指定設備とは接続料の算定方法、アンバンドル機能の数等が異なるため、算定に係る作業負担についても、第二種指定設備と異なると考えられること
--	---	---

<p>(参考)将来原価方式に基づく 2023 年度の接続料改定等の概要資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/000882623.pdf (KDDI株式会社)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料の予見性を確保する観点から、第二種指定電気通信設備のデータ系接続料と同様に、毎年当該年度の加入光ファイバ接続料と翌年度・翌々年度分の加入光ファイバ予測接続料の算定・公表を要望いたします。 (中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>においては、第二種指定電気通信設備設置事業者が将来原価方式にて算定するデータ接続料と同様、加入光ファイバの接続料について毎年度3年度分の適用単金・予測単金を提示することを要望いたします。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ KDDI株式会社殿の意見に賛同致します。 ○ NTT東西殿の加入光ファイバは大量トラフィックを支える通信インフラとして必要不可欠な設備であり、その中でも加入光ファイバは低廉な接続料を前提とした事業者の参入、競争により多様なサービスが提供されるべきであり、今後も利用する接続事業者の予見可能性の向上や、継続的なコスト削減による接続料の低廉化等を図っていくべきと考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ KDDI株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿、中部テレコミュニケーション株式会社殿の意見に賛同致します。 ○ 公正な競争環境を確保するための取り組みとして、将来原価方式による接続料の算定では予測単価が提示され、接続事業者の予見性を向上させることが重要であると考えます。 しかしながら、接続事業者が中期事業計画を立案する際の期間は通常3年から5年程度であるところ、現行の3年ごとの認可申請のみでは接続料の変動を事業者が正確に予測すること</p>	<p>等に留意する必要があると考えます。</p> <p>○ いずれにせよ、次期算定期間(令和8年度以降)における加入光ファイバ接続料については、その時点での様々な状況や、関係事業者の意見も踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、NTT東日本・西日本及び総務省において検討を深めていくことが適当と考えます。 ○ なお、コスト効率化の取組に関する考え方については、考え方10のとおりです。</p>
--	--	---

	<p>は容易ではありません。</p> <p>また、今回のような接続料の大きな上昇などの変動リスクを想定した場合、接続事業者の投資判断が硬直化する等、結果として電気通信事業における公正な競争環境に影響を与える可能性も考えられます。</p> <p>接続事業者が次年度以降の変動を見越して事業計画を立案するためにも、毎年3年分の接続料を算定、提示していただく事が適切であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI株式会社殿、中部テレコミュニケーション株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿の意見に賛同致します。 ○ NTT東西殿の努力による費用削減・効率化の取組については、これまで接続料の低廉化に対して効果を上げている事から、確実かつ継続した実施を促進するために、新たなコスト削減策の追加も含め今後も取り組みを継続して頂き、総務省殿により適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証する事が適切であると考えます。 <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ KDDI株式会社殿(以下、「KDDI殿」といいます。)及び「加入光ファイバ接続料の予見性を確保する観点から、第二種指定電気通信設備 		
--	---	--	--

	<p>のデータ系接続料と同様に、毎年当該年度の加入光ファイバ接続料と翌年度・翌々年度分の加入光ファイバ予測接続料の算定・公表を要望」とする中部テレコミュニケーション株式会社殿(以下、「ctc殿」といいます。)の意見の通り、ボトルネック設備である東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT西日本殿」といいます。)(以下、あわせて「NTT東西殿」といいます。)の加入光ファイバの重要性は一層高まっており、5Gやブロードバンドサービスの更なる展開を行うにあたり、接続料の予見性を高めることは重要であると考えます。そのためには、第二種指定電気通信設備設置事業者が現在行っているように、NTT東西殿においても毎年度3年度分の適用単金・予測単金を提示することは必須と考えます。さらに、今回新型コロナウイルス感染症の拡大等により減少した報酬が回復したこと等により接続料が増加するというような、予めNTT東西殿において接続料の上昇を予見できる場合には、認可申請に関する接続事業者への説明会のタイミングを待たずに、その主要因と次年度以降の単金への影響等、接続料の予見に資する情報を接続事業者の開示すべきと考えます。</p> <p>○ また、KDDI殿及び、「引き続きNTT東西殿の効率化などによるコスト削減の取り組みを継続して頂くとともに、今次申請分を含めた接続料水準の在り方につきましては、更なる検討を行うことが適当」とするソニーネットワークコミュニケ</p>		
--	---	--	--

	<p>ーションズ株式会社殿(以下「SNC殿」といいます。)、「総務省殿からの要請に基づき、・・NTT東日本殿・NTT西日本殿に対し費用削減・効率化の確実かつ継続した実施を促進するため、2023年度以降も同様の報告を継続し、適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証する必要がある」とするctc殿の意見の通り、総務省殿からの要請に基づく、2020年度から2022年度までのNTT東西殿における費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績報告について再度総務省殿より要請を行い、取り組みを継続すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐用年数の見直しについて、各関数を用いた推計結果は非公表となっており、接続事業者が妥当性を確認できない。また、接続研でも、7つの関数を基にした考え方が妥当との結論には至っていない。 ● メタルケーブルと光ファイバは、ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について同じ素材を使っており、敷設環境も同じ。光ファイバの耐用年数の推計方法はメタルケーブルと同様の方法を採用すべきであり、少なくともメタルケーブルと同様の耐用年数まで延伸可能。 ● 耐用年数については、複数年度の算定期間が終了する都度検証を行い、検証方法の妥当性およびその結果を確実に一般公表したうえで、検証結果と適用されている耐用年数に乖 	<p>再意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化ではなく、財務会計の観点から実施するもの。 ■ 今般の見直しでは、固定資産データを用いた推計結果以外の観点も含め総合的に検討した結果として、光ファイバの耐用年数を見直すこととしたが、メタルケーブルと光ファイバでは、素材や接続部の構造、設備の構築や運用に係る改善の取組み状況、需要動向や投資の状況、減損の実施有無等で状況が異なり「同一条件の資産」とは認められず、同様に扱うことは適当ではない。 ■ 今次算定期間が終了する時期までに、改めて光ファイバの耐用年数を検証し、検証結果を総務省に報告する考え。 ● 賛同意見(2者)。 ● 光ファイバ以外の設備の耐用年数に関する 	<p>考え方4</p>	

離が生じた場合には速やかに接続料を見直すべき。	意見(意見6と同旨)。		
<p>○ 光ファイバに係る耐用年数については、推計に用いる7つの関数をもとに架空光ファイバが25年、地下光ファイバが30年にそれぞれ延伸されていますが、各関数を用いた耐用年数の結果については非公表となっているため、接続事業者は試算結果及びその妥当性を確認することができず、「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書においても、7つの関数を基にした考え方が妥当であるとの結論には至っていません。</p> <p>○ 第11回接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)の弊社資料でご説明の通り、ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について光ファイバと同じ素材を使う金属ケーブルでは、耐用年数は架空28年、地下36年が適用されており、また敷設環境も同じであることを考慮すると、耐用年数の推計方法は金属ケーブルと同様の方法を採用すべきであり、少なくとも金属ケーブルと同様の耐用年数まで延伸可能であると考えられるため、加入光ファイバの接続料においては、出来る限り早期に耐用年数を金属ケーブルと同等まで延伸した上で再算定すべきと考えます。</p> <p>○ また、令和4年度の接続料改定等に関する意見募集における弊社意見のとおり、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためには、研究会第三次報告書において「今後とも、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間</p>	<p>○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的として実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するものです。</p> <p>○ 今般の見直しは、固定資産データを用いた推計結果に加え、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点も含め、総合的に検討した結果として、光ファイバケーブルに係る耐用年数を見直すこととしたものですが、金属ケーブルと光ファイバケーブルでは「素材や接続部等の構造」、「設備の構築や運用に係る改善の取り組み状況」、「需要動向や投資の状況、減損の実施有無」等、耐用年数の検証に係る各観点に係る状況が異なり、「同一条件の資産」とは認められないため、同様に扱うことは適当でないと考えます。</p> <p>○ 今後については、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書を踏まえて、今回申請における算定期間が終了する時期までに、財務会計の観点から改めて光ファイバの耐用年数を検証し、検証結果を総務省に報告する考えです。</p> <p>○ なお、耐用年数の見直しに係る詳細なデータ等は、当社が財務の適正性を確保するためのノウハウとして経営情報にあたることから、基本的に一般公表できるものではないと考えます</p>	<p>○ NTT東日本・西日本による今回の光ファイバの耐用年数の見直しは、接続会計及び加入光ファイバ接続料の一層の適正化を実現するものであり、これを評価します。</p> <p>○ 経済的耐用年数については、減価償却を厳正に捉える上では、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、今後も適時適切に見直していく必要があるものです。</p> <p>○ 接続研の議論のとおり、敷設後いつまで光ケーブルが本当に使用可能かについてデータの蓄積が多くはない現状を踏まえると、総務省においては、引き続き、加入光ファイバ接続料の複数年度の算定期間が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況についてNTT東日本・西日本に見解を求め、関連データ等の提供を受けて検証することが適当と考えます。</p> <p>○ 今次算定期間が令和7年度に終了することから、令和8年度の接続料改定に係る接続約款の変</p>	<p>無</p>

<p>が終了しようとする時期において、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、耐用年数の見直しに関する状況について総務省殿から東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 西日本殿」といいます。)(以下、あわせて「NTT 東西殿」といいます。))に見解を求め、関連のデータ等の提供も受けて検証し、その結果について認可申請時などにできる限り一般公表することが適当」との記載があるように、複数年度の算定期間が終了する都度検証を行い、検証方法の妥当性およびその結果を確実に一般公表したうえで、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに接続料を見直すべきと考えます。(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>が、総務省に報告した内容のうち、一般公表可能な内容については、可能な限り公表する考えです。(NTT東日本・西日本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左記意見のとおり、接続料の適正性確保の観点から、次期算定期間以降(2026年度適用接続料以降)においても、NTT東・西殿において耐用年数の検証及び結果を公表いただき、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映していく必要があると考えます。 ○ 加えて、光ファイバケーブル以外の設備についても、同様に設備の利用実態を検証いただき、2024年度適用接続料の認可申請時にその結果を公表いただいたうえで、現行の耐用年数と利用実態との間で乖離がある場合には、耐用年数の見直しを反映した接続料を認可申請いただく必要があると考えます。 ○ また、適正性・透明性確保の観点から、各設備の耐用年数の見直しにあたっては、その算定プロセスや考え方等について公表いただくことが必要であると考えます。(KDDI株式会社) ○ ソフトバンク株式会社殿、楽天モバイル株式会社殿の意見に賛同します。光ファイバの耐用年数については、同様の環境に敷設されているメタルケーブルの経年の設備実績を考慮した上で耐用年数の検証を行い、見直しが可能であるなら早期に延伸すべきと考えます。 	<p>更認可申請の際までに、これらの点について総務省に報告するよう、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請することが適当と考えます。(要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その報告を踏まえた検証結果について、総務省においては、接続料変更認可プロセス等の際に、非公表とすることに合理的な理由がある部分を除き、一般公表することが適当と考えます。 ○ なお、メタル回線と光ファイバの耐用年数の差異については、どのような要因から差異が生じているのかなどの観点から、NTT東日本・西日本において、総務省に対し適切に説明することが適当と考えます。
---	---	--

	(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
意見5 ● 光ファイバの耐用年数の見直しは評価できる一方、委員限りの情報とされている部分があるため、推計結果の算定のプロセスとその考え方を採用した根拠を公表していただきたい。	再意見5 ■ 耐用年数の見直しに係る詳細なデータは、財務の適正性を確保するためのノウハウとして経営情報にあたり、基本的に一般公表できるものではないが、総務省への報告のうち一般公表可能な内容は可能な限り公表する考え。 ● 賛同意見(2者)。	考え方5	
○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿の今次申請における接続料算定方式の見直しにおいて、架空光ファイバの耐用年数が20年から25年に、地下光ファイバの耐用年数が28年から30年に延長されたことは評価できると考えます。 一方、延長の根拠については7つの関数を用いた推計結果とされているところ、別紙1(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明)10ページの赤枠内の情報は委員限りとされておりますが、透明性確保の観点から、算定のプロセスとその考え方を採用した根拠を公表して頂きますようお願いいたします。 (楽天モバイル株式会社)	○ 耐用年数の見直しに係る詳細なデータ等は、当社が財務の適正性を確保するためのノウハウとして経営情報にあたることから、基本的に一般公表できるものではないと考えますが、総務省に報告した内容のうち、一般公表可能な内容については、可能な限り公表する考えです。 (NTT東日本・西日本) ○ 左記意見のとおり、接続料の適正性確保の観点から、次期算定期間以降(2026年度適用接続料以降)においても、NTT東・西殿において耐用年数の検証及び結果を公表いただき、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映していく必要があると考えます。 ○ 加えて、光ファイバケーブル以外の設備についても、同様に設備の利用実態を検証いただき、2024年度適用接続料の認可申請時にその結果を公表いただいたうえで、現行の耐用年数と利用実態との間で乖離がある場合には、耐用年数の見直しを反映した接続料を認可申請いただく必要があると考えます。	○ 第一種指定設備との接続に関する情報については、接続料・接続条件の公平性・透明性・接続の迅速性等を担保するという電気通信事業法の趣旨に鑑み、できる限り広く共有されるべきことが重要であり、今次申請に際して行われた光ファイバの耐用年数に係る報告に関しては、当審議会において「総務省においては、その報告を踏まえた検証結果をできる限り一般公表することが適当」との考え方を示しているところです。(「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和4年度の接続料の改定等)」に対する答申(令和4年情郵審第12号)考え方2) ○ 今般、総務省が非開示としたのは、撤去法による耐用年数の推計における①推計に用いた7つの関数それぞれの推定値及びその決	無

	<p>○ また、適正性・透明性確保の観点から、各設備の耐用年数の見直しにあたっては、その算定プロセスや考え方等について公表いただくことが必要であると考えます。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社等の意見に賛同します。光ファイバの耐用年数については、同様の環境に敷設されているメタルケーブルの経年の設備実績を考慮した上で耐用年数の検証を行い、見直しが可能であるなら早期に延伸すべきと考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>定係数、②7つの関数のうち選択した関数、③②による推計値の平均値ですが、いずれも、一般公表すればNTT東日本・西日本の財務等に係るノウハウの一部が明らかとなり、他の自己設置事業者との間でNTT東日本・西日本が一方的に競争上の不利を被るおそれがある情報であり、非公表とすることは不適切ではないと考えますが、いずれにせよ、NTT東日本・西日本においては、耐用年数の決定方法について、引き続き総務省に対し丁寧に説明することが適当と考えます。</p>	
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次期算定期間以降においても、NTT東日本・西日本による耐用年数の検証及び結果の公表並びに接続料算定への反映が必要。 ● 光ファイバ以外の設備についても、設備の利用実態に即した耐用年数に適時適切に見直していく必要がある。例えば、電柱の耐用年数については、「メタル回線のコストの在り方に関する研究会」以降 10 年が経過した現在も見直しが実施されていない。利用実態の検証が必要な設備は電柱以外にも存在する可能性があり、NTT東日本・西日本において改めて設備の利用実態を検証し、令和6年度の接続料の改定等に係る接続約款変更認可申請時にその 	<p>再意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 耐用年数の見直しは接続料の低廉化ではなく財務会計の観点から実施するもの。今後も必要に応じ見直しを行う考え。 ■ 設備全般の耐用年数の見直しに係る情報は、設備運営・財務の適正性の確保に係るノウハウであり、重要な経営情報にあたる。開示できるものではない。 ● 賛同意見(3者)。 	<p>考え方6</p>	

<p>検証結果を公表・接続料算定への反映が必要。</p>			
<p>設備の耐用年数見直しについて</p> <p>○ 2022年度の接続料の改定等に係る情報通信行政・郵政行政審議会での議論において、光ファイバの経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、適時適切に見直していく必要があるとされました。</p> <p>したがって、今次算定期間(2023年度～2025年度)における見直しのみならず、次期算定期間以降(2026年度適用接続料以降)においても、同様に、NTT東・西殿において耐用年数の検証及び結果を公表いただき、適時適切に設備の利用実態に即した耐用年数を算定に反映していくことが必要です。</p> <p>○ 加えて、光ファイバケーブル以外の設備についても、設備の利用実態に即した耐用年数に適時適切に見直していくことが必要です。</p> <p>例えば、電柱の耐用年数(28年※残存価格5%までの到達年数)については、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(第5回。2013年5月21日)において、NTT東・西殿より「当該設備の使用実態等を踏まえ検討した結果、実際の経過年数について大半が28年を下回っていることから、現時点、耐用年数を見直す必要はないと判断」との報告(※)がなされておりますが、その後10年が経過した現在も、見直しは実施されておられません。</p>	<p>○ 耐用年数の見直しは、接続料の低廉化を目的として実施するものではなく、外部の監査法人の承認を得た上で公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から実施するもので、今後も必要に応じて見直しを行う考えです。</p> <p>○ 設備全般の耐用年数の見直しに係る情報は、設備運営のノウハウであることに加えて、当社が財務の適正性を確保するためのノウハウであり、重要な経営情報にあたるものであり、開示できるものではありません。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI株式会社殿の意見に賛同します。光ファイバ以外の電柱・土木設備においても、実際の利用実態と耐用年数の間に乖離がある場合は、実態に合わせた耐用年数の見直しを行うことが適当であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 設備の耐用年数見直しについて、KDDI殿の意見に賛同します。今算定期間終了時においても、NTT東西殿においては耐用年数の検証及び結果を公表いただき、耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに接続料を見直すべきと考えます。</p> <p>○ 今算定期間における耐用年数の見直しにお</p>	<p>○ 光ファイバの耐用年数に関する考え方は、考え方4のとおりです。</p> <p>○ 光ファイバ以外の設備の耐用年数についても、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、今後も適時適切に見直していく必要があるという点において、光ファイバの耐用年数と同様であると考えます。</p> <p>○ この点、電柱等、法定耐用年数と同じ年数が適用されている設備の耐用年数については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」において、事業会計・接続会計上の「減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当」とされていることを踏まえつつ、その決定の根拠をNTT東日本・西日本において総務省に対し適切に説明することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、接続料原価となる主な設備の耐用年数について、一覧性のある形で明らかにされれば、接続料の算定の透明性の確保に資するものと考えられ、NTT東日</p>	<p>無</p>

<p>このように利用実態の検証が必要な設備は電柱以外にも存在する可能性があることから、NTT 東・西殿において改めて設備の利用実態を検証し、2024 年度適用接続料の認可申請時にその検証結果を公表いただいたうえで、設備の耐用年数と利用実態との間で乖離が発生しているものがあれば、耐用年数の見直しを反映した接続料を認可申請いただく必要があると考えます。</p> <p>(※)同検討会 資料 5-1「メタル回線に係る設備における耐用年数の検討結果」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000226030.pdf (KDDI株式会社)</p>	<p>いては、「別紙1(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明)10ページの赤枠内の情報は委員限りとされておりますが、透明性確保の観点から、算定のプロセスとその考え方を採用した根拠を公表して頂きますようお願いいたします。」とする楽天モバイル株式会社殿の意見の通り、検証結果が一般に公表されておらず、接続事業者は試算結果及びその妥当性を確認することができないため、試算結果等の情報を開示すべきと考えます。</p> <p>○ NTT東西殿が試算に用いている7つの関数を基にした考え方については、「接続料の算定に関する研究会」第二次報告書においても、考え方が妥当であるとの結論には至っておらず、ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮(シース)について光ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空28年、地下36年が適用されており、また敷設環境も同じであることを考慮すると、耐用年数の推計方法はメタルケーブルと同様の方法を採用すべきであり、少なくともメタルケーブルと同様の耐用年数まで延伸可能であると考えられるため、加入光ファイバの接続料においては、出来る限り早期に耐用年数をメタルケーブルと同等まで延伸した上で再算定すべきと考えます。</p> <p>○ また、光ファイバケーブル以外の設備の耐用年数についても、KDDI殿の意見に賛同いたし</p>	<p>本・西日本においてその可否について検討することが適当と考えます。</p>
---	--	---

	<p>ます。「光ファイバのコストが過度に大きくはならないよう、電柱・土木設備コストの情報の開示や、耐用年数見直し等を含む、算定方法の見直しの検証等も必要ではないか」とするSNC殿の意見の通り、光ファイバケーブル以外の費用や耐用年数の情報を開示した上で、耐用年数の見直し等について検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ KDDI株式会社殿の耐用年数に関する意見に賛同します。今次算定期間において光ファイバケーブルの耐用年数の見直しが実施されたものの、その試算結果等の情報が明らかではなく、見直し結果の妥当性が明らかではないため、試算結果等の情報を開示すべきと考えます。</p> <p>○ また、光ファイバケーブル以外の費用の詳細やその耐用年数が明らかでないものがあると考えため、それらの情報を開示し、耐用年数を見直す必要性等について検討すべきと考えます。</p> <p>(地域情報化電気通信事業者協議会)</p>		
<p>意見7</p> <p>● 「期待自己資本利益率の過去三年間の平均値」について、第一種指定電気通信設備接続料規則の規定を勘案して、令和2年度から令和4年度までの平均値を採用することが妥当。</p>	<p>再意見7</p> <p>■ 将来原価方式では、これまでも適用年度における過去三年間の平均値を一定の考え方により見込んで算定してきた。</p> <p>■ 今次申請では、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを採用しているが、当該指標は令和4年度以降も概ね同水準で推移すること</p>	<p>考え方7</p>	

	<p>が想定されることから、直近年度の推移を横置きした上で適用年度における過去3年間の平均値を用いている。このような算定により、予測と実績の乖離を縮小することが可能。</p>		
<p>○ 「期待自己資本利益率の過去三年間の平均値」について、今回採用されている方式は、直近の実績値を翌年度以降についても同じ水準で移行すると仮定し、3年間の平均値として採用したものと認識しておりますが、接続料規則における「過去三年間の平均値」という定義から勘案し、2023年度の接続料算定にあたって2023年度は「過去」に該当しないことから、2020年度～2022年度の平均値(4.34%)を採用することが妥当と考えます。 (アルテリア・ネットワークス株式会社)</p>	<p>○ 将来原価方式の接続料では、将来における接続料原価や需要を予測して料金を算定しており、接続料原価の予測に用いる自己資本利益率については、これまでも接続料の適用年度における過去3年間の平均値を一定の考え方(※)により見込んで算定してきました。 (※)過去3年間の自己資本利益率が安定している場合には過去3年間の平均を横置き、直近年度で変動が大きい場合には直近年度を横置きした上で見込んだ過去3年平均値を採用。</p> <p>○ 今回認可申請した接続料においては、接続料研究会での整理を踏まえて、直近年度(2021年度)より長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを採用しておりますが、本指標は長期安定的な指標であり、次年度(2022年度)以降も概ね同水準で推移することが想定されることから、自己資本利益率の予測にあたっては、直近年度の数値を横置きした上で、各適用年度における過去3年間の平均値を算定して、料金算定に用いています。</p> <p>○ こうした算定を行うことで、将来における接続料の予測と実績の乖離を縮小することが可能であると考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 今次申請における各年度の報酬の算定に用いられている期待自己資本利益率は、それぞれの年度における過去3年間の平均値を用いて算定されており、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の規定に照らして妥当であると考えますが、いずれにせよ、報酬の算定に用いる値の算定根拠については、NTT東日本・西日本において適切に説明を行うことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見8 ● β 値の明確な根拠が示されておらず、NTT東日本・西日本において説明すべき。</p>	<p>再意見8 ■ β 値は接続研の論点整理を踏まえ、直近3年間におけるコロナ禍やウクライナ情勢といっ</p>	<p>考え方8</p>	

<p>● 光ファイバ等のアクセスインフラ設備は一度敷設すれば約 30 年間継続利用できるのに対し、モバイル事業では 10 年周期で新たな規格に対応した基地局を構築する必要があり、継続的に多額の投資が発生し、競争環境も激しいことから、モバイル事業は固定通信事業より事業リスクが高い。モバイル事業の接続料算定に用いられる β より低い値を採用すべき。また、以下の観点からは、NTT 持株の β より低い β が妥当。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に安定的な投資回収時期に入っており、また、今次需要予測でも総芯線数の増加は継続していることから、投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられること 英国の事例を踏まえると、メタルや光をアクセス設備として利用する各種サービスは我が国市場で広く普及しているサービスであり、NTT 持株の β よりも低いと考えられること <p>● 接続研の整理を踏まえた自己資本利益率の見直しについては、実際費用方式および長期増分費用方式による接続料の算定においても、次年度の申請や乖離額調整時に、今次申請と算定と同様に見直すべき。</p>	<p>た特殊要因による影響を可能な限り除外できるよう、一定期間のトレンドを加味し、直近3期分のNTT持株の β 値の中央値を採用した。</p> <p>■ 接続研で示したとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロードバンド市場においてモバイル通信が固定通信を契約数で大きく上回り、成長を継続していること 固定通信の需要は一巡し、5Gやホームルータの浸透等による需要の移行により、固定通信設備が陳腐化するリスクはこれまでに以上を高まっていること <p>といった状況から、固定通信のリスクはモバイル通信に比べて非常に高い。また、諸外国の主要キャリアでは事業の多角化が進んでおり、政治経済の情勢も各国で異なってきていることを踏まえても、国内の固定通信事業との違いは大きい。</p> <p>■ 既に認可済の接続料については、令和6年度の接続料の改定において、自己資本利益率の算定方法を見直す考え。</p>		
<p>○ 自己資本利益率の算定で用いられる CAPM 的手法における β 値については、第 71 回研究会で示された、少なくとも日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 持株会社殿」という。)の β 値を上回ることにはないことを念頭に従来の 0.6 から 0.566 に見直しが行われましたが、この値</p>	<p><β 値について></p> <p>○ β 値については、第71回研究会で示された論点整理において、「NTTグループ全体の β 値(持株会社の β 値)を基礎として検討すべき」、「少なくとも持株会社の β 値を上回ることにはないことを念頭に、直近の外的要因(新型コロナ</p>	<p>○ NTT東日本・西日本が今次申請に際して β を0.566に設定した考え方は、接続研の議論を踏まえたものであり、不適當ではないと考えます。</p> <p>○ 接続研の議論においては、NT</p>	<p>無</p>

<p>を採用することとした明確な根拠が示されていないため、NTT 東西殿においては、この値を採用した根拠を説明すべきと考えます。</p> <p>○ 一般的に先行投資または固定費が占める割合が高いとより高い営業レバレッジが得られる一方、事業リスクに晒される可能性も高くなると考えられますが、固定通信事業における光ファイバ等のアクセスインフラ設備は一度敷設すれば約 30 年間継続利用ができるのに対し、モバイル事業は 10 年周期で新たな規格に対応した基地局を再構築する必要があり継続的に多額の投資が発生することや、モバイル事業における競争環境も激しいことから、むしろモバイル事業は固定通信事業よりも事業リスクは高いと考えられるため、固定通信事業におけるCAPM的手法におけるβ値については、少なくとも移動通信事業の接続料算定に用いられるβ値よりも低い値を採用すべきと考えます。</p> <p>また、以下の観点でも固定通信事業リスクは低いと考えられるため、NTT 持株会社殿のβ値よりも低い値が採用されることが妥当であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> FTTH サービスの契約数は 2022 年度第 3 四半期時点で 3,779 万契約(うち NTT 東西殿の契約数は約 2,325 万契約)*1 に上り、既に安定的な投資回収時期に入っていること。また、今回の将来原価の申請におけるNTT 東西殿の需要予測においても総芯線数の増加は継続していることから、投資回 	<p>ナウイルス感染症等)による影響を勘案しつつ直近の値を基にβ値」を見直すべきとの考え方が示されたことを踏まえて、直近3年間におけるコロナ禍やウクライナ情勢といった特殊要因による影響を可能な限り除外できるよう、一定期間のトレンドを加味し、直近3期分のNTT持株β値の中央値である「0.566」を採用したものです。</p> <p>○ なお、第70回研究会で当社が示した通り、以下の状況から固定通信のリスクはモバイル通信に比べて非常に高いと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロードバンドサービス市場においては、モバイル通信が固定通信を契約数で大きく上回り、成長を継続。 固定通信の需要はすでに一巡し、直近ではFTTHの純増数が大きく低下していることに加え、今後は5G等の普及やホームルータの浸透等により、更にモバイル通信への需要の移行が見込まれ、固定通信設備が陳腐化するリスクはこれまで以上に高まっている。 <p>○ また、諸外国の主要キャリアについては、モバイル事業や上位レイヤー、放送も含めて、事業の多角化が大きく進んでおり、政治経済の情勢も各国でかなり異なってきたことを踏まえても、国内の固定通信事業との違いは大きいと考えます。</p> <p><自己資本利益率の算定の見直しについて></p> <p>○ 既に2023年度接続料が認可済みの実績原価方式や長期増分費用方式による接続料については、今後認可申請を行う2024年度接続料</p>	<p>T持株のβからどのように第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについて直ちに結論を得ることはできないと整理されたと承知していますが、この点について新たな考え方が示された際には、必要に応じ、総務省において見直しに関する検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、NTT東日本・西日本が再意見において既にコミットメントを示しているところですが、今後申請される接続料の改定等においては当然に、今般の接続料の議論を踏まえた適正利潤の算定方法を採用することが適当と考えます。</p>
---	---	--

<p>収におけるリスクは極めて低いと考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 70 回研究会の議論を踏まえた当社への追加質問及び回答の中でも記載した通り、海外事例として、英国の Office of Communications では British Telecommunications plc(以下、「BT 社」といいます。)の β について、各サービスのリスクに応じた設定をしていますが、市場に広く普及しているサービス(Openreach)に関しては、需要リスク、営業レバレッジの観点から、最も低いリスクに分類されています。Vodafone や TalkTalk などの移動通信事業者を含む英国通信プロバイダーは BT 社のアクセスインフラを利用してサービスを提供していることから、需要リスクを抱えているため、BT 社における最もリスクが低い Openreach の β は英国通信プロバイダーの適用 β よりも低い値となり、また平均的な欧州の通信事業者の適用 β を上回る可能性は低いことから、BT 社全体の β 値や Vodafone や TalkTalk 等の移動通信事業者の β よりも低い値としています*2。日本市場における、メタルや光をアクセス設備として利用する各種サービス(後者は FTTH のみならずモバイルサービスを含む)は市場に広く普及しているサービスであり、BT 社における最もリスクが低い分類 (Openreach) に該当すると考えられることから、NTT 持株会社殿の β よりも低い値になると考えます。 	<p>の算定において、今回の申請と同様に自己資本利益率の算定方法を見直す考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>		
--	--	--	--

<p>以上より、固定通信事業の算定で用いられるCAPM的手法におけるβ値については、NTT持株会社殿のβ値よりも低く、かつ移動通信事業の接続料算定に用いられるβ値よりも低い値を採用するべきと考えます。</p> <p>○ なお、第71回研究会での整理内容を踏まえた自己資本利益率の見直しについては、実際費用方式および長期増分費用方式による接続料の算定においても、次年度の申請や乖離額調整時に、CAPM的手法のβ値を含む自己資本利益率の算定方法について、将来原価方式の算定と同様に見直すべきと考えます。</p> <p>*1 総務省 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(令和4年度第3四半期(12月末))の数字を参照 *2 Office of Communications の以下文書を参照 Promoting investment and competition in fibre networks: Wholesale Fixed Telecoms Market Review 2021-26 Annexes 1-26 A21. Cost of capital for the relevant services (ソフトバンク株式会社)</p>			
<p>意見9</p> <p>● NTT東日本・西日本の自己資本比率は高い水準で推移しており、加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合も大きいことから、自己資本比率の上昇により接続料が大幅に上昇することも懸念される状況。以下の論点も含め、様々な視点から接続研において報酬の在り方について包括的に議論すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 光ファイバの未利用芯線の情報が蓄積されつつあることを踏まえた具体的な検討 	<p>再意見9</p> <p>■ 加入光ファイバにおいて報酬率の構成比が高まっているのは、コスト効率化・償却方法の変更・経済的耐用年数の見直し等による設備管理運営費の低減が主要因。報酬は、設備の構築・維持・運営、役務・機能の安定的提供のための資本コストであり、資金調達の実態を反映して適正に織り込むべき。</p> <p>■ なお、意見の各項目については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 未利用芯線については、将来の利用に備えるものであり、投資の合理性の検証のため 	<p>考え方9</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除等の観点から、貸借対照表上の簿価から直接算出したものを用いることについての検討 ・ 電力・ガスの料金では算定に用いる自己資本比率が固定されていること、NTT東日本・西日本の自己資本比率が他業界を比べて著しく高い状況にあることから、自己資本比率を固定したり、条件を設けたりすることの検討 <p>● 同旨意見(1者)</p>	<p>のデータの提供に今後も対応していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本構成比については、接続研の整理を既に織り込んでいる。 ・ 自己資本比率は、資金調達の実態を踏まえた適正な資本コスト回収のため、実績を用いることが適当。 <p>■ 加入光ファイバについては投資を継続しており、レートベースが増加し、結果的に報酬額が増加している。これに加え、自己資本利益率の回復を見込んだことにより報酬率が増加したが、今次申請における見直しは大幅な自己資本利益率の増減を抑制する効果を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見(5者)。 ● 接続料規則における自己資本利益率の算定方法の規定は上限値を定めるものであり、採用した値が合理的であるとする根拠の説明を不要とするものではないと理解。NTT東日本・西日本においては、採用した値の根拠を説明することが妥当であり、(説明のあった)根拠について、利害関係者の意見を踏まえて審議会で合理性を確認する必要。 ● 未利用芯線については、自己設置事業者が迅速・高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産であり、また、自己設置事業者は芯線利用率の向上のみではなく工事費を含めたコスト全体の抑制を目指して設備を構築しているといった点を踏まえて多角的・慎重な議論が必要。 ● 未利用芯線をレートベースから除外すると、自己設置事業者は先行投資を含めたコストを 		
--	--	--	--

	<p>全て負担する一方、接続事業者はそれを含まないコストを負担することとなり、他の自己設置事業者の投資インセンティブが減退し、また、競争に歪みが生じる。</p>		
<p>○ NTT 東西殿の自己資本比率は NTT 東日本殿で 75.3%、NTT 西日本殿で 51.8%と高い水準で推移しており、また加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は大きく、自己資本比率の上昇により接続料が大幅に上昇することも懸念される状況です。</p> <p>こうした状況に鑑みれば、例えば令和 4 年度接続料改定等に関する意見募集において弊社が意見した以下のような論点も含め、様々な視点から改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。</p> <p>① 光ケーブルの未利用芯線情報が蓄積されつつあることを踏まえた、接続料算定における未利用芯線の扱いについての具体的な検討。</p> <p>② 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集-実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等-」において、KDDI 株式会社殿が「報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除の観点等から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当」である旨意見し、それに対して、平成 28 年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成 28 年</p>	<p>○ 加入光ファイバの接続料原価において、報酬(資本コスト)の構成比が近年高まっている主要因は、不断のコスト効率化や定率法から定額法への移行、経済的耐用年数の見直し等により、設備管理運営費が低減していることであり、結果として報酬の構成比が上昇したものです。</p> <p>○ なお、接続料原価に見込んである報酬は、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するための資本コストであり、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込むべきものと考えます。</p> <p>○ また、①～③の各項目についての考えについては以下のとおりです。</p> <p>① 未利用芯線については、基本的には将来の利用に備えるものであり、そのための投資の合理性検証のため、芯線使用率に係るデータを総務省に継続的に提供しており、今後でも対応していく考えです。</p> <p>② 資本構成比の算定方法については、2016 年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(2016年3月31日)において「総務省において参考とすることが適当」とされたところ、接続料の算定等に関する研究会における議論を経たうえで、第一次報告書の中で『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上す</p>	<p>○ 報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、報酬額の算定方法について必要に応じ見直しを検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ ソフトバンク意見において指摘されている観点についても、今後、総務省が必要に応じ行う検討の中で議論されることが適当と考えますが、各論点についての当審議会の現時点の考え方は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 光ファイバの未利用芯線については、接続研の議論を基に、「少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え」(最小限投資合理性)等を踏まえ、投資の合理性に関する検証を行っているところですが、これまで実施されたサン 	<p>無</p>

<p>3月31日)において、「総務省において参考とすることが適当」とされていること。</p> <p>③ 公共料金算定における自己資本比率として、電力業界では30%(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第5条第4項)、ガス業界では35%(一般ガス事業供給約款料金算定規則別表第1第2表)と固定されているところ、今回適用のNTT東日本殿における自己資本比率は75.3%、NTT西日本殿における自己資本比率は51.8%と他業界に比し著しく高い状況にあり、結果として報酬高止まりの主要因となっていることから、例えば固定値や上限を設けることについての検討。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 今回の認可申請において、「接続料の算定等に関する研究会」でのご議論結果を踏まえ、報酬の算定のうち、自己資本利益率の算定方法について見直しが見込まれており、報酬の過度な上昇は抑制されているものの、2022年度見込と比較して2割程度上昇しております。</p> <p>〔 NTT 東日本殿報酬額:2022 年度見込 492 億円→2023 年度予測 593 億円+21% NTT 西日本殿報酬額:2022 年度見込 337 億円→2023 年度予測 406 億円+20% 〕</p> <p>今後も景気動向や金融政策次第ではリスクフリーレートの上昇等も想定され、報酬の見直しに伴う加入光ファイバ接続料の更なる上昇が懸念されます。</p>	<p>ることによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当であり、現行採られている方法を見直す必要がある」との整理により具体化され、その点を既に接続料算定に織り込んで算定しているものです。</p> <p>③ 自己資本比率については、資金調達の実態を踏まえた適正な資本コスト回収のため、当該比率を乗じる固定資産価額等と同様に実績を用いることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、当社の自己資本比率の水準については、電気通信役務の安定的な提供の確保のため、負債の返済を進めてきた結果であり、接続料算定の観点から資本調達方法を決定しているものではありません。</p> <p>(NTT東日本・西日本(ソフトバンク株式会社意見に関し))</p> <p>○ 接続料原価に見込んでいる報酬は、電気通信設備を構築・維持・運営し、役務や機能を安定的に提供するための資本コストであり、資金調達の実態を反映した会計実績に基づき適正に織り込むべきものであり、接続料の低廉化を目的に見直しを検討するべきものではないと考えます。</p> <p>○ なお、加入光ファイバについては、直近の需要や5Gなどの将来需要をふまえて投資を継続的に行っているところであり、そのためレートベースが増加することで、結果的に報酬額も増加しています。</p>	<p>ル調査においては、NTT東日本・西日本の投資の合理性に問題があったと言える事例はなかったと承知しています。引き続き本件検証及び公表を行っていくことが適当であり、更なるサンプル数の増加を検討するなどの実態把握の強化に向けた取組みについても、引き続きNTT東日本・西日本において検討することが適当と考えますが、関係事業者から、別の考え方に基づく検証方法の提案があった場合には、総務省において、必要に応じて検証の在り方について検討することが適当と考えます。</p> <p>・ 接続研の議論では、貸借対照表の簿価からレートベースの構成資産に基づく資本構成比を算定するにあたって、繰延税金資産以外の流動資産等について、これを自己資本から圧縮しなければならないのか、当時の関係事業者の提案では十分明らかとは言えないと整理されたと承知しています。繰延税金資産以外の流動資産等の扱いについて、関係事業者からの具体的な提案があれば、それに</p>
---	--	---

<p>そのため、「接続料の算定等に関する研究会」等の場で継続して様々な視点から、報酬の在り方についてご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>○ それに加えて、新型コロナウイルス感染症拡大等による自己資本利益率の回復を見込んだ影響もあり、報酬額が増加したものではありませんが、今回採用したイボットソン社のリスクプレミアムは自己資本利益率の安定性を高め、その大幅な増減を抑制する効果があり、今後は大幅な自己資本利益率の増減は起こらないものと考えています。</p> <p>(NTT東日本・西日本(中部テレコミュニケーション株式会社意見に関し)</p> <p>○ ソフトバンク株式会社様及び中部テレコミュニケーションズ株式会社様の「報酬」に関する意見に賛同します。</p> <p>○ 第一種指定電気通信設備接続料規則(以下、「接続料規則」といいます。)第12条第3項には、「第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常の見込みを超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。)の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。」と規定されているところ、NTT東西殿におかれては、上限値をそのまま採用し接続料を算定されております。</p> <p>接続料規則の規定は、あくまでも上限値を定めることにより適正範囲を定めているものであ</p>	<p>応じ、検討を進めていくことが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本比率について実績値を用いることは、資本調達の実態を適正に反映するという観点で合理的であると考えますが、他の制度における料金算定の在り方も踏まえて「適正な利潤」の算定方法としてより適切なものがないかどうかについては、必要に応じ、総務省において検討を行うことが適当と考えます。 ○ なお、アルテリア・ネットワークス再意見のとおり、NTT東日本・西日本においては、期待自己資本利益率として接続料規則上の上限値を採用する理由について、適切に説明することが適当と考えます。
---	--	--

	<p>り、採用した値が合理的であるとする根拠の説明を不要とするものではないと理解しております。</p> <p>従い、NTT東西殿におかれては、採用した値が合理的であることの根拠を説明することが妥当であり、また、その根拠について他事業者を初めとする利害関係者の意見照会を行った上で、審議会においてその合理性をご確認いただくという手順を踏むことが必要ではないかと考えます。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 光ファイバケーブルの未利用芯線の取り扱い議論について、以下のような点を踏まえて多角的かつ慎重に検討することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用芯線は新規ユーザーへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、自己設置事業者が迅速かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。 ・ また光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空き芯不足により追い張り工事が発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な経営を目指す自己設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく、工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制を目指して設備構築することになります。 		
--	---	--	--

	<p>○ また未利用芯線をレートベースから除外することは、自己設置事業者は未利用芯線つまり先行投資を含めたコストを全て負担する一方、接続事業者はそれを含まないコストで設備を使うことになり、接続事業者を有利とするものと考えます。仮にそうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT東西殿から借りる」方が有利となり、NTT東西殿以外の多数の自己設置事業者における投資インセンティブが減退するとともに、自己設置事業者と接続事業者との間の競争に歪みが生じる可能性があると考えます。</p> <p>(株式会社オプテージ)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、NTT東・西殿においては、2023年度以降も引き続きコスト削減・設備効率化の対応を実施いただくとともに、その取り組み内容・効果等を報告・公表いただくことが必要です。あわせて、総務省殿において、その取り組み内容・効果等について、検証・公表いただきたいと考えます。</p> <p>○ また、加入光ファイバの接続料については、原価に占める報酬額の割合が大きく、報酬の動向によって接続事業者が受ける影響が大きいことから、適宜、「接続料の算定等に関する研究会」等の場で、報酬の在り方等についても、引き続き、議論をする必要があると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>		
--	--	--	--

	<p>○ 加入光ファイバの報酬の在り方に関する「接続料の算定等に関する研究会」等の場での議論要望について、etc殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料原価に占める報酬額の割合は高い水準であり、特にNTT東西殿の自己資本比率はNTT東日本殿で75.3%、NTT西日本殿で51.8%と高い水準にあることから、自己資本比率の上昇により接続料が大幅に上昇することも懸念される状況であるため、例えば令和4年度接続料改定等に関する意見募集において弊社が意見した以下のような論点も含め、様々な視点から改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。</p> <p>① 光ケーブルの未利用芯線情報が蓄積されつつあることを踏まえた、接続料算定における未利用芯線の扱いについての具体的な検討。</p> <p>② 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集-実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等-」において、KDDI殿が「報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除の観点等から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当」である旨意見し、それに対して、平成28年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書(平成28年3月31</p>		
--	---	--	--

	<p>日)において、「総務省において参考とすることが適当」とされていること。</p> <p>③ 公共料金算定における自己資本比率として、電力業界では30%(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第5条第4項)、ガス業界では35%(一般ガス事業供給約款料金算定規則別表第1第2表)と固定されているところ、今回適用のNTT東日本殿における自己資本比率は75.3%、NTT西日本殿における自己資本比率は51.8%と他業界に比し著しく高い状況にあり、結果として報酬高止まりの主要因となっていることから、例えば固定値や上限を設けることについての検討。</p> <p>○ また、今回の認可申請において見直しがされた自己資本利益率の算定で用いられるCAPM的手法におけるβ値に関しては、弊社提出意見の通り、固定通信事業における事業リスクは移動通信事業よりも低いと考えられることから、少なくとも移動通信事業の接続料算定に用いられるβ値よりも低い値を採用すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ ソフトバンク株式会社殿、中部テレコミュニケーション殿の意見に賛同致します。</p> <p>○ 加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は大きく、接続料が大きく変動する要素となっていることから、報酬の在り方については、引き続き接続料の算定等に関する研究会で議論が行われるべきと考えます。</p>		
--	--	--	--

	<p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ソフトバンク株式会社殿の加入光ファイバの報酬の在り方に関して包括的に議論すべきとの意見及び中部テレコミュニケーション株式会社殿の「接続料の算定等に関する研究会」等の場で継続して様々な視点から、報酬の在り方についてご検討いただくことを要望」との意見に賛同します。 ○ 令和5年度加入光ファイバ接続料の認可申請において、報酬額の割合は、東日本電信電話株式会社殿は34.2%、西日本電信電話株式会社殿は28.2%と原価の内の約3割を占めており、FY22との比較でFY23年度接続料原価において東日本電信電話株式会社殿:101億円増加、西日本電信電話株式会社殿:69億円増加と今算定における接続料上昇の主要因となっています。ブロードバンドサービスの更なる展開を行うにあたり、加入光ファイバ接続料の低廉化は必要不可欠となるため、ソフトバンク株式会社殿の「CAPM的手法におけるβ値については、日本電信電話株式会社殿のβ値よりも低く、かつ移動通信事業の接続料算定に用いられるβ値よりも低い値を採用すべき」との意見や東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿の自己資本比率が高い水準であること等を踏まえ、報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。 <p>(地域情報化電気通信事業者協議会)</p>		
--	---	--	--

意見 10	再意見10	考え方10	
<p>● 光信号端末系伝送路の指定設備管理運営費は、令和5年度と比べて令和6・7年度は上昇傾向となっている。加入光ファイバの需要の増加に伴いコストも増加することも想定されるが、NTT東日本・西日本においては更なる費用効率化・費用削減努力を実施いただきたい。</p> <p>● 現行算定期間におけるコストの効率化に係る総務省の要請は、一定程度NTT東日本・西日本のコスト削減インセンティブに寄与したものと考えられる。令和5年度以降についても同旨の要請を行うべき。</p> <p>● 令和3年度の取組効果は令和2年度と比べて小さく、特にNTT西日本の一部費目においてはコストが増加している。コスト増加の要因を明らかにするとともに、今後更なる効率化・費用削減努力を実施いただきたい。</p> <p>● 同旨意見(1者)</p> <p>○ 算定根拠資料上の端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)の指定設備管理運営費に着目すると、令和5年度の指定設備管理運営費の実績と比べ、令和6年度、7年度の実績はNTT東西殿ともに上昇傾向となっています。加入光ファイバは今後も需要の増加が想定され、それに伴いコストが増加することも想定されますが、NTT東西殿においては指定設備管理運営費の低減に向けた更なる効率化・費用削減努力を実施いただきたいと考えます。</p> <p>○ また、現在の加入光ファイバ接続料の算定期間まで実施された以下取り組みは、一定程度</p>	<p>■ これまでもコスト・投資の効率化を進め、加入光ファイバ接続料を低減させてきた。昨今の労務費・原材料費等の高騰により費用は増加傾向にあるが、企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考え。また、効率化の取組・効果については今後も総務省に説明する考え。</p> <p>■ NTT西日本においては令和3年度も費用全体では効率化を実現しているが、管理・共通費は本社への業務移管・業務統合、試験研究費は取得固定資産価額比による配賦の影響によりコストが増加している。</p> <p>● 賛同意見(3者)。</p> <p>● NTT東日本・西日本において、引き続きコスト削減等に努めるとともに、接続料の大幅な変動が講じないよう対策を講じていただくよう要望(再意見3と同)。</p> <p>○ 当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進め、接続料原価の削減等に努めることで加入光ファイバの接続料を低減させてきたところです。</p> <p>○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、費用は増加傾向にあります。株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです。</p> <p>○ また、加入光ファイバに係る効率化に関する取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスで総務省へ説明する考えです。</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組については、前々算定期間でNTT東日本では630億円、NTT西日本では537億円を削減し、前算定期間でNTT東日本では342億円、NTT西日本では376億円(既に実績が取りまとまった令和3年度まで)が削減されたと承知しています。</p> <p>○ 左記意見等のとおり、今次算定期間においても、費用や投資の効率化によって加入光ファイバの</p>	<p>無</p>

<p>NTT 東西殿のコスト削減インセンティブに寄与したものと考えられるため、総務省殿においては NTT 東西殿に対し、令和 5 年度以降も当該取り組みを実施するよう要請いただき、状況を注視いただきたいと思います。</p> <p>【令和3年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)】 加入光ファイバの接続料について、現在の算定期間である、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度(以下「各報告年度」という。)において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに、総務省に報告すること。</p> <p>○ 令和3年度の取組効果に関しては、令和2年度と比べコスト削減効果が小さく、特に NTT 西日本殿においては、管理・共通費及び試験研究費が令和2年度からコストが増加しています。これらのコスト増加の要因を明らかにするとともに、今後コストが削減されるよう更なる効率化・費用削減努力を実施いただきたいと思います。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 総務省殿からの要請に基づき、NTT 東日本殿・NTT 西日本殿においては 2020 年度から 2022 年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等の実績について報告がなされておりますが、NTT 東日本殿・NTT 西日本殿に対し費用削減・効率化の確実かつ継続した実施を促進するため、2023 年度以降も同様の報</p>	<p>(NTT東日本)</p> <p>○ 昨今の労務費や原材料費等の高騰により、費用は増加傾向にありますが、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです。</p> <p>○ なお、当社はこれまでも、企業努力によるコスト・投資の効率化を進めてきたところであり、2021年度においても費用全体では効率化を実現しているところではあるが、管理・共通費については業務の全体最適化を志向した本社への業務移管・業務統合等を進めたこと、試験研究費については、当年度取得固定資産価額比で配賦しているところ、光ファイバ関連とそれ以外とで当年度取得固定資産価額の程度に差分が生じていること、によって結果的にコストが増加したものです。</p> <p>○ また、加入光ファイバに係る効率化に関する取組みとその効果については、今後も認可申請のプロセスで総務省へ説明する考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ データ通信の情報量が拡大する中、ICTサービスの高度化の基盤として、今後も光ファイバへの需要の増加が見込まれます。</p> <p>東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿におかれては、引き続きコスト削減等に努めるとともに、接続料の大幅な変動が生じないよう対策を講じていただくことを</p>	<p>接続料原価を削減することへの要請は引き続き高いと考えます。令和5年度から令和7年度まで加入光ファイバに係る費用や投資の効率化の実施内容及び効果について、それぞれの年度の会計実績がとりまとまる年度において総務省に報告することを、総務省から NTT 東日本・西日本に対し要請することが適当と考えます。(要請)</p> <p>○ なお、NTT 東日本・西日本においては、前算定期間に関する報告と同様、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に定める業務区分毎の内訳を分類するなどした上で、各項目の効率化・削減等の程度が可視化されるような形で報告することが適当であり、各項目における効率化・削減等の状況について、適切に説明を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ また、NTT 東日本・西日本においては、コスト効率化・削減の進展等の状況変化を踏まえつつ、必要に応じ新たな効率化の取組みを検討することが望ましいと考えます。</p>
---	--	---

<p>告を継続し、適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証する必要があると考えます。 (中部テレコミュニケーション株式会社)</p>	<p>要望します。 (楽天モバイル株式会社)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、NTT東・西殿においては、2023年度以降も引き続きコスト削減・設備効率化の対応を実施いただくとともに、その取組み内容・効果等を報告・公表いただくことが必要です。あわせて、総務省殿において、その取組み内容・効果等について、検証・公表いただきたいと考えます。</p> <p>○ また、加入光ファイバの接続料については、原価に占める報酬額の割合が大きく、報酬の動向によって接続事業者が受ける影響が大きいことから、適宜、「接続料の算定等に関する研究会」等の場で、報酬の在り方等についても、引き続き、議論をする必要があると考えます。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ KDDI株式会社殿、中部テレコミュニケーション株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿の意見に賛同致します。</p> <p>○ NTT東西殿の努力による費用削減・効率化の取組については、これまで接続料の低廉化に対して効果を上げている事から、確実かつ継続した実施を促進するために、新たなコスト削減策の追加も含め今後も取り組みを継続して頂き、総務省殿により適切な費用削減・効率化が実施されているかを検証する事が適当であると考えます。</p>		
---	--	--	--

	(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
意見 11 ● メタル回線の減少傾向は、固定電話網のIP網への移行も踏まえて一層進んでいく可能性もある。今後、電柱・土木設備のコストの情報の開示や耐用年数の見直し等を含め、算定方法の見直し・検証が必要。	再意見11 ■ 電柱・土木コストについては、予見性向上に資するよう、透明性確保に努めていく考え。 ■ 接続料の算定方法は、コスト負担の適正性確保の観点から議論されるべきもの。耐用年数の見直しは、財務会計の観点から行うものであり、接続料の低廉化を目的として実施するものではない。 ● 電柱・土木設備はメタル回線・光ファイバを用いた安定的なサービス提供に必要不可欠であり、コストは適正に回収される必要がある。契約者数比による現行の算出方法は合理的かつ公平。	考え方11	
○ 電柱・土木設備におけるメタル回線の減少傾向は、今後の固定電話網のIP化等も踏まえると、一層進んでいく可能性もあるのではないかと考えます。今後、光ファイバのコストが過度に大きくはならないよう、電柱・土木設備コストの情報の開示や、耐用年数見直し等を含む、算定方法の見直しの検証等も必要ではないかと考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)	<電柱土木のコスト開示・算定方法について> ○ 電柱土木コストに関する情報開示については、接続料を負担する接続事業者様における予見性向上に資するよう、透明性確保に努めていく考えです。 ○ また、接続料の算定方法については、接続料水準の調整を目的に見直し等すべきものではなく、コスト負担の適正性確保の観点から議論されるべきものです。 ○ なお、光ファイバの耐用年数の見直しについては、公正妥当な会計基準に照らし適正な決算を行うという財務会計の観点から、外部の監査法人の承認を得た上で実施するものであり、接続料の低廉化を目的として実施するものではありません。	○ 電柱・土木設備に係るコストについては、光ファイバ・メタル回線間で契約者数比により按分されていますが、加入光ファイバ接続料原価の内訳における電柱・土木設備に係るコストについては、算定根拠上明らかにされていません。 ○ 今後、当該コストが加入光ファイバ接続料に及ぼす影響が大きくなっていくことが予想されることを踏まえれば、加入光ファイバ接続料の透明性を確保するため、算定根拠においてその影響を示すことが適当と考えます。 ○ そうした透明性の確保の取組	無

	<p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 電柱・土木設備は、メタル回線及び光ファイバの安定したサービス提供に必要不可欠な設備であり、持続的な事業運営やサービスの安定提供のためには、当該設備コストは適切に回収される必要があると考えます。</p> <p>この点、「メタル回線のコストの在り方について 報告書」(平成25年5月)の考え方に基づいて、メタル回線と光ファイバの契約者数比で按分されているところ、現行の算出方法は合理的かつ公平性が担保されていると考えます。</p> <p>(株式会社オプテージ)</p>	<p>や、電柱・土木設備に関する過去の議論の経過を踏まえつつ、総務省において、必要に応じ電柱・土木設備に係るコストに関する検討を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見 12</p> <p>● 今次申請は5月下旬に行われ、その段階で初めて接続事業者に単金が公表されたため、当年度で計画していた予算に影響が生じている。接続事業者の事業影響等を考慮し、予見性を高める観点から、モバイル接続料の場合と同様の接続料予測を事業者に公開するほか、接続料の変動・調整額の発生に大きく影響する施策を実施する場合や、接続料に大きく影響する要因を把握した場合等には、接続約款変更認可申請に係る接続事業者への説明会のタイミングを待たずに、接続料の予見に資する情報を接続事業者に開示すべき。</p>	<p>再意見12</p> <p>■ 加入光ファイバ接続料については、乖離額の状況、資本コストの算出に係る各種比率等に関して事前に情報開示を行っており、今後も同様の対応を行う考え。</p> <p>■ 接続料の予測の公表に関する意見(再意見3と同旨)。</p> <p>● 賛同意見(3者)。</p>	<p>考え方12</p>	
<p>○ 将来原価方式の認可申請については、通常3月末までに認可完了となるところ、今回の申請は5月下旬に申請がなされ、その段階で初めて接続事業者に対して単金が公表されまし</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度の実績から複数年度の算定期間中における乖離額調整に係る</p>	<p>○ 接続料の予測の公表に関する考え方については、考え方3のとおりです。</p> <p>○ NTT東日本・西日本において</p>	<p>無</p>

<p>た。またその単金については前年度単金と比べて1割強の増加となり、当年度で計画していた予算に影響が生じています。接続事業者への事業影響等も考慮し、予見性を高める観点から、NTT東西殿においては、モバイル接続料の場合と同様に毎年度向こう3年の接続料予測を事業者向けに公開することに加え、接続料の変動や調整額の発生に大きく影響する施策を実施する場合や接続料に大きく影響する要因(需要の大幅減少・災害等による指定設備管理運営費の上昇・報酬の大幅上昇・乖離額調整による単金の大幅変動等)を把握した場合などには、認可申請に関する接続事業者への説明会のタイミングを待たずに、その主要因と次年度以降の単金への影響等、接続料の予見に資する情報を接続事業者に開示すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>実績収入と実績費用の乖離の状況について、可能な限り毎年度10月末に、開示してきたところです。加えて、主な接続料に係る原価・需要・資本コストの算出に係る各種比率等についても翌年度接続料の認可申請に先立ち、10月末の再計算報告時において情報の事前開示を行っています。今後も引き続き、同様の対応を行う考えです。</p> <p>○ なお、当社は接続事業者様と多様な接続形態で接続し、様々なアンバンドル機能を提供しているところ、それらのアンバンドル機能について、将来原価方式により算定している接続料の予測を毎年見直すことや実績原価方式により算定をしている接続料等について予測をすることは、費用や需要の動向の予測に相当の稼働を要する上、仮に将来の接続料水準を一定の前提を置いて推計しても、予測と実態に乖離が発生することは避けられず、かえって接続事業者様の混乱を招くおそれがある等、コストに見合う便益は得られないと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>ソフトバンク株式会社様の「認可申請時期」に関する意見及びKDDI株式会社様の「激減緩和措置の適用」に関する意見に賛同します。</p> <p>接続事業者が予見不可能な時期の認可申請による大幅な接続料の値上げは、接続事業者の事業経営に与える影響を考慮し、令和5年度において値上げとならざるを得ない場</p>	<p>実施している予見可能性向上のための情報開示の取組みについては、NTT東日本・西日本において、接続事業者の意見・要望を踏まえつつ、追加的な対応の要否について検討することが適切と考えます。</p>
---	---	---

	<p>合は、算定期間において原価を平準化する等、値上げの見送りまたは最小限の値上げ幅とする措置をとられるよう強く要請致します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、接続事業者における予見可能性を確保する観点から、NTT東・西殿においては、第二種指定電気通信設備設置事業者が将来原価方式にて算定するデータ接続料と同様、加入光ファイバの接続料について毎年度3年度分の適用単金・予測単金を提示することを要望いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p> <p>○ KDDI株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿、中部テレコミュニケーション株式会社殿の意見に賛同致します。</p> <p>○ 公正な競争環境を確保するための取り組みとして、将来原価方式による接続料の算定では予測単価が提示され、接続事業者の予見性を向上させることが重要であると考えます。</p> <p>しかしながら、接続事業者が中期事業計画を立案する際の期間は通常3年から5年程度であるところ、現行の3年ごとの認可申請のみでは接続料の変動を事業者が正確に予測することは容易ではありません。</p> <p>また、今回のような接続料の大きな上昇などの変動リスクを想定した場合、接続事業者の投資判断が硬直化する等、結果として電気通信</p>		
--	--	--	--

	<p>事業における公正な競争環境に影響を与える可能性も考えられます。</p> <p>接続事業者が次年度以降の変動を見越して事業計画を立案するためにも、毎年3年分の接続料を算定、提示していただく事が適切であると考えます。</p> <p>(ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見 13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入光ファイバ等の提供遅延については検討の継続を要望する。新規参入時や後発事業者のサービス提供エリア拡大時にはコロケーションの利用が必要となるが、空調設備や電源設備の納期の長期化について、大きくは解決に至っておらず、標準的な提供日の設定等が納期短縮に有効ではないかと考える。通信の大容量化に伴い電力の需要は爆発的に増加しており、今後も継続していくと考えられるので、空調設備・電源設備に関する接続約款の規定について、時代に合わせた改善を検討することが適当。 ● 接続ルールの見直し・運用変更等には都度システム改修が必要となるが、システム改修費用が適正な金額であることについて、接続事業者が確認する手段がない。システム改修費用の低減等に向けて、調達条件等の公開・透明性の確保が行われるべき。 	<p>再意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 空調・電源の設備については、複数の要因により設備提供に要する期間は区々だが、可能な限り早期に利用開始できるよう努める考え。また、引き続き接続事業者から申込時期の分散等に関する協力をいただき、納期短縮に取り組む。 ■ システム改修にあたっては、事業者説明会で改修内容・費用を説明し、改修の是非について合意を図った上で進めている。 ■ 改修にあたっては関連システムとの連携に配慮しつつ、関連コストの全体的な低廉化、品質の維持・向上を実現できるよう調達している。これらの点についても、事業者説明会で丁寧に説明し、理解を得ながら改修を進めていく。 ● 賛同意見(2者)。調達条件等の情報を開示いただき、総務省において適正性を検証する必要(1者)。改修についてはコストの総額のみが開示される状況であり、細分化したコストは開示されないが、接続事業者が必要な機能を取捨選択し、改修費の低廉化を図れるようにすべき(1者)。 	<p>考え方13</p>	

<p>○ 納期問題については、接続料の算定等に関する研究会(第70回)でコロケーションの納期遅延に関する課題についても取り上げて頂きましたが、引き続き納期改善についての継続検討を要望します。新規事業者の参入や後発事業者のエリア拡大時には、コロケーションの利用が必要となりますが、空調や電源の納期が長期化する事に関しまして、これまで大きくは解決に至っておらず、標準的な設備提供日の設定などが納期短縮に有効ではないかと考えます。</p> <p>デジタル需要の拡大に伴う通信の大容量化などにより、過去の固定電話の時代等に比べて、電力の需要は爆発的な増加となり、今後も継続していくものと考えられます。空調と電源に係る接続約款につきましても、時代に合わせた改善等を検討することが適当であると考えます。</p> <p>○ 接続制度の議論を経て制度変更を行う際や、NTT 東西殿の提案、または接続事業者が要望する運用変更の実現には、都度システムの改修が必要となります。システム改修の内容や費用については、定期的にNTT 東西殿から接続事業者向けに説明会が行われていますが、提示されるシステム改修費用が適正な金額であるかについては、接続事業者側で確認する手段がありません。</p> <p>今後はシステム改修費の低減に向けた取り組みや、接続料に関わるコスト削減と効率化の推進も検討していく必要があります。そのため</p>	<p>○ 空調、電源の設備提供については、提供検討時において現地調査による検討が追加が必要となる場合、工事会社の稼働確保や物品調達に期間を要する場合、電力ケーブルの配線工程等の付帯工事を伴う場合等、複数の要因により設備提供に要する期間は区々であるところ、当社としても、可能な限り接続事業者様が早期に利用開始いただけるよう努めております。</p> <p>また、引き続き接続事業者様に申込時期の分散や平準化に向けたご協力もいただきつつ、空調、電源の設備提供に係る納期短縮に取り組む考えです。</p> <p>○ 接続事業者様にご利用いただくシステム改修にあたっては、事業者説明会の場(システム意見交換会)で、接続事業者様へ改修内容や費用についてご説明し、改修の是非について合意を図った上で進めているところです。</p> <p>また、システム改修にあたっては関連システムとの連携にも配慮しつつ、システム関連コストの全体的な低廉化や品質の維持・向上を実現できるように調達をしているところであり、これらの点についても必要に応じて事業者説明会の場等で丁寧な説明を実施し、接続事業者様のご理解を得ながらシステム改修を進めていく考えです。</p> <p>なお、システム改修費の低減に向けた取り組みや、接続料に関わるコスト削減と効率化の推進については、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力とし</p>	<p>○ 意見前段における提案については、まずは事業者間の協議・取組により提供遅延の実態的な改善を図っていくことが先決であると考えられますが、その上で、当該ルールが「接続を円滑に行うために必要なもの」であり、提供遅延の改善又は提供遅延に係る利用者対応の改善に資することが明らかとなれば、総務省において、必要に応じ、接続約款の変更等の制度の見直しを図っていくことが適当と考えます。</p> <p>○ その際、当該ルールが過剰なりソースの確保につながってしまえば、結果としてコロケーション料金の上昇として接続事業者に跳ね返る可能性があることに留意しつつも、コロケーション提供の著しい遅延により接続事業者の自由なサービス提供や十分な展開が阻害されるような状況とならないよう、提供の実態を踏まえた検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 意見後段については、NTT東日本・西日本の行うシステム改修の経費のうち、接続料の原価となるものに関しては、能率的な経営の下における適正な原価と捉えられるものであることが必要です。特</p>	<p>無</p>
---	---	--	----------

<p>には、調達条件などについての公開や透明性の確保が行われるべきと考えます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>て、引き続き取り組む考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、制度変更・運用変更の際に、NTT東・西殿にて実施されるシステム開発・改修については、かかる費用が接続料に算入されることから、その適正性・透明性の確保が必要であると考えます。</p> <p>○ したがって、今後も費用の削減・効率化等について対応いただくとともに、透明性確保の観点から、NTT東・西殿においては、調達条件等のシステム開発・改修に関する情報を開示いただき、その適正性について総務省殿において検証をいただく必要があると考えます。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ NTT東西殿のシステム改修費用の公開について、SNC殿の意見に賛同します。NTT東西殿において実施されるシステム改修に関しては、基本的に総額のみが開示される状況であり、接続事業者から、細分化した機能ごとのコストの開示を求めた場合にも、開示いただけないことが多い状況です。接続料にも影響があるシステム改修費用について、NTT東西殿において細分化した機能ごとのコストを提示し、接続事業者側で必要な機能を取捨選択し、システム改修費の低減化を図れるようにすべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>に、回線管理運営費として接続事業者のみが負担するシステム改修経費については、適正性・透明性を確保する必要性が高く、まずはNTT東日本・西日本において機能ごとの費用の内訳等も含め、関係する接続事業者に適切に説明することが適当と考えます。</p> <p>○ その上で、システム改修経費の適正性・透明性については、「接続料の算定に関する研究会 報告書」(平成10年11月6日)における検討を踏まえ、接続約款上、接続事業者が網改造に係るソフトウェア開発費の適正性に関する協議をNTT東日本・西日本に申し込む手続が整備されているところですが、ネットワークの仮想化等が進展する中、指定設備の機能においてソフトウェアの果たす役割は増大していくことが予想されるところ、今後、必要に応じ、総務省において検討を深めていくことが適当と考えます。</p>
---	---	--

2 次世代ネットワーク(NGN)の県間通信用設備に係る接続料の設定等

(意見及び再意見の概要: ■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見、考え方は本文を参照。)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 14</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来原価方式の採用に賛同。 ● 今後の制度変更においては、事業者の予見性確保のため、見直し毎の激変緩和措置及び直接的な関係者の意見の反映を要望。 	<p>再意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 算定方式の変更を検討する際には、省令の規定・需要動向を踏まえ、接続事業者の意見を必要に応じ伺いながら対応していく考え。 	<p>考え方14</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の算定方式である、将来原価方式については基本的に賛成である。 ○ 今後の制度変更に当たっては、事業者の事業予見性を確保できるようにするため、見直しごとに激変が起きないような緩和措置を要望する。また制度の変更に当たっては、直接的な関係者の意見を反映してもらうことを要望する。(一般社団法人IPoE協議会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、算定方式等の変更を検討する際には、省令の規定や需要動向等を踏まえ、必要に応じて現に対象設備を利用している接続事業者様のご意見も伺いながら対応していく考えです。(NTT東日本・西日本) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料が大幅に変動する場合には、必要に応じ、調整額の繰延べ等による激変緩和措置について検討を行うことが適当と考えます。 ○ なお、関係省令等の改正や接続約款変更の認可にあたっては、当審議会への諮問が義務づけられており、当審議会が原則として2回の意見募集が行うなど、関係者の意見を踏まえた検討を行う仕組みとなっていますが、今後も引き続き、オープンな議論を進めていくことが重要であると考えます。 	無
<p>意見 15</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本において引き続き県間接続料引き下げの努力がなされることを希望。 ● PPPoE接続に係る県間接続料についても、IPoE方式と同機能であり、設備も主要な部分を共用しているため、原価も同等のものである 	<p>再意見15</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ PPPoE方式については、令和3年答申が示した考え方に係る状況は現時点でも変わっていない。PPPoEに係る県間接続料については、今後も市場状況や競争環境等を勘案の上で設定する考え。 	<p>考え方15</p>	

<p>と考えられ、PPPoE接続についても、原価ベースで算定されることを要望。</p>			
<p>○ IP通信網の県間伝送機能の第一種指定設備への指定は、当協会がかねてより要望してきましたが、今回 NTT 東西から従来の金額を下回る料金の申請が行われたことで、省令改正等の成果が早速実現したものと思います。NTT 東西において、引き続き引き下げの努力がなされることを要望します。</p> <p>○ 今回、IPoE 方式の県間伝送機能について、第一種指定電気通信設備としての申請が行われ、原価ベースでの接続料の算定が行われました。</p> <p>PPPoE 方式については、制度上引き続き非指定になるものと思いますが、PPPoE も IPoE も同じ機能であり、設備も主要な部分を共用しているため、提供原価も同等のものであると考えられます。このため、PPPoE での利用についても、原価ベースでの算定とすることを要望します。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p><PPPoE方式に係る県間伝送路の接続料金について></p> <p>○ PPPoE方式については、情報通信審議会における最終答申(2021年9月)において、「各都道府県に接続点(POI)が設けられており、その接続点に接続すれば特定の県のみへのサービス提供が可能であることから、加入者回線の利用に当たりNTT東日本・西日本の県間通信用設備を、不可避免的に利用しなければならないと考えることは困難である。」との考え方が示されており、その状況は現時点においても変わっていない認識です。</p> <p>○ 上記を踏まえ、PPPoE方式に係る県間伝送路の接続料金については、今後も市場状況や競争状況等を勘案の上、料金を設定する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ IPoE接続に用いる県間接続料の算定方法等については、総務省及び当審議会において、引き続き注視していくことが適切と考えます。</p> <p>○ PPPoE接続に用いる県間通信用設備については、「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 ～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」(令和3年9月1日情報通信審議会答申。以下「令和3年答申」という。)において、「各都道府県に接続点(POI)が設けられており、その接続点に接続すれば特定の県のみへのサービス提供が可能であることから、加入者回線の利用に当たりNTT東日本・西日本の県間通信用設備を、不可避免的に利用しなければならないと考えることは困難」とされ、第一種指定設備として指定されていません。接続料算定の適正性・透明性は、指定設備か否かにかかわらず確保されるべきものであることに留意しつつ、まずは事業者間の協議や県間接続に係る事業者間の競争によってその接続料の</p>	<p>無</p>

		適正性が確保されるべきと考えます。	
<p>意見 16</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IPoE方式について、県間通信用設備を使わずに接続する形態、特定の県域でサービスを提供する形態等を可能としていただきたい。 ● IPoE方式のゲートウェイルータについては、一刻も早く本則どおりの算定とすべき。 ● PPPoE方式の網終端装置についても、網使用料による算定とすべき。 	<p>再意見16</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 単県POIを要望に応じ順次開設してきた。今後も要望に基づき単県POIの増設が進み、全県にPOIが開設された際には、全県において県間通信用設備を利用せず接続できる形態が可能になる。 ■ IPoE方式のゲートウェイルータについては接続研報告書において示された考え方に係る状況は現時点においても変わっていない。 ■ PPPoE方式の網終端装置については、算定方法の見直しについて要望があれば協議する考えだが、見直しの内容によっては事業者によって影響が異なることも想定されることから、広く接続事業者の意見を伺って進める必要。 	<p>考え方16</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ IPoE方式についても、当協会がかねてより主張している通り、完全単県での参入を可能とすべきであり、県間伝送機能を使わずに接続する形態、特定の県域でサービスを提供する形態などをできるようにしていただきたいと考えます。 ○ 上記の意見と関連して、IPoE方式のゲートウェイルータの接続料は、経過措置により当面の間網改造料に準ずる方式で計算されています。当協会がかねてより主張しているとおり、一刻も早く本則通りに移行すべきであると考えます。 ○ あわせて、PPPoE方式の網終端装置も、すべての事業者向けに同一仕様の装置を使用して 	<p><IPoE方式に係る単県POIについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IPoE方式に係る単県POIについては、これまでも接続事業者様の要望に応じて、順次開設してきたところです。 ○ 今後、接続事業者様からの要望に基づき、更なる単県POIの開設が進み、全都道府県にPOIが開設された際には、全ての県において県間伝送路に係る接続機能を利用することなく接続できる形態が可能になります。 <p><ゲートウェイルータに係る接続料金></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料の算定に関する研究会 第六次報告書において、「関門系ルータ交換機能 (IPoE方式に用いられるものに限る。)の利用中止費の扱いについて、関係者からのヒアリングの結 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見のうち、県間通信用設備を使わない接続形態については、全ての都道府県の区域で単県POIと接続することにより、実現可能であると承知しています。 ○ 一方、IPoE方式に係る現在のNGNの仕様の下では、特定の都道府県の区域でのみサービス提供を可能とするためには、全国にサービス提供するための県間接続料以上の網改造料が生じると承知しています。NTT東日本・西日本においては、引き続き接続事業者との個別協議・団体協議を進め 	無

<p>おり、提供機能も画一的ですので、網使用料による計算とすべきと考えます。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>果、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が現在も続いている状況であり、それに伴いVNE事業者が利用するPOIの種別やポート数も変動しており、また、各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している状況であるといった事情が判明した。このような変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない」との考え方が示されており、その状況は現時点においても変わっていない認識です。 <網終端装置に係る接続料金> ○ 料金算定方法等の見直しについて具体的にご要望頂ければ協議させていただく考えです。ただし、見直しの内容によっては事業者ごとの影響が異なることも想定されることから、検討にあたっては広く接続事業者様の意見を伺いながら進める必要があると考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>るとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じて、制度的な対応を含めて検討することが適当と考えます。 ○ IPoE方式のゲートウェイルータ及びPPPoE方式の網終端装置に関する意見については、今次の接続料の改定等に関する意見ではありませんが、当審議会の考え方はそれぞれ令和5年度及び令和3年度の接続料の改定等で示したとおりです。(「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更(令和5年度の接続料の改定等)」に対する答申(令和5年情郵審第14号)考え方7及び「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更(令和3年度の接続料の改定等)」に対する答申(令和3年情郵審第24号)考え方7)</p>	
<p>意見 17 ● IPoE接続は主要なインターネット接続方式であり、仮に単県POIがあまねく地域で整備された場合でも、指定解除については、競争の減退が発生しないよう、多様な観点から議論・検討いただくことを希望。 ● NTT東日本・西日本が調達した他社設備が、当該設備を提供するグループ企業への利益の付け替えとなる等の潜脱が行われないう、他社設備の調達状況や算定過程について総務省において確認が行われ、接続事業者に開示</p>	<p>再意見17 ■ 他社設備の調達では公募を行っており、公平性・透明性を担保できている。</p>	<p>考え方17</p>	

<p>されること等により、適正な接続料が維持・確認されていくことを希望。</p>			
<p>○ IP 音声接続、IPoE 接続の NGN 県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有するものとして第一種指定電気通信設備として指定されることに賛同します。特に、IPoE 接続は主要なインターネット接続方式であることから、仮に県域 POI があまねく地域で整備された場合でも、非指定設備化の議論にあたっては、市場において競争の減退が発生することがないよう、経済的複製可能性など多様な観点から議論・検討していただくことを希望します。</p> <p>○ 他社設備のコストについても一体的に接続料原価に参入することに賛同します。NTT 東西殿によって調達された他社設備が、設備を提供するグループ企業による利益の付け替えとなる等、接続料金算定に当たり潜脱が行われることがないよう、他社設備の調達の状況や算定の過程について総務省殿により確認が行われ、かつ接続事業者に開示されること等により、適正な接続料金が維持・確認されていくことを希望します。</p> <p>(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)</p>	<p>○ 他社設備の調達にあたっては公募を行っており、公平性・透明性を担保できているものと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 県間通信用設備の指定解除については、令和3年答申において整理されたとおり「効率的なネットワークを前提に、東日本エリア又は西日本エリア全域へのサービス提供を行うために接続が行われている実態が継続しているかという点や、接続事業者間やNTT東日本・西日本と他の県間接続を提供する事業者間での競争の状況、接続事業者による円滑な提供が実現しているかという点等を踏まえ、県間通信用設備の不可避免性の変化が明確に認められる場合には、必要に応じて、見直しを検討することが適当」と考えます。</p> <p>○ 他社設備のコストについては、令和3年答申において「他社設備の調達が競争的に行われるよう、調達の実施状況を把握し、必要な場合には総務省においてルールの検討等を行うべき」と整理されたと承知しています。今次申請に用いた令和3年度の実績値でも、IPoE接続に用いる県間伝送路の原価において、NTT西日本で92.3%が他社設備の使用料となっており、その適正性を確保する重</p>	<p>無</p>

		要性が高いことが確認されたと言え、総務省においては、NTT東日本・西日本の行う県間通信用設備の調達状況について、引き続き注視することが適切と考えます。	
意見 18 ● IPoE方式のゲートウェイルータの接続料については速やかな本則の適用が必要。 ● また、優先パケット転送機能を利用する音声通信サービスにも適合するよう、小容量化について議論されることを希望。	再意見18 ■ 接続研報告書において示された考え方に係る状況は現時点においても変わっていない。 ■ IPoE方式のゲートウェイルータの小容量化については、要望があれば協議する考え。	考え方18	
○ IPoE方式のゲートウェイルータの接続料は、速やかに本則の適用が必要です。 ○ また、優先パケット転送機能を利用する音声通信サービスにも適合するよう、この小容量化について議論されることを希望します。 (一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)	○ 接続料の算定に関する研究会 第六次報告書において、「関門系ルータ交換機能(IPoE方式に用いられるものに限る。)の利用中止費の扱いについて、関係者からのヒアリングの結果、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が現在も続いている状況であり、それに伴いVNE事業者が利用するPOIの種別やポート数も変動しており、また、各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している状況であるといった事情が判明した。このような変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適切ではない」との考え方が示されており、その状況は現時点においても変わっていない認識です。 ○ ゲートウェイルータの小容量化については、これまで具体的な要望をいただけていませんが、ご要望があれば協議させていただく考えです。 (NTT東日本・西日本)	○ IPoE方式のゲートウェイルータの接続用ポートの小容量化については、接続研での議論を踏まえ、総務省から検討と報告を要請したところ(「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について」(平成29年9月8日総基料第162号))ですが、IP網や光ファイバへの移行が進む中であっても、音声サービスのための円滑な接続の実現が公正競争の確保のために重要であり続けることも踏まえ、NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者及びその団体の要望を聴取した上で検討を進めることが適切と考えます。	無

3 その他の事項

(意見及び再意見の概要: ■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見、考え方は本文を参照。)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 19</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認可申請された時点で初めて加入光ファイバ接続料が大幅な値上げとなることを認識した。事業計画への影響は小さく、接続事業者の適切な事業運営が可能となるよう、接続料の改定については、前年度中(値上げの場合には前年度上半期中)に認可申請か想定料金の公表を行うべき。 ● 接続事業者は、年度途中で初めて当該年度の接続料が値上がりすることを認識した。遡及精算を前提としたスケジュールでは、特に新規事業者や後発事業者にとって、予定していた参入やエリア拡大計画を見合わせる可能性もあり、市場全体に悪影響が及ぶ。前年度までに認可申請を行うことが望ましく、今後の認可申請は可能な限り早期に行っていただくことを要望。 	<p>再意見19</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 加入光ファイバ接続料に係る情報開示に関する意見(再意見3と同旨)。 ■ 今次申請については、直近の需要動向の変化を踏まえた今後の見直しを見極める必要があり、光ファイバの耐用年数について、見直しの必要性に関する総合的な調査・検討を進める必要があったことから年度をまたいだ申請となった。今次申請のような特段の事象が生じない場合は、これまで同様、可能な限り年度内の認可を想定した時期に申請を行う考え。 ● 賛同意見(2者)。認可申請が遅れた場合、接続事業者は次年度に支払う接続料を予見できず、申請があるまで適切な事業計画を立てられないほか、煩雑な遡及精算処理も発生する。今年度は、令和4年度に引き続きLRIC方式による接続料の改定に係る申請も遅れ、事業計画への影響も出ているが、こうした近年の状況からは申請が遅れることが恒常化しているようにも見受けられ、検討・議論に時間を要する場合は検討スケジュールを前倒す等により遅くとも年度内に申請を実施すべき(1者)。 	<p>考え方19</p>	<p>修正の有無</p>
<p>○ 今回、令和5年4月1日から適用される接続料として、5月22日にNTT東西殿により認可申請され、当社はその時点で初めて加入光フ</p>	<p>○ 加入光ファイバ接続料については、接続事業者様の予見性を高める観点から、当社の自主的な取組みとして、2020年度の実績から複数</p>	<p>○ 接続約款の変更はこれが適用される時期(年度開始日等)までにその認可が行われることが望まし</p>	<p>無</p>

<p>ファイバ接続料が大幅な値上げとなることを認識しました。NTT 東西殿の申請資料によれば、シングルスター方式で 10%以上、シェアドアクセス方式で 20%程度の値上げとなっていることから、本年度の当社事業計画への影響は小さくありません。接続事業者が策定した事業計画に基づき適切な事業運営が可能となるよう、NTT 東西殿においては、接続料の改定については、遅くとも前年度中(値上げとなる場合には、前年度上半期中)の認可申請または想定料金の公表を行い、接続事業者の予見性が確保できるタイミングで実施すべきと考えております。(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ 今次申請は5月22日に実施されましたが、接続事業者は令和5年4月からの今年度の接続料が予測できないまま、年度途中で初めて当該年度の接続料が値上がりすることを認識しました。</p> <p>遡及精算を前提とした改定スケジュールでは、接続事業者が当該年度の接続料を事前に予測することは困難です。このような状況下では、事業年度中に予期せぬ接続料の変動が生じた場合、その影響は大きくなります。特に新規事業者や後発事業者にとっては、予定していた新規参入や事業エリアの拡大計画を見合わせる可能性もあり、市場全体にも悪影響が及ぶことが考えられます。</p> <p>これらの影響を勘案すると、前年度までに認可申請を行っていただくことが、競争環境を考</p>	<p>年度の算定期間中における乖離額調整に係る実績収入と実績費用の乖離の状況について、可能な限り毎年度10月末に、開示してきたところです。加えて、主な接続料に係る原価・需要・資本コストの算出に係る各種比率等についても翌年度接続料の認可申請に先立ち、10月末の再計算報告時において情報の事前開示を行っています。今後も引き続き、同様の対応を行う考えです。</p> <p>○ なお、今回の申請については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍に伴うリモートワークの拡大によって増加した需要について、アフターコロナにおいて需要拡大スピードが急速にシュリンクする直近の需要動向の変化を踏まえた今後の見通しを見極める必要があったこと ・ 光ファイバケーブルの耐用年数について、直近の固定資産データに基づく推計に加えて、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」といった観点から見直しの必要性に関する総合的な調査・検討を進めている必要があったこと <p>から、年度を跨いでの申請となりましたが、今回のような特段の事象が生じない場合は、これまで同様、可能な限り、年度内に認可が完了されると想定される時期までに認可申請を実施する考えです。(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、加入光ファイバの大幅</p>	<p>いと考えられる一方で、接続事業者の意見等を踏まえた接続料・接続条件の適正性向上等のための事前検討に時間を要するなどの理由で遅れての申請及び認可となることもあり得るものですが、NTT東日本・西日本においては、そうした特段の事情がない限り、遅れなく認可申請を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、接続事業者の予見可能性の確保については、考え方3及び考え方12後段のとおりです。</p>
---	--	--

<p>慮した上でも望ましいと考えられます。今後の認可申請については、可能な限り早期に行っていただくことを要望します。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>な値上がりは、接続事業者の事業計画に大きな影響があり、ひいては利用者利便を損なう可能性があることから、直近の2023年度における大幅な値上げ影響を緩和するため、激変緩和措置によって今次算定期間の3か年において、値上げ幅を平準化いただくことを要望いたします。</p> <p>○ また、接続事業者の予見性を確保する観点から、今次申請における報酬額の算定方法の見直しの反映のように、やむを得ない事情がある場合を除き、NTT東・西殿においては、前年度末までに認可されるように1月頃までに認可申請を実施いただくよう要望いたします。 (KDDI株式会社)</p> <p>○ 「接続料の改定については、・・接続事業者の予見性が確保できるタイミングで実施すべき」とするアルテリア・ネットワークス株式会社殿の意見、「やむを得ない事情がある場合を除き、NTT 東西殿においては、当年度末までに認可されるスケジュールとなるよう、1 月頃までに認可申請をいただきたい」というKDDI殿の意見、及び「今後の認可申請については、可能な限り早期に行っていただくことを要望します。」というSNC殿の意見に賛同します。</p> <p>○ 各社が意見しているとおり、認可申請が遅れた場合、接続事業者は次年度に支払う接続料を予見できないため、認可申請されるまで適切な事業計画を立てることができません。また、認可が4月以降に遅れた場合、本来発生しないは</p>		
--	---	--	--

	<p>ずの煩雑な遡及精算処理も発生します。さらに今年度は将来原価方式に基づく令和5年度の接続料だけでなく、長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料についても認可申請が遅れ、事業計画等への影響が出ています(長期増分費用方式に基づく接続料については令和4年度も認可申請が遅れています)。こうした近年の状況からは認可申請が遅れることが恒常化しているように見受けられるため、いずれの接続料においても、接続料算定に係る制度変更に伴う検討や議論に時間を要することが想定される場合は検討スケジュールを前倒す等により、遅くとも改定後の料金が適用される前の3月中には認可されるように認可申請を実施すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見 20</p> <p>● 接続事業者は認可申請の内容を踏まえて次年度の事業計画に接続料の支払想定額等を反映するため、年度末までに認可されるスケジュールで認可申請が行われないと、予見可能性大きく損なわれるだけでなく、遡及精算により月次の事業計画にも大きな影響を及ぼす。特に大きな値上げの場合に認可申請が遅れると、遡及精算額が大きくなり、接続事業者の事業計画にも大きな影響がある。これにより接続事業者の事業展開・サービス展開にも影響が生じるため、今次申請のように議論の結果を反映させるために申請時期が遅くならざるを得ない場合等やむを得ない事情がある場合</p>	<p>再意見20</p> <p>■ 令和4年度接続料は、コロナ禍による自己資本利益率の低下等に伴う乖離額調整の結果として、1芯あたりコストの実態を大きく下回る水準にまで低下したものであり、今次申請はその影響を受ける以前の水準に戻ったもの。</p> <p>■ 今次申請では乖離額を3年間で平準化して算入することで接続料水準を平準化している。</p> <p>■ 光ファイバの需要が一巡して従来のような大きな低廉化が見込めない中で、調整額の繰延べ等を行えば、繰延べ先の年度で接続料が上昇することになり、適切でない。</p> <p>■ 申請時期に関する意見(再意見19と同旨)。</p> <p>● 賛同意見。原価の平準化等、値上げの見送り</p>	<p>考え方20</p>	

<p>を除き、年度末までに認可されるスケジュールとなるよう申請いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今次申請における加入光ファイバ接続料については、やむを得ない事情があることは理解するが、直近の令和5年度適用接続料の値上げ影響を緩和するため、令和5年度の接続料原価の一部を令和7年度に繰り延べるなどの激変緩和措置を適用し、3力年の値上げ幅を平準化する検討を希望。 ● 接続事業者別に激変緩和措置の適用有無が選択できる等柔軟な仕組みがなお望ましい。 	<p>又は最小限の値下げとする措置を強く要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 賛同意見。今次申請のように予測困難な状況で大幅に接続料が上昇した場合、接続事業者は上昇分を吸収するために投資を緊急的に抑制する等が必要となり、競争環境に影響を及ぼす可能性がある。認可申請の遅れ・大幅な上昇を考慮すれば激変緩和措置として希望する事業者に上昇額を来年度以降に繰延べる等の措置を適用いただくことを希望。これにより、競争環境への影響を最小限に抑えることができる。 		
<p>○激変緩和措置の適用について</p> <p>○ 接続事業者は、通常、次年度に適用される第一種指定電気通信設備に係る接続料改定の認可申請等の内容を踏まえ、次年度の事業計画に接続料の支払想定額等を反映するため、当年度末までに認可されるスケジュールで認可申請が行われないと、予見可能性が大きく損なわれるだけでなく、後に遡及精算(認可されるまでの間、4月1日以降に従前の接続料で請求されたものについて、新単金との差分を後日精算するもの)が発生することで、月次の事業計画にも大きな影響を及ぼします。</p> <p>特に、次年度の接続料水準が、前年度の接続料水準と比べて大きな値上げとなる場合に認可申請が遅れると、遡及精算額が大きくなることに加え、接続事業者の事業計画に大きな影響が発生し、事業計画を見直さざるを得なくなります。これにより、接続事業者の事業展開・サ</p>	<p><料金水準・緩和措置について></p> <p>○ 2022年度接続料は、コロナ禍による自己資本利益率の低下等に伴う乖離額調整の結果として、一芯あたりコスト(乖離額調整前の接続料)の実態を大きく下回る水準にまで料金が低下したものであり、今回申請した接続料は、それらの影響を受ける以前の水準にまで戻ったものと考えています。</p> <p>○ また、今回申請した接続料においては、2021年度における乖離額実績及び2022年度における乖離額見込みを単年度において調整するのではなく、各年度の予測芯線数比に応じて乖離額を3年間で平準化して算入することにより、2023年度から2025年度の3年間の接続料水準を平準化しているところです。</p> <p>○ なお、光の需要が一巡し、従来のように接続料の大きな低廉化が見込めない中で、仮に調整額等の繰延べを行った場合には、繰延べ先</p>	<p>○ 接続料が上昇する場合における接続事業者の事業計画への影響については当審議会としてもKDDI意見のとおり認識しており、申請時期に関する考え方は考え方19のとおりです。</p> <p>○ 今次申請においては、算定期間中の接続料水準を安定化し、接続事業者の事業の予見性を確保するため、前算定期間中の乖離額を3年間で平準化する措置がとられています。これに加え、追加的な激変緩和措置を講じることは、加入光ファイバに係る実際のコストと接続料単金が著しく乖離する結果となり、自己設置や卸電気通信役務による提供形態との適切なバランスを欠く結果にもつ</p>	<p>無</p>

<p>ービスの展開にも影響が生じ、結果として、利用者利便が損なわれる恐れがあることから、今次申請における報酬額の算定方法の見直しの反映のように、議論の結果を反映させるために申請時期が遅くならざるを得ない場合など、やむを得ない事情がある場合を除き、NTT 東・西殿においては、当年度末までに認可されるスケジュールとなるよう、1 月頃までに認可申請をいただきたいと考えます。</p> <p>○ 今次申請における加入光ファイバの接続料は、まさに当該ケースに該当し、やむを得ない事情があることは理解するものの、接続事業者の事業計画に大きな影響が生じており、利用者利便を損なう恐れがあることから、直近の 2023 年度適用接続料の大幅な値上げ影響の緩和を図るため、激変緩和措置(例えば、2023 年度の接続料原価の一部を 2025 年度接続料原価に繰り延べる等)を適用し、今次算定期間の 3 か年において値上げ幅の平準化について検討いただくことを要望いたします。</p> <p>○ なお、接続事業者別に激変緩和措置の適用有無が選択できる(繰り延べた接続料原価は、激変緩和措置を適用した接続事業者が後年で負担する前提)等柔軟な仕組みがあればなお望ましいと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>の年度において接続料水準が上昇することとなり、接続事業者様が求める段階的な接続料の引き下げは実現できないことから、適切でないと考えます。</p> <p><申請時期について></p> <p>○ 今回の申請については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍に伴うリモートワークの拡大によって増加した需要について、アフターコロナにおいて需要拡大スピードが急速にシュリンクする直近の需要動向の変化を踏まえた今後の見直しを見極める必要があったこと ・ 光ファイバケーブルの耐用年数について、直近の固定資産データに基づく推計に加えて、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」といった観点から見直しの必要性に関する総合的な調査・検討を進めている必要があったこと <p>から、年度を跨いでの申請となりましたが、今回のような特段の事象が生じない場合は、これまで同様、可能な限り、年度内に認可が完了されると想定される時期までに認可申請を実施する考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ ソフトバンク株式会社様の「認可申請時期」に関する意見及びKDDI株式会社様の「激減緩和措置の適用」に関する意見に賛同します。</p> <p>○ 接続事業者が予見不可能な時期の認可申請による大幅な接続料の値上げは、接続事業者</p>	<p>ながるため、慎重な議論が必要と考えます。</p>	
--	--	-----------------------------	--

	<p>の事業経営に与える影響を考慮し、令和5年度において値上げとならざるを得ない場合は、算定期間において原価を平準化する等、値上げの見送りまたは最小限の値上げ幅とする措置をとられるよう強く要請致します。</p> <p>(アルテリア・ネットワークス株式会社)</p> <p>○ KDDI株式会社殿、アルテリア・ネットワークス株式会社殿の意見に賛同致します。</p> <p>○ 今回の認可申請は令和5年度の5月に行われましたが、接続事業者はそれまで当該年度の接続料を予測することができず、認可申請が行われて初めて接続料が大幅に上昇することを認識しました。</p> <p>このように、予測困難な状況で大幅な接続料の上昇が生じた場合、接続事業者はその増加分を吸収するために予定していた事業計画上の投資を緊急的に抑制するなどの対策が必要であり、最終的には競争環境にも影響を及ぼす可能性がございます。</p> <p>今回の認可申請の遅れと、申請された接続料の大幅な上昇率を考慮すると、今年度においては激変緩和措置として、希望する事業者に対して上昇額を来年度以降に段階的に繰り延べるなどの措置の適用を検討していただくことを希望します。</p> <p>これにより、今年度においても接続事業者が予定通りに適切な投資を行い、多様なサービスを提供することが可能となり、競争環境への影響を最小限に抑えることができると考えますの</p>		
--	---	--	--

	で、ご検討いただけますようお願い申し上げます。 (ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)		
意見 21 加入光ファイバ接続料の値上がりは、事業者間の詐欺的な契約獲得行為の横行により共食いが発生し、光回線が解約されていることによるものであり、そのことは関係事業者の掲げるサステナビリティがでたらめである事実を露呈している、黙認する総務省もその共犯である等の意見。	再意見21	考え方21	
○ 加入光ファイバの接続料の値上がりは顧客に詐欺を働いてでも契約獲得を行う行為が横行した結果、同一事業者（NTT東西とNTTドコモ、KDDIとJCOM・UQmobail、SoftBankとYmobail）で共食い（カニバリゼーション）が発生した結果、首都圏での需要が多い高収益地域が無用な顧客争奪によって光回線が解約され5Gホームルータに食われた結果発生しているモノである。 また、この状況は耐用年数を大幅に下回るほんの数年しか経過していないIT機器をゴミとして大量廃棄する事に拍車をかける行為であり政府が掲げるSDGsの「つくる責任 つかう責任」に反しNTT・KDDI・SoftBank・Sonyが掲げるサステナビリティが全くの出鱈目でグリーンウォッシュを行っている悪徳な環境汚染企業であるという事実が露呈している。		○ 市場競争の下においては、電気通信事業者による工夫と競争によって各種サービスが提供され、利用者が提供条件を十分に理解した上で、自らのニーズに応じてサービスを適切かつ自由に選択し、低廉な価格で利用できることが望ましく、その際、電気通信事業者によるサービスや提供条件の工夫と競争は、利用者の利益を阻害するものとならないためのルールを守りつつ行われることが必要であると考えます。 ○ 本意見は、総務省において、今後の情報通信政策の参考とすることが適当と考えます。	無

当たり前だがコレはまともな人間のする行為ではなく、通信事業者の顧客勧誘を行う実店舗・代理店・経営者とその企業の監査を行う監査法人、それを監督する総務省もこの状況を黙認している共犯である。

競争によってサービスのクオリティが上がる、値下げによりぼったくり事業者がしじょうから淘汰されるのは健全な市場競争であるが、契約数のノルマを課して同一事業者や委託元が同一企業にも拘らず代理店間で顧客のをハイエナの様子に奪い合いするのはもはや市場競争ではなく詐欺師を業界全体で養成しているのと同じである。

その詐欺師がITに疎い高齢者や女性のみ自宅にいる状況を狙い撃ちで押し売り・虚偽説明で強引な契約を迫るのは業界全体が犯罪を容認していると言ってもいい。

カニバリゼーション(経済用語)の解説
カニバリゼーションとは、同じ企業の製品や店舗同士で顧客を奪い合っている状態を指すマーケティング用語です。
NTT
<https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/activities/environment/index.html>
KDDI
<https://www.kddi.com/corporate/sustainability/targets/>
SoftBank
<https://www.softbank.jp/corp/sustainability/materiality/global-environment/>
Sony <https://www.sony.co.jp/corporate/sustainability/>

(個人A)

以上

情 郵 審 第 ※ 号
令 和 5 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書 (案)

令和5年5月26日付け諮問第3167号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。
 - （1）NTT東日本・西日本に対し、現在の光ファイバの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和8年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告することを要請すること。（考え方4）
 - （2）NTT東日本・西日本に対し、少なくとも本申請に係る加入光ファイバ接続料の算定期間である令和5年度から令和7年度までの費用や投資の効率化の実施内容及び効果について、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に定める業務区分毎に分類し、それぞれの年度の会計実績がとりまとまる年度において総務省に報告することを要請すること。（考え方10）

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の
認可申請に関する説明
(将来原価方式による令和5年度の接続料の改定等)

令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
次世代ネットワーク(NGN)の県間通信用設備に係る接続料の設定等

令和5年5月

接続約款の変更認可申請に係る申請日等

1. 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 澁谷 直樹

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 森林 正彰

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。）

2. 申請年月日

令和5年5月22日（月）

3. 主旨

例年の会計整理・再計算の結果等を踏まえ、

- ① 令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等
- ② 次世代ネットワーク（NGN）の県間通信用設備に係る接続料の設定等を行うため、接続約款の変更を行うもの。

4. 実施予定期日

認可後速やかに実施し、以下の日に遡及して適用

- ①：令和5年4月1日（土）
- ②：令和5年6月16日（金）（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）の施行日）

※その他、イーサネットフレーム伝送機能に係る接続料の補正については、令和3年4月1日に遡及して精算

接続約款の変更認可申請の全体像

- 実績原価方式・長期増分費用（LRIC）方式に基づく令和5年度の接続料の改定については、既に認可済。
（実績原価方式：令和5年1月16日申請、同年3月24日認可、LRIC方式：令和5年3月17日申請、同年5月26日認可）
- 今回、将来原価方式に基づき、**加入光ファイバの接続料を改定**（令和5年4月～令和8年3月の3年間）し、及び新たに第一種指定電気通信設備として指定される**次世代ネットワーク（NGN）の県間通信用設備の接続料を設定**（令和5年6月～令和6年12月の1年7ヶ月）する等を内容とする申請があったもの。

接続料改定等に際して必要となる行政手続		主な接続料の算定方法・期間				
接続約款変更の認可（電気通信事業法第33条第2項）	接続料規則第3条(※)に基づく許可等	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
【認可済】実績原価方式に基づく接続料の改定等 （ドライカップ、メタル専用線の接続料、工事費・手続費 等）	・特設公衆電話に係る費用の扱い ・IPoEのGWルータの利用中止費 等	実績原価	実績原価	実績原価		
【認可済】LRIC方式に基づく接続料の改定等 （加入電話・メタルIP電話の接続料 等）	・ワイヤレス固定電話の接続料の適用	LRIC	LRIC	LRIC		
【今次申請】加入光ファイバに係る接続料の改定等 （シェアドアクセス方式、シングルスター方式の接続料 等）	・乖離額調整 等	将来原価（3年）	将来原価（3年）			
【一部今次申請】NGNに係る接続料の改定等 （光IP電話の接続料[認可済]、IPoE方式に係る県間接続料 等）	（今次申請に係る許可等はなし）	（県内等）将来原価（3年9ヶ月）			（県間）将来原価（1年7ヶ月）	IP網への移行完了（R6.12）
		（10Gb/sインタフェース）将来原価（5年）				

接続約款の認可申請に併せて行われる報告

・接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）

※ 接続料は、第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「接続料規則」という。）に定める方法により算定された原価及び利潤に照らし公正妥当なものであることが求められるが、「特別の理由」がある場合には、接続料規則第3条ただし書の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて別の算定方法を採用することが可能（3条許可）。

主な変更内容

主な変更内容 (P.5 ~ 32)

令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ~ 20)

NGNの県間通信用設備に係る接続料について (P. 22 ~ 27)

その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 29 ~ 32)

その他の変更・報告内容等 (P. 35 ~ 65)

令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 35 ~ 47)

その他(P. 49 ~ 53)

加入光ファイバの未利用芯線について(P. 55 ~ 65)

参考資料 (P. 67 ~ 81)

加入光ファイバ接続料の将来原価方式での算定範囲

シェアドアクセス方式※1

NTT局舎から局外スプリッタまでの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

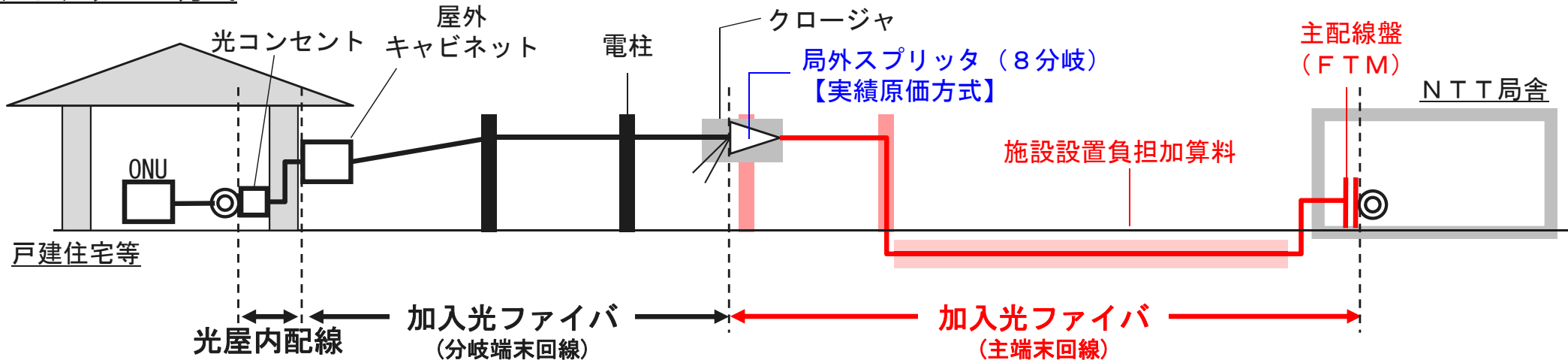
シングルスター方式

NTT局舎から集合住宅等の終端盤までの光ファイバに係るコストを需要（光ファイバの総芯線数）で除して算定。

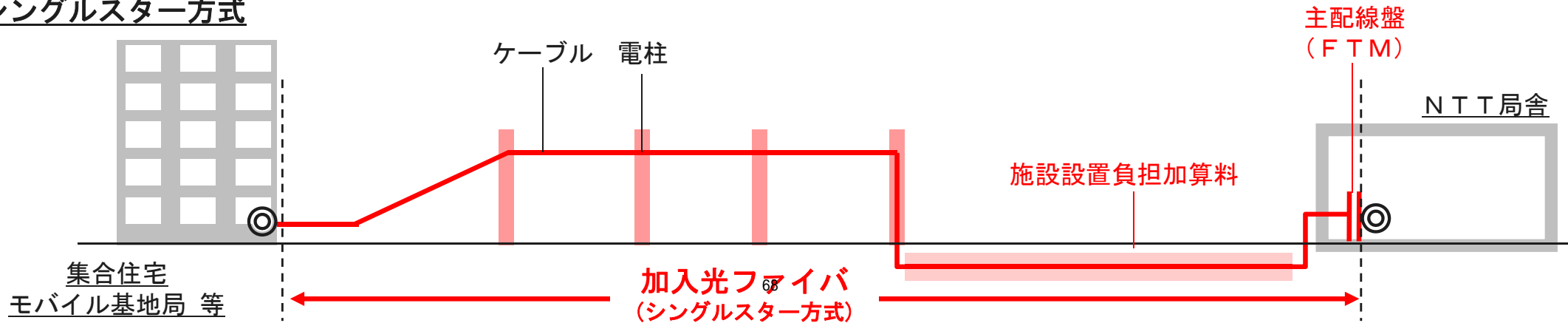
- ※1 シェアドアクセス方式に係る光ファイバのコストについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線（分岐端末回線）以外の部分を算定。
 ※2 主配線盤（FTM）の1芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、FTMに係るコストを、FTMを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定。
 ※3 接続約款上は、シェアドアクセス方式は主端末回線のほか局外スプリッタ、施設設置負担加算料を含んだ額を接続料として規定。シングルスター方式の接続料は、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス（INSネット1500、高速デジタル伝送サービス）においても適用されるため、施設設置負担加算料と加入光ファイバの接続料を別々に規定。

【赤字・赤線が将来原価方式での算定範囲】

シェアドアクセス方式

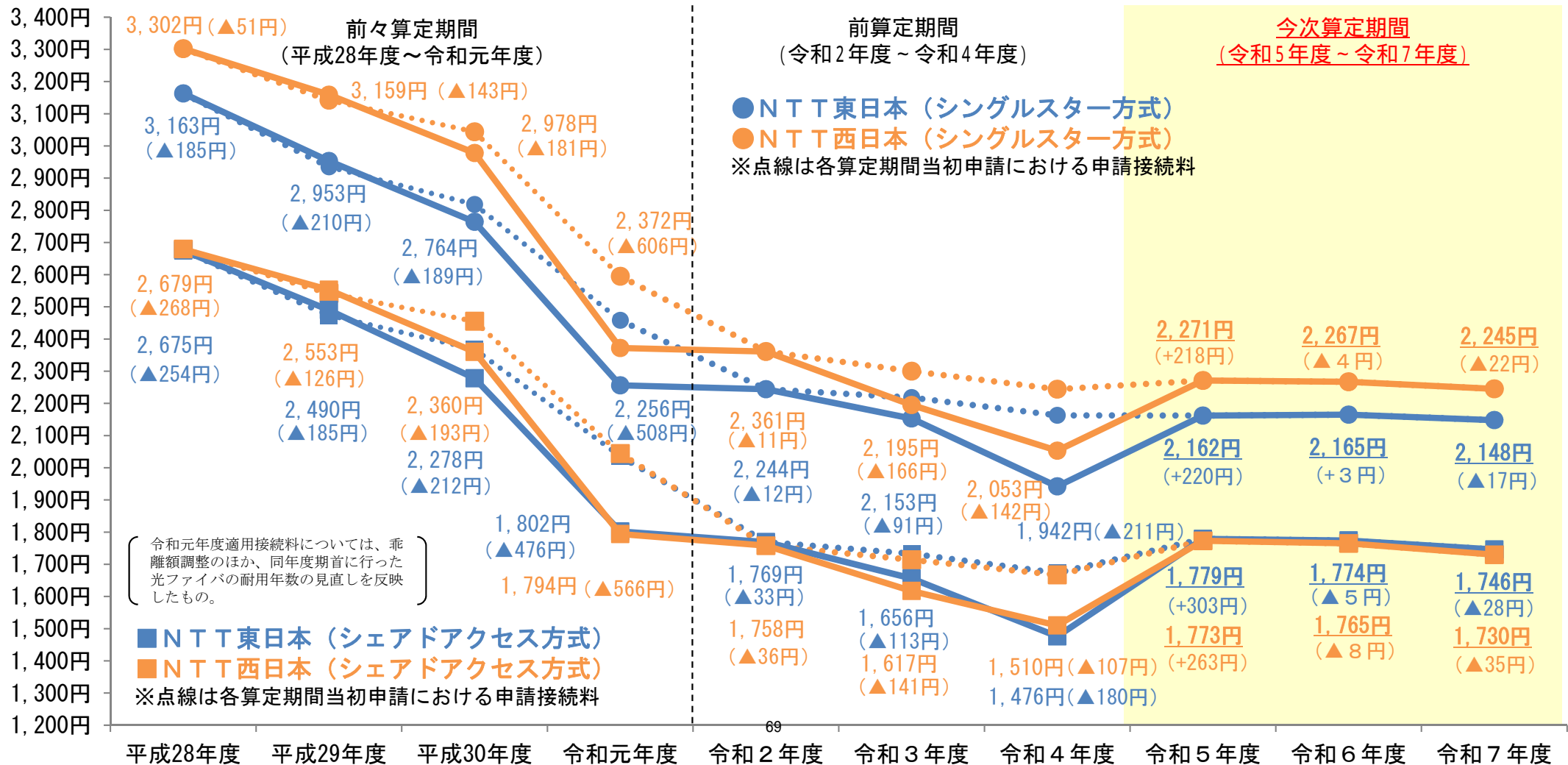


シングルスター方式



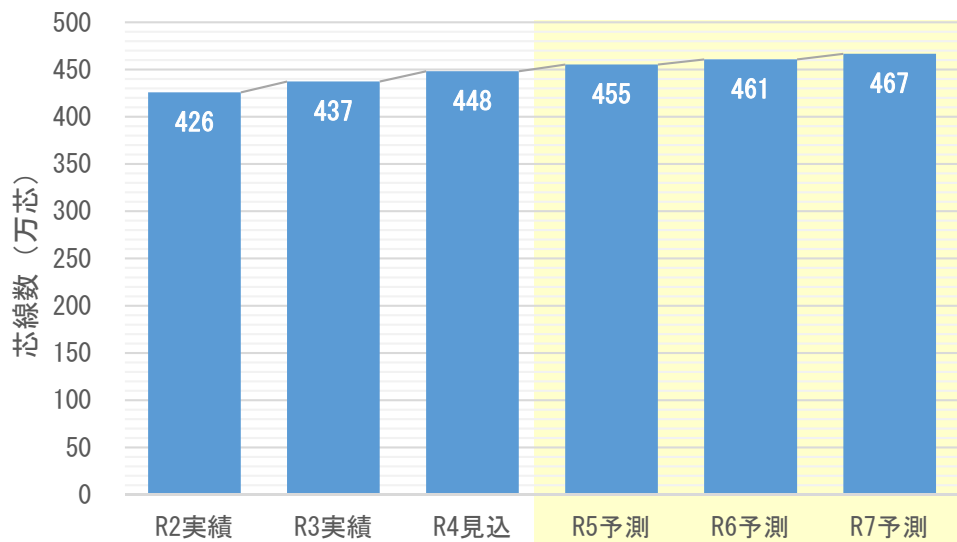
加入光ファイバの接続料の推移

- 加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する必要が
あることから、**令和5年度から令和7年度までの3年間について、年度ごとのコストと需要を予測して算定する将来原価方式**（第1号将来原価
方式）**により算定**。
- 今回の改定案における接続料は、**新型コロナウイルス感染症の拡大等により減少した報酬が回復したこと等に伴い令和5年度において
大幅に上昇**する（新型コロナウイルス感染症の拡大による影響の生じていない**令和2年度接続料と概ね同水準**となる）ものの、**令和6年度以降、需要の増加が見
込まれること等に伴い低減**していく。
- なお、今次申請においては、**光ファイバの耐用年数の見直し・報酬の算定方法の見直し**等が行われる。

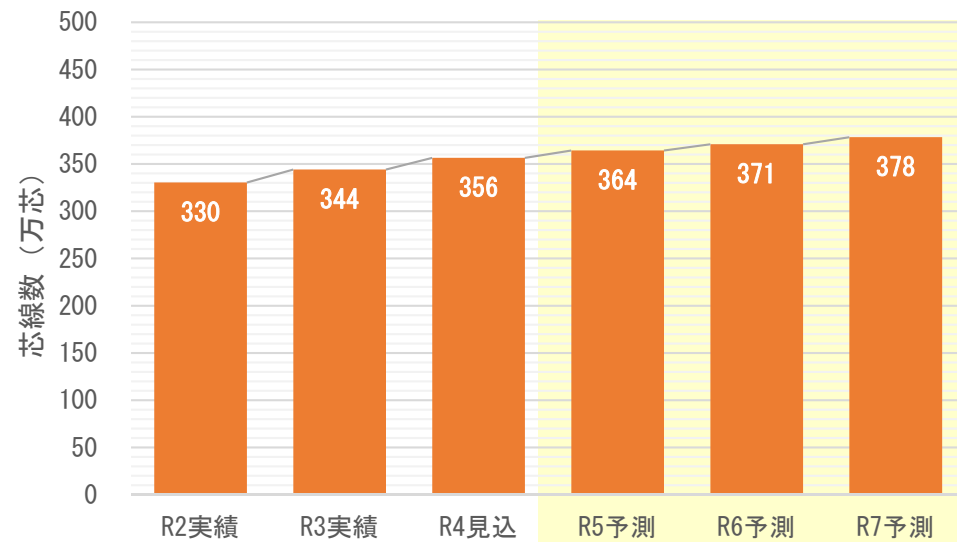


- 利用部門の需要については、フレッツ光（光サービス卸を含む。以下同じ。）の契約数に係るNTT東日本・西日本の事業計画上の数値を用いて、接続事業者の需要については、直近の芯線数等の純増が継続するものと見込んで加入光ファイバの芯線数を予測。
- **フレッツ光における純増数の逡減傾向等によりペースは鈍化するものの、総芯線数の増加は継続し、今次算定期間（令和5～7年度）においてはNTT東日本で+19万芯（前算定期間予測値：+39万芯）、NTT西日本で+22万芯（前算定期間予測値：+42万芯）の増加を予測。**

加入光ファイバ芯線数の予測（NTT東日本）



加入光ファイバ芯線数の予測（NTT西日本）



予測の内訳（NTT東日本）

(単位：千芯)

		R2実績	R3実績	R4見込	R5予測	R6予測	R7予測
フレッツ光 ※1	ファミリータイプ						
	マンションタイプ※2						
	ビジネスタイプ						
計							
その他（イーサネット等※3）							
接続事業者 （ダーク ファイバ）	シェアドアクセス						
	シングルスター※4						
	（再掲）特定光信号端末回線等						
計							

予測の内訳（NTT西日本）

(単位：千芯)

		R2実績	R3実績	R4見込	R5予測	R6予測	R7予測
フレッツ光 ※1	ファミリータイプ						
	マンションタイプ※2						
	ビジネスタイプ						
計							
その他（イーサネット等※3）							
接続事業者 （ダーク ファイバ）	シェアドアクセス						
	シングルスター※4						
	（再掲）特定光信号端末回線等						
計							

※1 ファミリータイプはシェアドアクセス方式、マンションタイプ及びビジネスタイプはシングルスター方式の加入光ファイバを利用。

※2 NTT東日本・西日本において実施している構内配線のVDSL方式から光配線方式への置換え施策において、一時的に芯線数が増減することを考慮して予測（）。

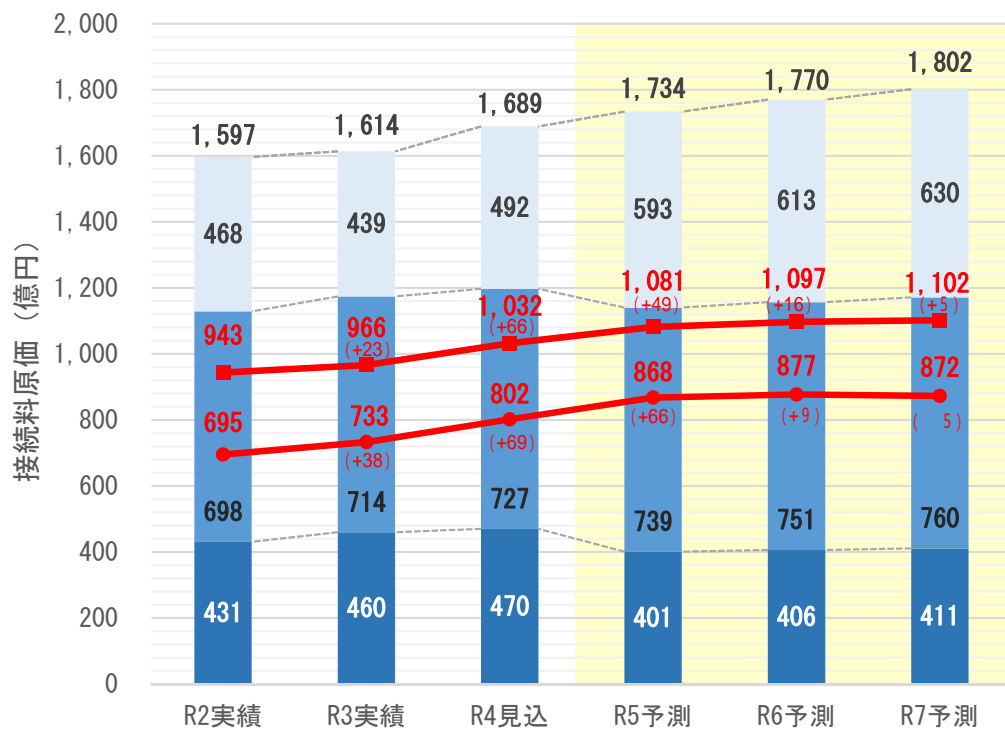
※3 INSネット1500、専用線等。 ※4 令和5年度における接続事業者提供サービスの終了を考慮して予測（）。

接続料原価の予測

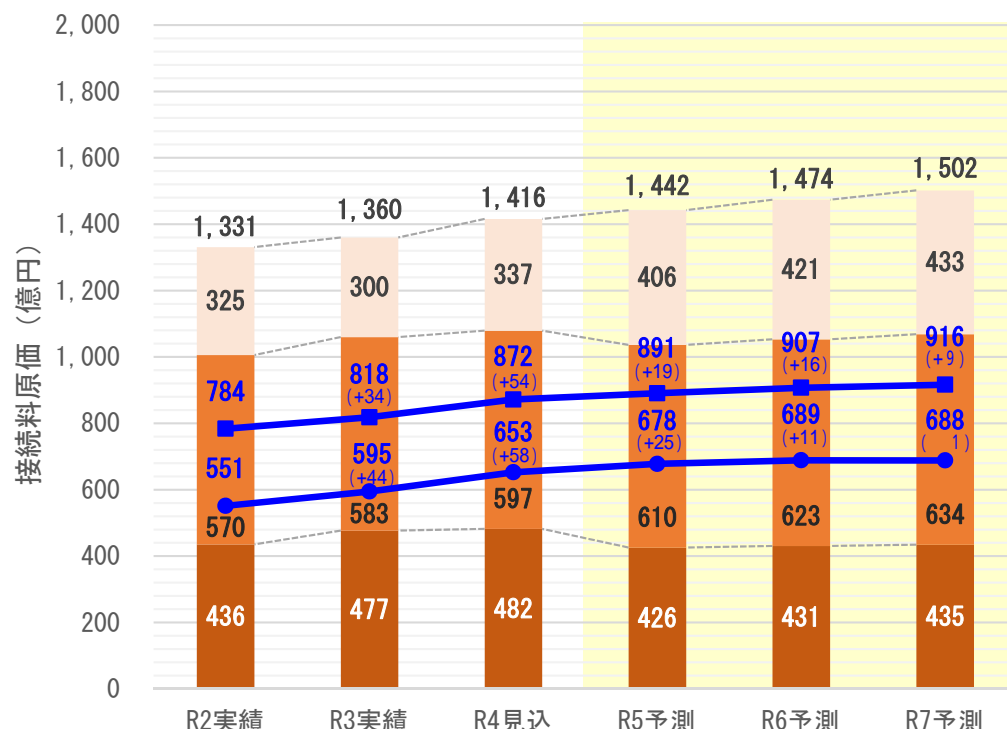
- 令和3年度接続会計及び令和4年度の見込み値を基に、需要に応じた投資額を見込んだ上で、**施設保全費の効率化**（各年度において対前年度▲3%）**等を考慮**して予測。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大等により減少した**報酬の回復及び**メタル回線（ドライカップ等）と共用する**電柱・土木設備のコストにおいて**メタル回線契約数の減少に伴い**加入光ファイバに配賦される比率が上昇**していること等により、今次算定期間における加入光ファイバに係る接続料原価（分岐端末回線等コスト控除前※1）については、今次申請における見直しの効果を踏まえても**NTT東日本で+113億円**（R4年度見込値対比+6.6%、前算定期間予測値は+138億円）、**NTT西日本で+86億円**（R4年度見込値対比+6.1%、前算定期間予測値は+142億円）**の上昇を予測**。

※1 シェアドアクセス方式及びシングルスター方式の接続料の算定に用いる接続料原価は、加入光ファイバに係る接続料原価（両方式共通）から分岐端末回線接続料、屋内配線接続料施設設置負担金相当の加算料での回収額を控除して算定するが、分岐端末回線接続料での回収額に係る控除額が各方式で異なる。

加入光ファイバ接続料原価の予測（NTT東日本）



加入光ファイバ接続料原価の予測（NTT西日本）



■ 報酬
■ 設備管理運営費（電柱・土木設備）
■ 設備管理運営費（光ケーブル等）
● シェアドアクセス原価
■ シングルスター原価

■ 報酬
■ 設備管理運営費（電柱・土木設備）
■ 設備管理運営費（光ケーブル等）
● シェアドアクセス原価
■ シングルスター原価

今次申請における接続料算定方法の見直し(1)光ファイバに係る耐用年数

- 令和4年度の接続料の改定等に係る情報通信行政・郵政行政審議会での議論において、光ファイバの経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、適時適切に見直ししていく必要があるとされたこと（令和4年3月28日答申、考え方2）等を踏まえて、NTT東日本・西日本に対し、光ファイバの耐用年数についての検証・報告を要請。
- NTT東日本・西日本において光ファイバの耐用年数について検証を行ったところ、同社の財務会計において光ファイバに係る耐用年数を見直し、架空光ファイバで25年（見直し前：20年）、地下光ファイバで30年（見直し前：28年）とすることとなったため、今次申請に反映（※1）した。
- この影響により、加入光ファイバの接続料原価において（その他の見直しを実施した後に本見直しを行ったとして試算すると、概ね）NTT東日本で▲42億円、NTT西日本で▲35億円（シェアドアクセス方式の接続料原価における今次算定期間各年度の平均値 ※2）の減少。

※1 実績原価方式により算定する接続料（中継光ファイバ等）については、本見直しが反映される令和5年度接続会計の結果を基に算定される令和7年度の接続料の改定において反映される予定。
 ※2 減価償却費が減少するほか、分岐端末回線に係る控除額（に含まれる分岐端末回線の減価償却費）が減少・固定資産価額の増加により租税公課・報酬等が増加。

令和4年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）（令和4年3月31日付け総基料第62号）

現在の光ファイバの耐用年数について検証を行った上で、その見直しに関する状況についての見解及び検証に用いたデータ等の関連データを、令和5年度の接続料改定に係る接続約款の変更認可申請の際までに、総務省に報告すること。

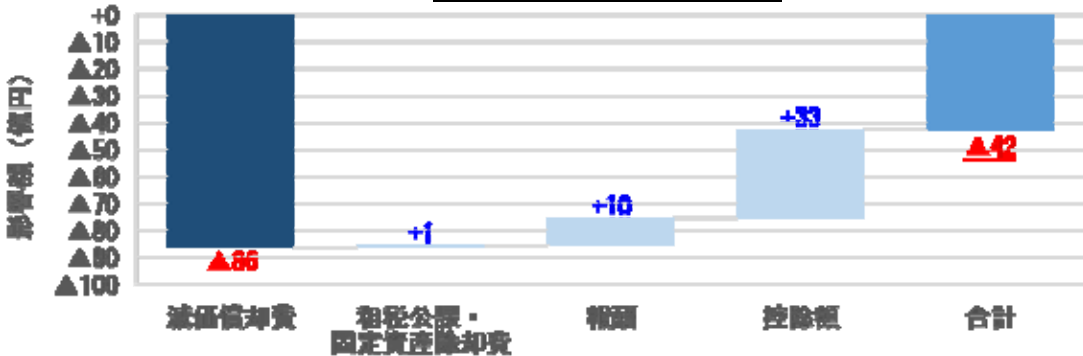
NTT東日本・西日本からの報告（令和5年5月22日付け東経営第000200000033号（NTT東日本）、企営第155500000033号（NTT西日本））の概要

光ファイバケーブルに係る耐用年数について、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」及び光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえて総合的に検討を実施した結果、令和5年度期首より以下の通り見直し。

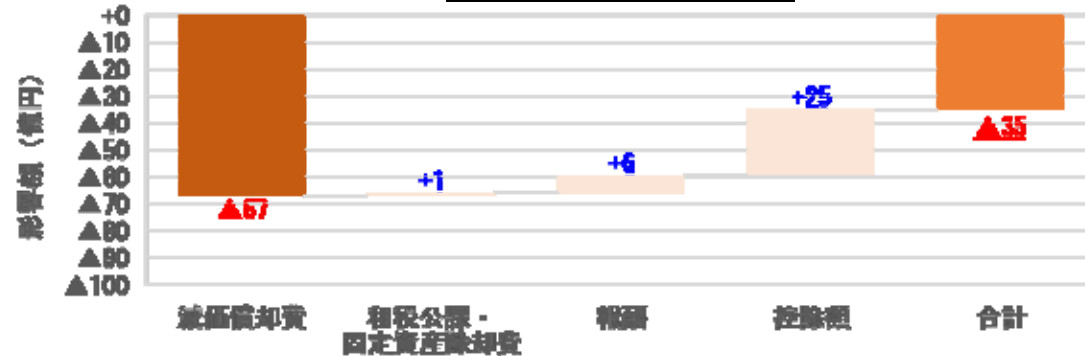
架空光ファイバ：（見直し前）20年 → （見直し後）25年 地下光ファイバ：（見直し前）28年 → （見直し後）30年

耐用年数見直しの影響（シェアドアクセス方式の接続料原価における今次算定期間各年度の平均値）

影響額（NTT東日本）



影響額（NTT西日本）



((1)参考)加入光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果

赤枠内
委員限り

10

- 耐用年数の検証では、**撤去法** (※1) による、光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえている。
- 以下の関数を用いた令和3年度末の固定資産データによる推定値のうち、光ケーブルの故障や撤去の傾向等を考慮して選択した関数 () の推計値の平均は**架空光ファイバにおいて 年、地下光ファイバにおいて 年**。

※1 経過年数別の撤去率をもとに確率分布関数を仮定して平均使用年数を推計する手法。このほか、耐用年数の推計方法としては増減法（最新の残存ストックを実現するために、各年度の新規取得数を過去に遡り、何年までの新規取得数を累積すればよいかを算定し、これを当該設備が一回転する期間とみなし、経済的耐用年数の推計を行う手法）等がある。増減法では、将来においても概ね同程度の設備量が維持されることが前提となっているところ、光ファイバにおいては設備量が増加していること等から撤去法を採用。

	架空光ファイバ	地下光ファイバ
指数関数		
ゴンペルツ曲線		
ロジスティック曲線		
正規分布		
指数分布		
ワイブル分布		
対数正規分布		

(< > 内は推定値の決定係数)

■ 推計に用いる7つの関数について (接続料の算定に関する研究会 (第11回) (平成30年1月23日) NTT東日本・西日本提出資料別冊より抜粋)

(…) 光ファイバケーブルは、

- ・ ケーブルの素材である石英ガラスそのものの特性で見ると、経年劣化が少なく故障率は経年で一定であることが想定される
- ・ 被覆部や接続部等については経年劣化が起こりうると想定される
- ・ 更に、使用上の環境によって経年劣化の度合いに差があると想定される

といったように故障の傾向には様々な可能性が想定されることから、実際の耐用年数の検証や見直しの検討にあたっては、そうした故障の傾向との親和性がある複数の確率分布関数を用いて、多面的に検証を行う必要があるため、以下の7つの関数を用いているものです。個々の関数の特徴や利用例は以下の通りです。

指数関数	故障率が時間の経過とともに加速度的に増加していく物質の寿命を計測する基本的な関数。
ゴンペルツ曲線	一定の年齢を超えると死亡率が幾何級数的に増大する人間の死亡率を推計する関数として考案されたもの。システムの設備設計や信頼性評価に適用
ロジスティック曲線	発生数が多くなると、その増加にブレーキがかかる人口増加を説明する関数として考案されたもの。ゴンペルツ曲線と同様に、システムの設備設計や信頼性評価に適用。
正規分布	ある時点で集中的に故障が発生する摩耗故障に対応する分布。材料の強度分布としてよく用いられる。多くの部品からなる機械部品の故障やタイヤ、電球の寿命、材料強度に適用。故障率が時間にかかわらず一定である分布で、信頼性の分野で基本的な分布。
指数分布	種々の多数の要素から成るシステムにおいては、どの要素が故障してもシステムの故障が生じることから、故障間隔は指数分布に近づくことされる。材質的に故障率が時間にかかわらず一定となるような物品に適用。
ワイブル分布	金属材料の破壊強度 (疲労寿命) の分布を表すために考案されたもの。物体の脆性破壊に対する強度や部品に対して応力・電圧・温度などの負荷が継続的に加えられる場合の故障現象に適用。(例: セラミクス、低温における鉄鋼、電子部品、人間の死亡)
対数正規分布	故障率が時間とともに増加した後、漸減する傾向を示す分布。材料の疲労寿命や修理時間等の分布に適用。(例: 機械材料の破壊寿命、機器の修復時間や保全時間の分布、機械の実働荷重頻度分布、電子部品の故障分布)

今次申請における接続料算定方法の見直し(2)報酬の算定方法

- 接続料の算定等に関する研究会における議論を踏まえ、今次申請においては、報酬の算定方法について次のとおり見直し。
 - ・ **CAPM的手法におけるβ値**：少なくともNTT持株会社のβ値を上回ることはないことを念頭に、直近の外的要因による影響を勘案して、**β=0.566(見直し前：β=0.6)** (※1)を採用。
 - ・ **主要企業の自己資本利益率の算定方法**：長期安定的な指標として、**長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム** (※2)を採用
- この影響により、加入光ファイバの接続料原価において、**NTT東日本で▲71億円、NTT西日本で▲49億円** (シェアドアクセス方式の接続料原価における今次算定期間各年度の平均値。一定の仮定の下で試算した概算額) **の減少**。

※1 日本電信電話株式会社の株式価格の市場β値について、令和2年度末、令和3年度末、令和4年度末をそれぞれ終点とする3年間の日次データに基づく値(それぞれ、β=0.625、0.566、0.545)の中央値。

※2 令和3年度以降の値についてイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する「Japanese Equity Risk Premia Report (各年3月末版)」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia (計測期間：1952年から各基礎事業年度の3月末)」を使用。接続料規則における報酬の算定方法上はこれを採用することは想定されていない(他産業の自己資本利益率を用いるものとされているところ、同指標は電気通信事業に係るリスク・プレミアムを含む。)ため、本見直しに係る3条許可が合わせて申請されている。

見直し前 (NTT東日本・西日本共通)

見直し後 (NTT東日本・西日本共通) ※4

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
主要企業の自己資本利益率 (i)	7.15	5.04	9.71	9.71	9.71	9.71	9.71
リスクフリーレート (ii) (10年ものの国債利回り)	0.00	0.04	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
リスクプレミアム ((i) - (ii))	7.15	5.00	9.62	9.62	9.62	9.62	9.62
β	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600
期待自己資本利益率 (β × ((i) - (ii)) + (ii))	4.29	3.04	5.86	5.86	5.86	5.86	5.86
選択される自己資本利益率 (期待自己資本利益率の3年平均※3)	-	-	4.40	4.92	5.86	5.86	5.86

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
主要企業の自己資本利益率 (i)	7.15	5.04	8.89	8.89	8.89	8.89	8.89
リスクフリーレート (ii) (10年ものの国債利回り※6)	0.00	0.04	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
リスクプレミアム (R2まで：(i) - (ii) R3から：イボットソン社データ※5※6)	7.15	5.00	8.80	8.80	8.80	8.80	8.80
β(見直し後)	0.566	0.566	0.566	0.566	0.566	0.566	0.566
期待自己資本利益率 (β × リスクプレミアム + (ii))	4.05	2.87	5.07	5.07	5.07	5.07	5.07
選択される自己資本利益率 (期待自己資本利益率の3年平均※3)	-	-	4.00	4.34	5.07	5.07	5.07

※3 期待自己資本利益率の3カ年平均と主要企業の自己資本利益率の5カ年平均を比較し低い方を採用するとされているところ、今算定においてはいずれも前者が採用されているもの。

※4 見直し後の令和3年度以降の主要企業の自己資本利益率(i)については、イボットソン社データから逆算したもの。

※5 Copyright © 2023 Ibbotson Associates Japan, Inc. イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。

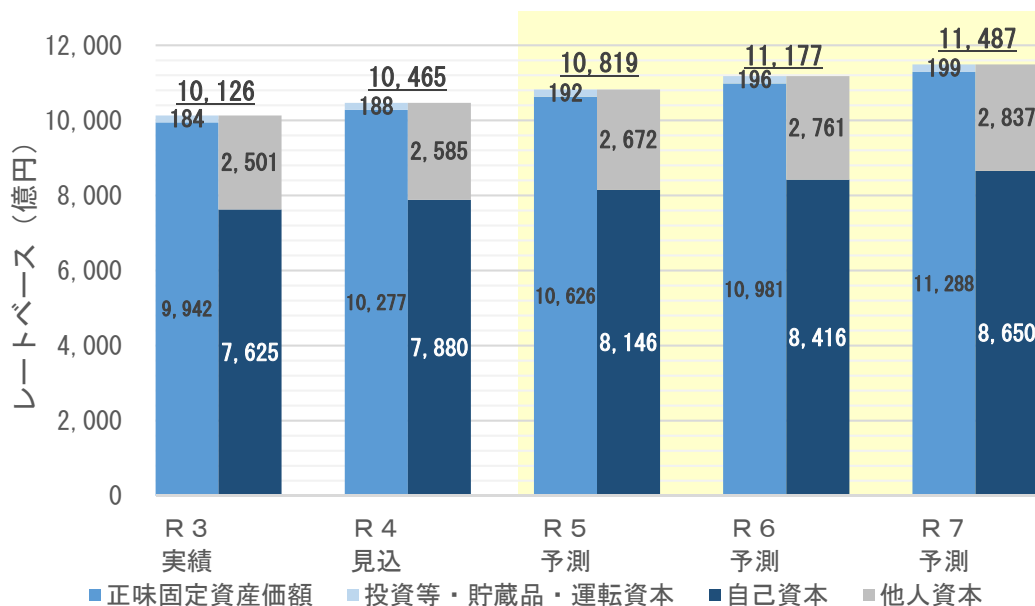
※6 令和4年度以降のリスクプレミアム及びリスクフリーレートについては令和3年度の実績値と同じと見込んだ。

(参考) イボットソン社の長期投資用エクイティ・リスク・プレミアムについて

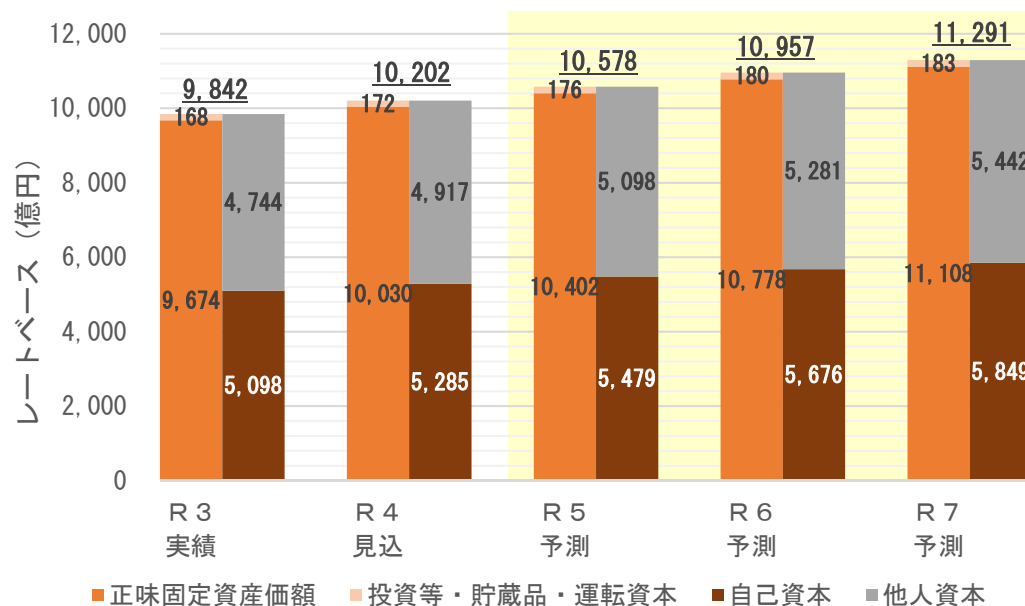
Ibbotson Associates (イボットソン・アソシエイツ) の資本コスト関連データは、日本のみならず世界中の企業において、新規事業のハードルレートの設定、M&A、経済的な付加価値を考慮した企業評価、海外事業部門の公平な業績評価などに利用いただいています。(日経メディアマーケティング株式会社HPより)

今次申請における接続料算定方法の見直し(2)報酬の算定方法

レートベース (NTT東日本【自己資本比率75.3%】) ※1

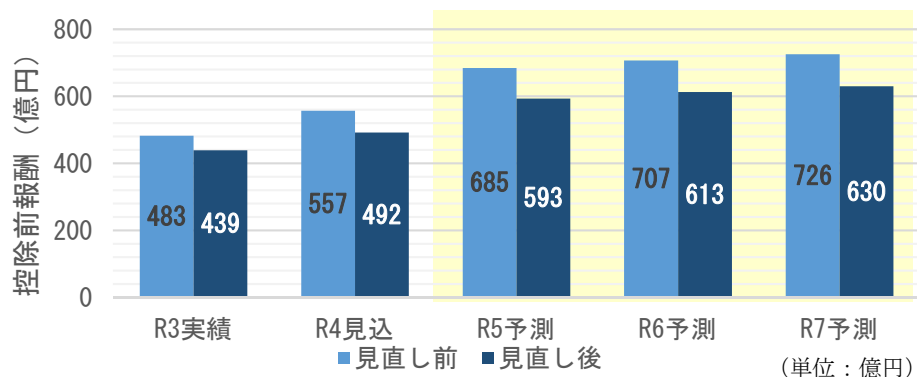


レートベース (NTT西日本【自己資本比率51.8%】) ※1

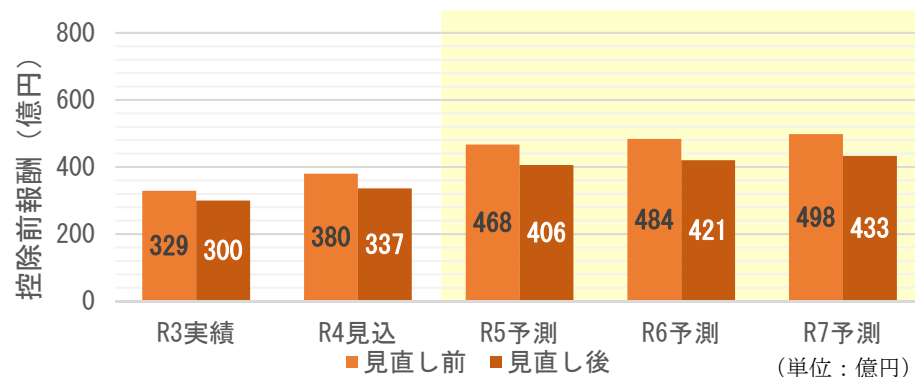


報酬 = レートベース × (他人資本比率 × 他人資本利子率 + 自己資本比率 × **今回見直し 自己資本利益率**) + 利益対応税

報酬における見直し影響 (NTT東日本) ※2



報酬における見直し影響 (NTT西日本) ※2



主要企業の自己資本利益率	R3	R4	R5	R6	R7	
▲	17	35	49	44	42	
β	▲	23	26	25	26	27

主要企業の自己資本利益率	R3	R4	R5	R6	R7	
▲	12	24	33	30	29	
β	▲	16	18	18	19	18

※1 投資等(収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等)・貯蔵品(現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品(新品))については正味固定資産価額にそれぞれ投資等比率及び貯蔵品比率(令和3年度会計結果から算定)を乗じて算定。 ※2 下表の影響額は各見直しに伴う分岐端末回線等の控除額の減を加味しているため、グラフの左右差額と一致しない。

加入光ファイバ接続料に係るコスト効率化・削減の取組

- 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日情報通信審議会答申）を踏まえ、NTT東日本・西日本において、接続料の低廉化に向け①企業努力による更なる効率化・費用削減、②償却方法の定額法への移行、③コスト把握の精緻化を進め、前々算定期間（平成28年度から令和元年度）でNTT東日本では630億円、NTT西日本では537億円削減。
- 令和2年度の接続料改定において、令和2年度から令和4年度までにおいても、平成30年度のコスト実績をもとに、更なるコスト効率化・削減に取り組むこととし、固定資産の増加はあるものの、施設保全費等の効率化、設備補修の前倒し等を行い、これらの取組による原価低廉化の効果を接続料にも反映したところ。
- その後、令和3年度の接続料改定の際の審議会の考え方を踏まえて、総務省からNTT東日本・西日本に対し、令和2年度から令和4年度までの費用や投資の効率化の実施内容、効果等について、各年度の会計実績が取りまとまる年度（以下「各報告年度」という。）において、遅くとも各報告年度の次年度の接続約款の変更認可申請を行うまでに報告することを要請（令和3年5月28日付け総基料第124号）。今般の申請に合わせて報告があった令和3年度の状況は以下のとおり。
- なお、今年度報告においては、令和4年度の接続料改定の際の審議会の考え方（令和4年3月28日答申、考え方5）を踏まえて、電気通信事業会計規則に定める業務区分毎の費目に分計して報告がなされている。

令和3年度における費用削減等に係る取組

①企業努力による更なる効率化・費用削減

- ・ 局内・局外・お客様宅内の業務複合化による生産性向上による効率化
- ・ 保守業務の内製化の推進による作業委託費の削減
- ・ 請負工事会社とのシステム連携強化による開通業務・施工管理業務の効率化
- ・ 光開通支援業務、故障受付業務、工事の設計業務の広域集約による作業委託費の削減
- ・ 電柱・土木等設備の点検方法の見直し等による作業委託費の削減 等

②加入光ファイバの耐用年数見直し

（令和元年度に行った見直しによる効果）

令和3年度における費用削減実績

（単位：億円、かっこ内は対前年度差）

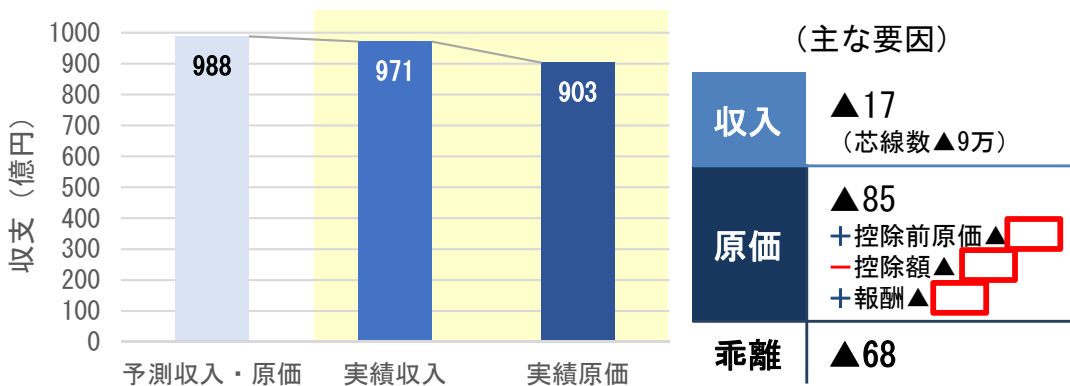
費用削減等に係る取組の影響額 （※）（単位：億円）	NTT東日本		NTT西日本	
	（参考）R2	R3	（参考）R2	R3
①企業努力による更なる効率化・費用削減	▲62	▲57 (+5)	▲75	▲57 (+18)
施設保全費	-	▲50	-	▲65
管理・共通費	-	▲6	-	+5
試験研究費	-	▲1	-	+3
②光ファイバの耐用年数見直し	▲113	▲110 (+3)	▲123	▲119 (+4)
合計	▲175	▲167 (+8)	▲198	▲176 (+22)

費用削減の取組を行わなかった場合に想定される各年度の設備管理運営費（平成30年度の設備管理運営費に取得固定資産価額の伸び率を乗じることで推計）との差額

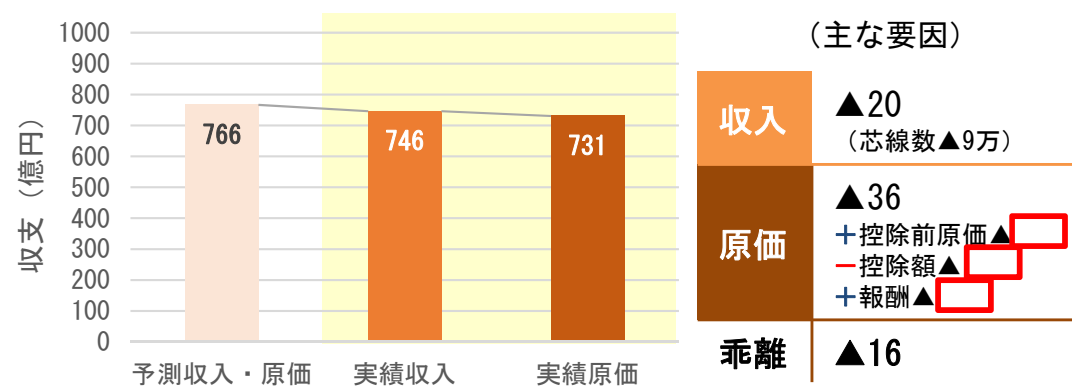
- 接続料規則においては、第1号将来原価方式による接続料算定に生じた調整額については0と規定(第12条の2第1項)されており、**現行制度上、実績費用と実績収入の差額(乖離額)を接続料原価に算入することは、原則として認められていない。**
- しかし、前算定期間における加入光ファイバ接続料については、3条許可(令和2年総基料第68号)により、(第1号将来原価方式により算定されているものの)特例的に各年度における乖離額を翌々年度以降の接続料原価に算入することが認められている。
- 令和3年度・令和4年度においては、NTT東日本・西日本双方において需要が予測値を下回ったこと等により**実績収入**(令和4年度については見込み額。以下同じ。)**が予測収入を下回ったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大等による報酬の減少、前算定期間中に実施した光ファイバの耐用年数の見直しによる分岐端末回線に係る控除額の減少等**(※1)に係る予測原価・実績原価の差額の影響により、**令和3年度に関しては負の、令和4年度に関しては正の乖離額が生じている。**

※1 令和2年度接続料改定における予測(前算定期間当初の予測)では、令和2年度の分岐端末回線接続料を基に控除額の予測を行っていたところ、当該接続料は光ファイバの耐用年数の見直し(平成31年度期首から)前の実績原価を基に算定されていた。今回、耐用年数見直し後の分岐端末回線接続料を基に見込値を算定したため、乖離が生じる。

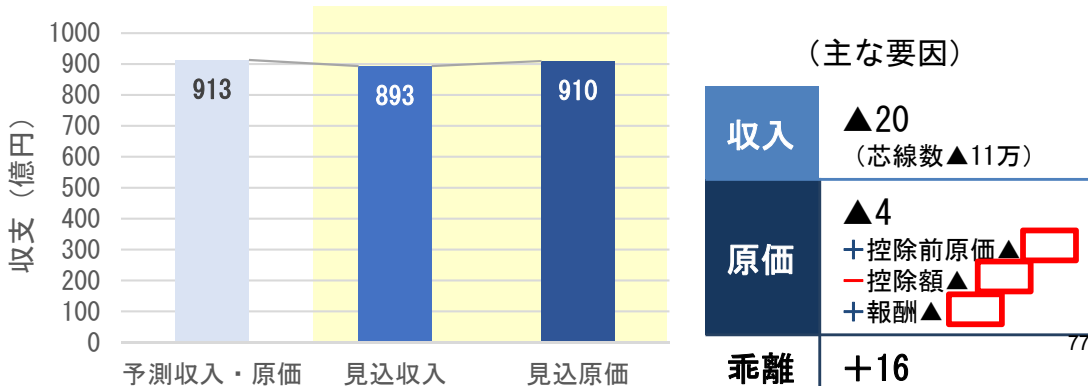
令和3年度実績 (NTT東日本)



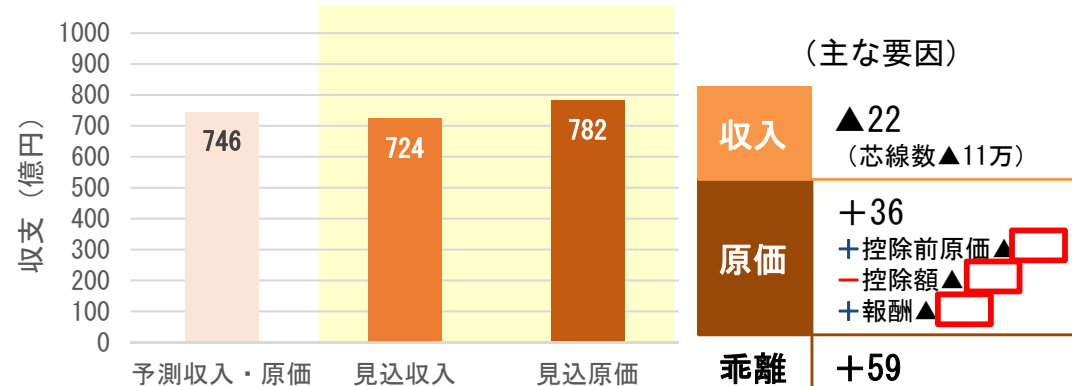
令和3年度実績 (NTT西日本)



令和4年度見込 (NTT東日本)



令和4年度見込 (NTT西日本)



乖離額調整(2) 前算定期間において生じた乖離額の調整

- 今回、令和3年度・令和4年度に生じた乖離額(※1)の調整に係る3条許可申請があったところ、同申請においては、今次申請に係る接続料水準を安定化し、接続事業者の事業の予見性を確保するため、当該乖離額を**合算し、今次申請に係る3年間(令和5年度～令和7年度)の接続料原価に、各年度の予測芯線数比に応じて平準化して算入**することとされている。
 - これによる接続料単金への影響は、シェアドアクセス方式の場合、**NTT東日本で▲28円/回線・月、NTT西日本で+30円/回線・月**。
- ※1 今回調整する「乖離額の見込み額」と令和5年度中に確定する「乖離額の実績額」の差分の調整をする際には、令和6年度以降の接続料の改定において別途3条許可が必要。

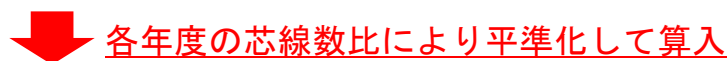
前算定期間の乖離額(今次申請で調整するもの)

	NTT東日本	NTT西日本
令和3年度乖離額	▲68億円	▲16億円
令和4年度乖離額(見込み値)	+16億円	+59億円



	NTT東日本	NTT西日本
	▲52億円	+43億円

※ シングルスター方式とシェアドアクセス方式の原価範囲の違い(分岐端末回線分)を踏まえ、原価の比に応じて両方式に按分しているため、両方式で乖離額の単価が異なる。



乖離額調整の影響(NTT東日本)

シェアドアクセス	R5	R6	R7
1芯あたりコスト	1,807	1,803	1,774
乖離額	▲28	▲29	▲28
接続料単金	1,779	1,774	1,746

シングルスター	R5	R6	R7
1芯あたりコスト	2,198	2,201	2,184
乖離額	▲36	▲36	▲36
接続料単金	2,162	2,165	2,148

乖離額調整の影響(NTT西日本)

シェアドアクセス	R5	R6	R7
1芯あたりコスト	1,743	1,735	1,700
乖離額	+30	+30	+30
接続料単金	1,773	1,765	1,730

シングルスター	R5	R6	R7
1芯あたりコスト	2,234	2,230	2,208
乖離額	+37	+37	+37
接続料単金	2,271	2,267	2,245

乖離額調整(3) 今次算定期間において生じる乖離額の扱い

- 今回の申請においても、**前算定期間と同様、今次算定期間における各年度の調整額を次年度以降の接続料原価に算入すること**に係る3条許可申請があった。
- このことを許可する場合、今次算定期間における毎年度の接続料収支が判明するたびに、速やかに調整（乖離額の接続料原価への算入）を行う。なお、乖離額の接続料原価への算入により接続料の水準に急激な変動が生じるおそれがある場合には、調整額を複数年度の接続料原価に分けて算入することがある。
- なお、調整に際しては、どのように接続料原価に算入するかについて、別途3条許可が必要。

■ NTT東日本・西日本からの許可申請の内容（抜粋）（令和5年5月22日付け東相制第000200000022号（NTT東日本）、相制第155500000027号（NTT西日本））

光信号端末回線伝送機能のうち第8条第2項第1号に該当する将来原価方式で算定した接続料について、2023年度から2025年度までの実績原価と実績収入の差額を、2024年度以降の当該接続料の原価に加えて算定すること。

（理由）

接続料規則第12条の2は、第8条第2項第1号に該当する将来原価方式で算定する接続料である場合の調整額を0とすると規定しているが、将来原価方式は一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変動することや、IPブロードバンド通信市場は技術の変化や市場における競争環境の変化が激しいことを踏まえれば、正確な原価・需要の予測は困難であり、第14条（接続料設定の原則）に規定される実績収入と実績原価の一致がなされなくなるおそれがあることから、実績原価と実績収入の差額を補正する仕組みが必要であるため。

■ 許可申請に係る接続約款の一部変更案上の規定

附則

1～3（略）

- 4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄ウ欄及びエ欄、第6欄、2-1-1-1の2、2-1-1-2第1欄イ欄、第2欄イ欄並びに2-1-1-2の2）に限り、以下この附則の第6項までにおいて同じとします。）について、令和4年度以前に適用した網使用料の原価の実績値（令和4年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、令和5年度以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。
- 5 当社は、この改正規定に係る令和4年度における端末回線伝送機能の網使用料の原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（令和4年度に係るものに限り、）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 6 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで適用するものに限り、）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 7 当社は、前2項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前3項の規定にかかわらず、前3項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

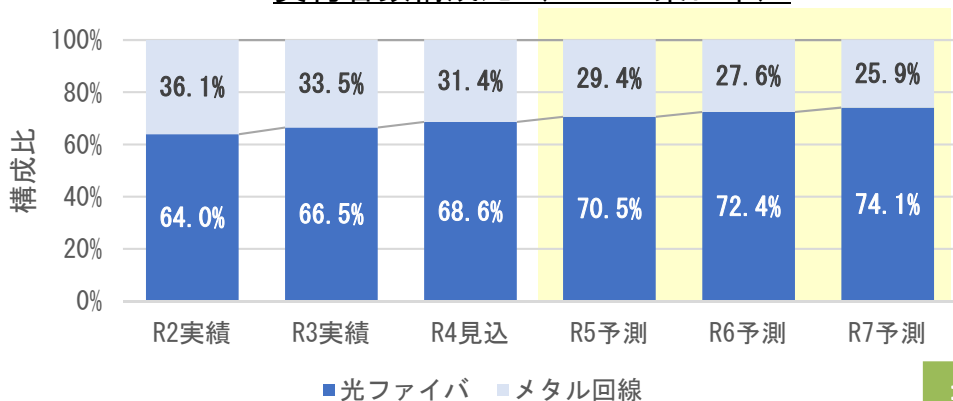
(参考)電柱・土木設備に係るコストの配賦

- 光ファイバとメタル回線で共用する電柱・土木設備に係るコストについては「メタル回線のコストの在り方について 報告書」（平成25年5月メタル回線のコストの在り方に関する検討会）等を踏まえ、契約者数比（※1）により光ファイバ・メタル回線間で按分している。
- 光ファイバを用いるサービス（フレッツ光等）において継続的に利用者数が増加する一方で、メタル回線を用いるサービス（加入電話等）においては継続的に利用者数が減少していることにより、光ファイバに配賦される電柱・土木設備のコストが増加傾向にある。
- 今次算定期間では各年度平均で**対前年比平均+2.6%（NTT東日本）、+3.1%（NTT西日本）の光ファイバ構成比の増加**を見込む（※2）。

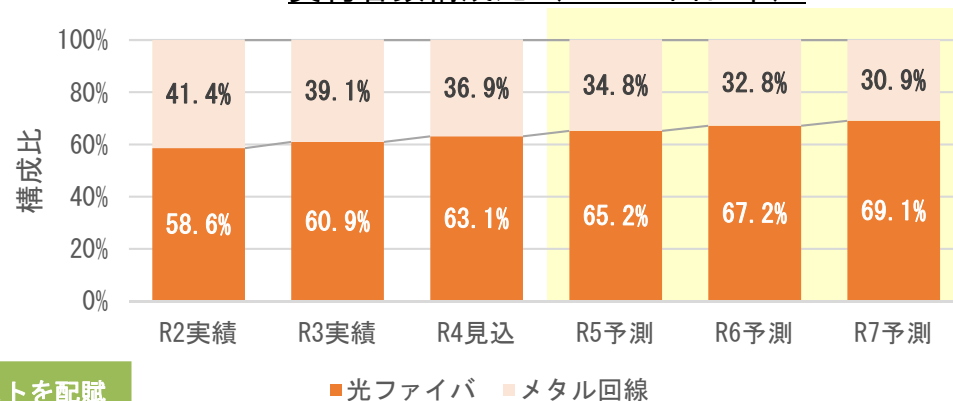
※1 法人利用者及び公衆電話、接続事業者利用回線については、回線数（シェアドアクセス方式の加入光ファイバの場合は分岐端末回線数）を契約者数としている。なお、同報告書を踏まえた見直し前は電柱等について架空ケーブル長比、土木設備について管路ケーブル長比により按分。

※2 メタル回線の契約者数については、過去3年度（平成31・令和元年度～令和3年度）の平均減少率が令和4年度以降も継続するものと見込んで予測。

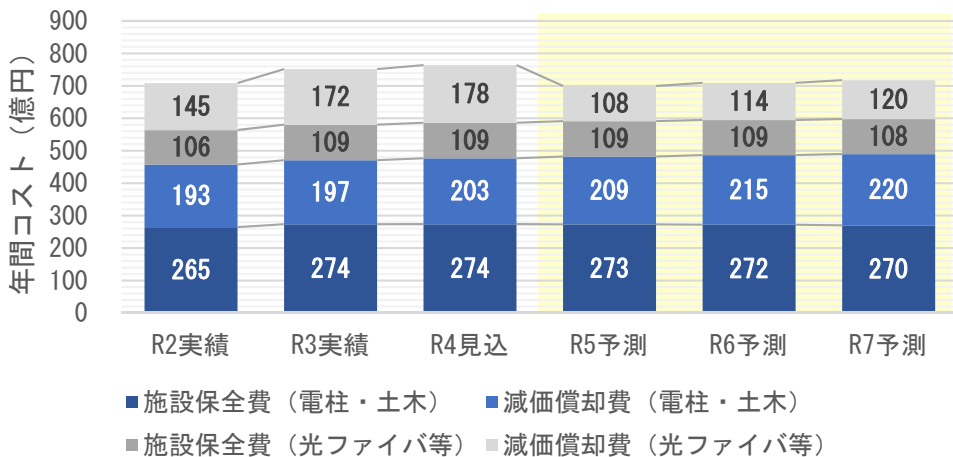
契約者数構成比（NTT東日本）



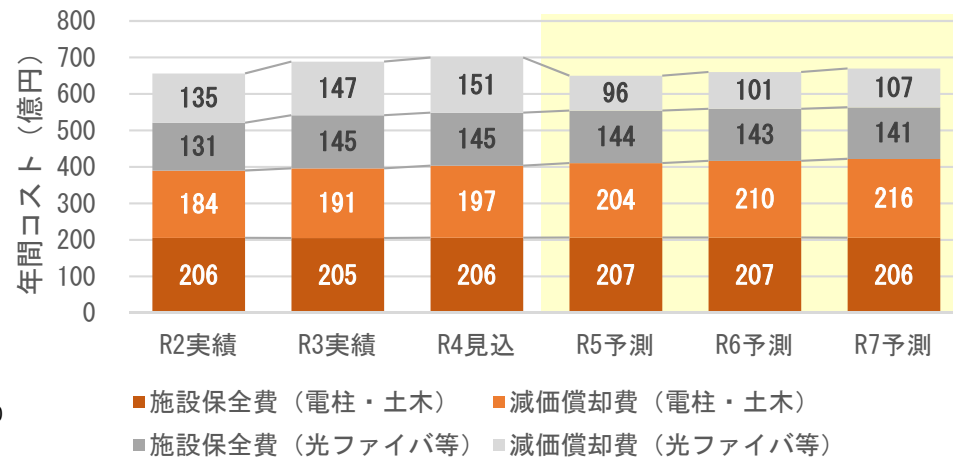
契約者数構成比（NTT西日本）



施設保全費・減価償却費における影響（NTT東日本）

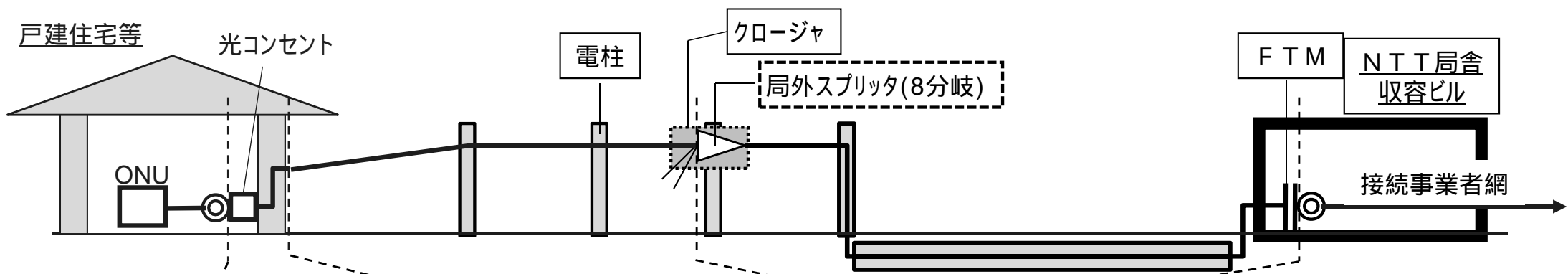


施設保全費・減価償却費における影響（NTT西日本）



シェアドアクセス方式に係る接続料(令和5年度申請接続料)

- NTT東日本・西日本が設置する加入光ファイバ（シェアドアクセス方式）の各種設備（光屋内配線～主端末回線）を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合に支払うべき接続料は、次のとおり。
- 光信号主端末回線は芯線単位で利用するため、**芯線の収容率が上がると1収容あたりの接続料負担が低減**していく構造となっている。
- 例えば、主端末回線に1芯線あたり4ユーザ収容した場合には、NTT東日本では、ユーザ当たり999円、NTT西日本では1,147円でNTT局舎からユーザ宅までのシェアドアクセス方式の接続が利用可能。



	光屋内配線加算額※2	光信号分岐端末回線※3	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	189円(182円) /分岐端末回線	328円(328円) /分岐端末回線	37円(35円) /分岐端末回線	1,779円(1,476円) /主端末回線
NTT西日本	179円(175円) /分岐端末回線	444円(412円) /分岐端末回線	81円(79円) /分岐端末回線	1,773円(1,510円) /主端末回線

※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。

※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。

※3 NTT東日本・西日本の屋内配線を引込線と一体として設置する場合に適用される分岐端末回線の接続料。

※4 括弧内は令和4年度適用接続料。

収容数ごとの1収容(ユーザ)あたり接続料

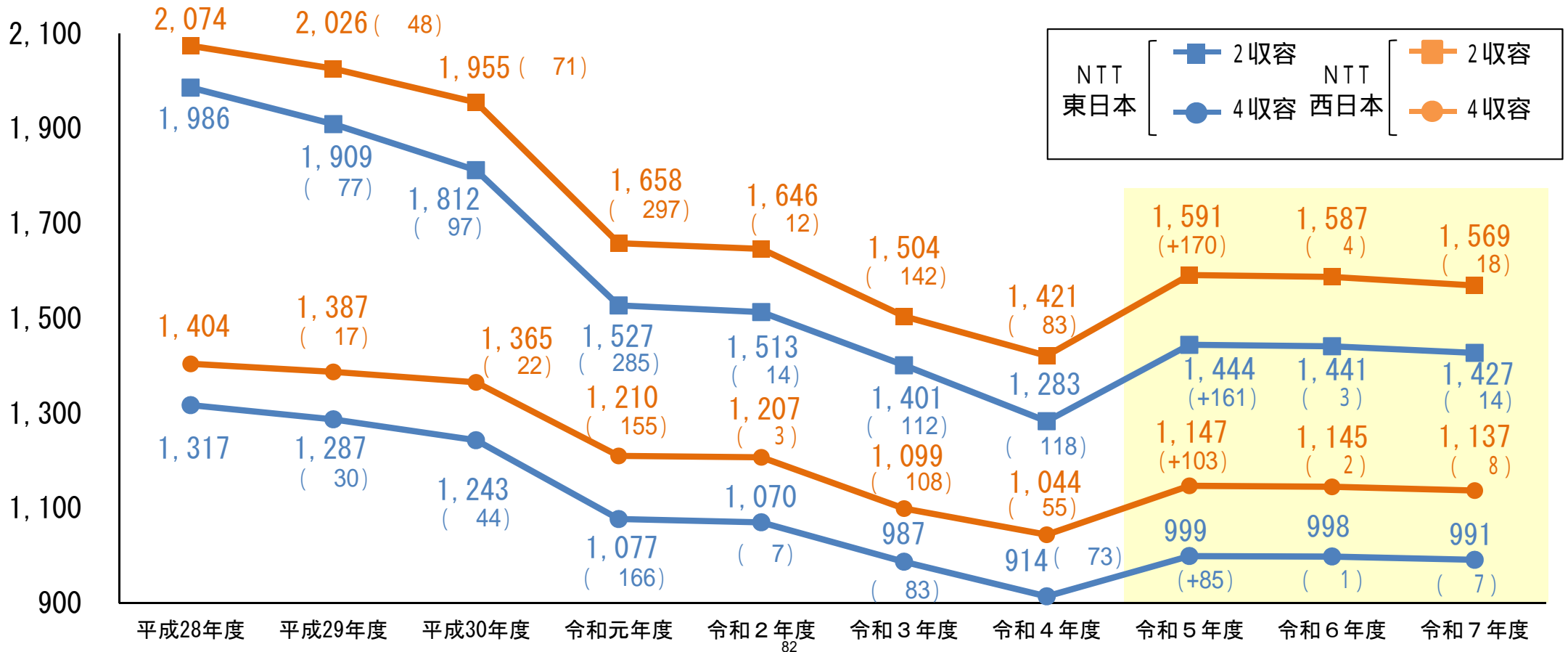
収容数	1	2	3	4	5	6	7	8
NTT東日本	2,333円	1,444円	1,147円	999円	910円	851円	808円	776円
NTT西日本	2,477円	1,591円	1,295円	1,147 ⁸¹ 円	1,059円	1,000円	957円	926円

○ 接続事業者が1ユーザに対してサービスを提供する際に負担する接続料 (※1) について、例えば主端末回線に 1芯線当たり2ユーザ又は4ユーザ収容した場合の負担額は、令和5年度において、 (新型コロナウイルス感染症の拡大による報酬への影響の生じていない) 令和2年度接続料と比較してやや減少し、令和7年度にかけて微減していく。

○ 1芯線のユーザ収容数について、NTT東日本・西日本以外の接続事業者全体の回線収容数を平均すると、NTT東日本エリアでは 1,986、NTT西日本エリアでは 1,404 となっている (※2)。また、NTT東日本・西日本自身における回線収容数については、それぞれ 1,317 (NTT東日本)、1,287 (NTT西日本) となっている (※2)。

※1 「光信号主端末回線」(1回線の料金を各収容数で除したもの)、「光信号分岐端末回線」、「回線管理運営費」、「光屋内配線加算額」の合計額。

※2 回線収容数については、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について(要請)」(平成27年9月18日付け総基料第176号)に基づく接続事業者毎の利用芯線数の報告の最新(令和5年3月末)の報告値。



※ 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は令和5年度の申請料金を横置き。

(参考) 1芯線あたりのユーザ収容数の推移

接続事業者毎の分岐端末回線数・収容率の推移 (NTT東日本)



接続事業者毎の分岐端末回線数・収容率の推移 (NTT西日本)



■ NTT東西 ■ KDDI ■ SNC ● NTT東西 (収容率) ● KDDI (収容率) ● SNC (収容率) ●●● エリア合計収容率

出典：「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について（要請）」（平成27年9月18日付け総基料第176号）に基づく接続事業者毎の利用芯線数

主な変更内容 (P.5 ~ 32)

令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ~ 20)

NGNの県間通信用設備に係る接続料について (P. 22 ~ 27)

その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 29 ~ 32)

その他の変更・報告内容等 (P. 35 ~ 65)

令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 35 ~ 47)

その他(P. 49 ~ 53)

加入光ファイバの未利用芯線について(P. 55 ~ 65)

参考資料 (P. 67 ~ 81)

○ 情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 ～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」(令和3年9月1日)等を踏まえ、**電気通信事業法の一部を改正する法律**(令和4年法律第70号)及び関連省令等の改正(いずれも令和5年6月16日施行)により、第一種指定電気通信設備制度を見直し。

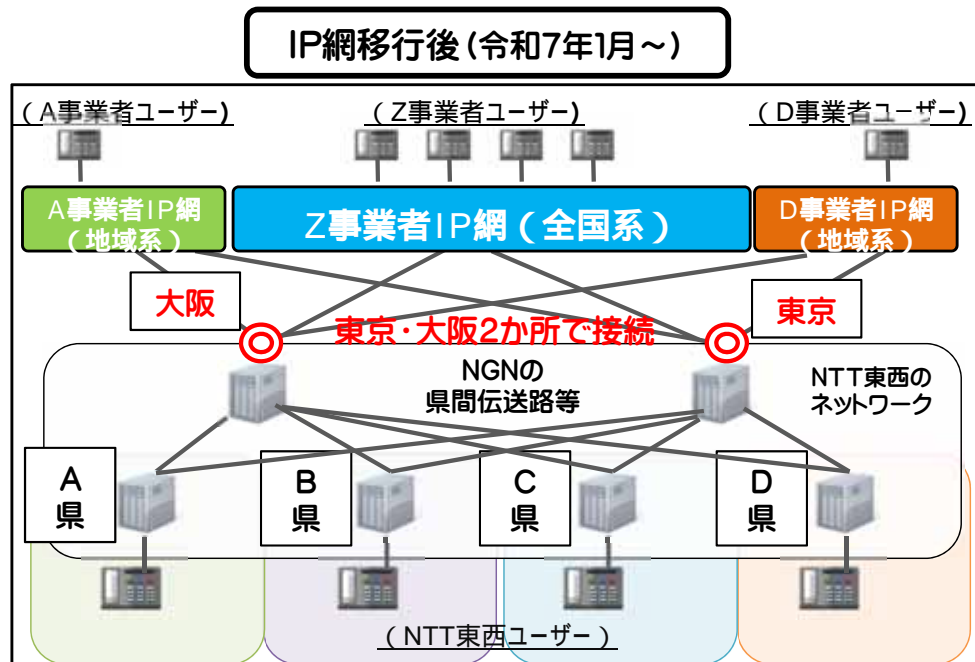
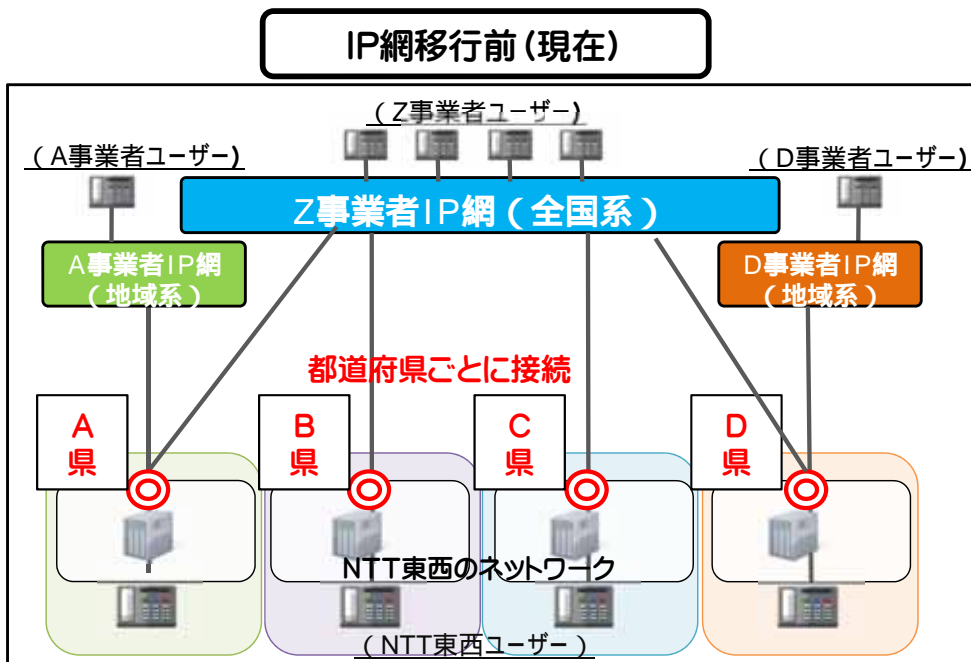
加入者回線の占有率の算定方法の見直し(法改正)

- 固定電話網のIP網への移行等を踏まえ、加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域)から**各事業者の業務区域**(例えば、NTT東日本は東日本、NTT西日本は西日本)に見直す。
- また、各事業者が**業務区域外に設置する設備**(NTT東日本が大阪府に、NTT西日本が東京都に設置するIP音声接続用のゲートウェイルータ)についても指定可能とする。

NGNの県間通信用設備の指定(省令等改正)

- 接続事業者が不可避免的に利用するNTT東日本・西日本の**県間通信用設備**(伝送路及び中継ルータ等)のうち、
 - ✓ IP音声接続に用いられるもの(電話事業者が利用)
 - ✓ IPoE接続に用いられるもの(VNE事業者が利用)
 について、第一種指定電気通信設備として指定。
- 県間通信用設備をアンバンドル(一般県間中継系ルータ交換伝送機能)した上で、接続料の算定・設定方法を整備。特に、県間通信用設備等における**他社設備のコスト**についても、一体的に接続料原価に算入する旨を明定。

ネットワーク構成の変化
(音声接続)



NGNの県間通信用設備に係る接続料(NGN県間接続料)の概要

- 新たに第一種指定電気通信設備として指定されたNGNの県間通信用設備について、適正原価・適正利潤の原則に基づく接続料を設定し、令和5年6月16日から適用する(認可が適用日以降となった場合には、遡及して適用)。
- **IPoE接続に係る県間接続料については**、接続料規則の規定に基づき接続料の算定が行われたところ、任意約款(非指定電気通信設備との接続に関する契約約款)に規定されている現行の接続料と比較して、**NTT東日本で▲35万円/ポートごと月額(▲4.7%)**、**NTT西日本で▲275万円/ポートごと月額(▲29.9%)**(いずれも全国集約POIの場合)の**低減**となる。
- なお、**IP音声接続及び優先パケット転送機能に係る県間接続料については**、既に(*)「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」(法第33条第4項第1号ホ)として接続料に準じた負担額の算定が行われているところ、第一種指定電気通信設備として指定されることに伴う接続料の**改定は行わない**。

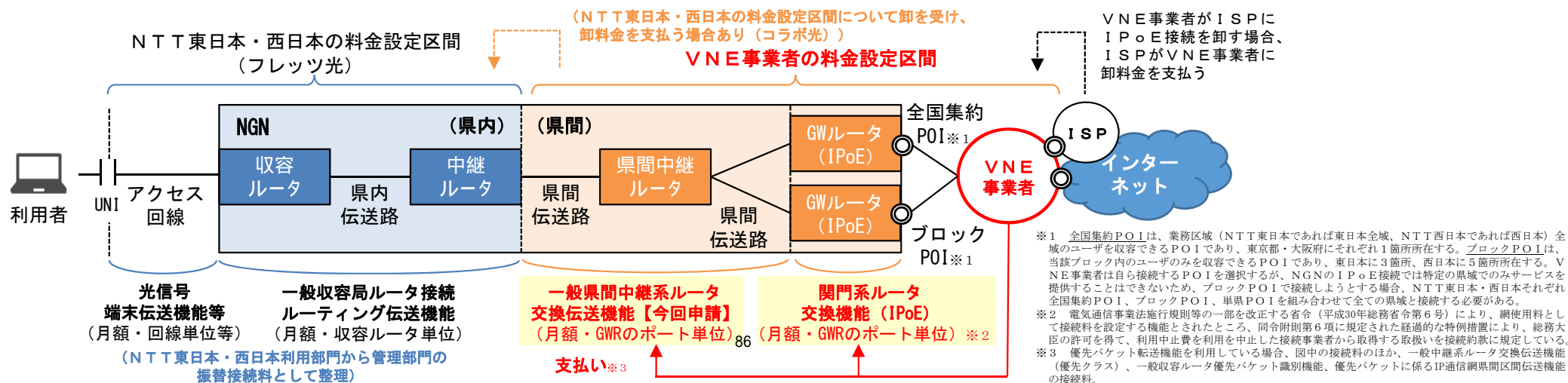
(*) 令和3年1月14日公布の省令改正(令和3年総務省令第1号)により接続約款記載事項(施行規則第23条の4第2項)となり、令和3年度の接続料の改定等に係る接続約款変更(令和3年6月2日認可)において規定。

申請された接続料

(単位: 円/1ポート(100Gb/s)ごと・月額)

		NTT東日本		NTT西日本	
		現行料金	申請料金	現行料金	申請料金
一般県間中継系ルータ 交換伝送機能	全国集約POIで接続する場合	737万	702万(▲35万)	921万	646万(▲275万)
	ブロックPOIで接続する場合	415万	384万(▲31万)	921万	538万(▲383万)

(参考) IPoE接続を行う接続事業者(VNE事業者)の支払う接続料 (FTTHアクセスサービスの場合)



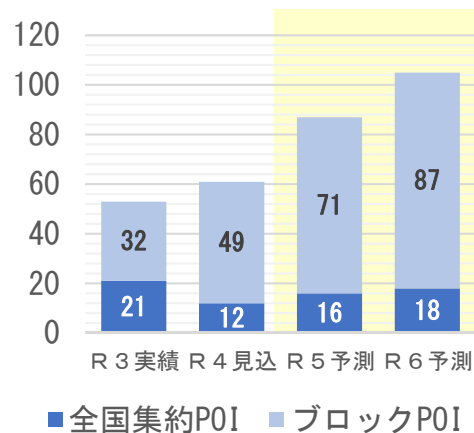
- NGNの県内接続料については、IP接続への移行期間(※1)における接続料の急激な変動を緩和するため、3年9ヶ月(令和3年4月～令和6年12月)を算定期間とする将来原価方式(第2号長期将来原価方式)により算定されている。
 - ※1 固定電話網のIP網への移行の過程において、NTT東日本・西日本の光IP電話(ひかり電話)及び加入電話(令和6年1月以降はメタルIP電話)と事業者間の接続形態について、PSTNにおける関門交換機(IGS)接続からNGNにおけるIP接続への切り替えが進められている。
- NGNの県間通信用設備に係る接続料についても、IP音声接続及び優先パケット転送機能に係る接続料が既に県内接続料と同様に3年9ヶ月の将来原価方式で算定されているところ、これらと設備を共用するIPoE接続に係る接続料についても、一物二価や精算の複雑化等を避けるため、**県内接続料と算定期間の終期を合わせて1年7ヶ月(令和5年6月～令和6年12月)を算定期間とする将来原価方式(第2号長期将来原価方式)により算定**する(これにより**算定期間中におけるGWルータの利用ポート数の変動の影響も平準化**される。)
- 需要(ポート実績トラヒック及びGWRのポート数)については令和4年度までの契約数・トラヒック量等を基礎として、原価については令和3年度接続会計を基礎として需要に応じた必要最小限の投資を見込むことで、将来の原価・需要を予測。**原価をポート実績トラヒック等を用いて各機能に按分**したうえ、**IPoE接続に係る原価をGWルータのポート数で除して接続料を算定**。

(1) 需要の予測

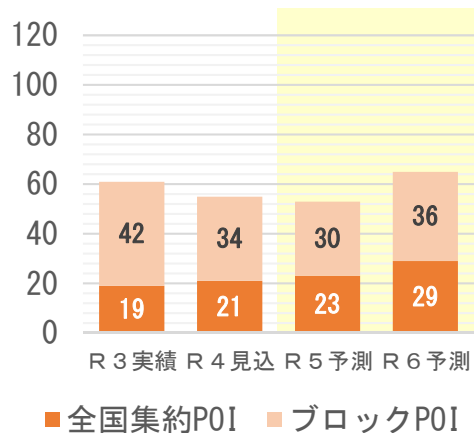
① GWルータのポート数

- ・ VNE事業者毎にピークトラヒックの予測を行い、直近のポート容量に対する利用率からポート数を予測。
- ・ 単県POI等への移行動向が判明している分は個別に考慮。

期末ポート数 (NTT東日本)



期末ポート数 (NTT西日本)



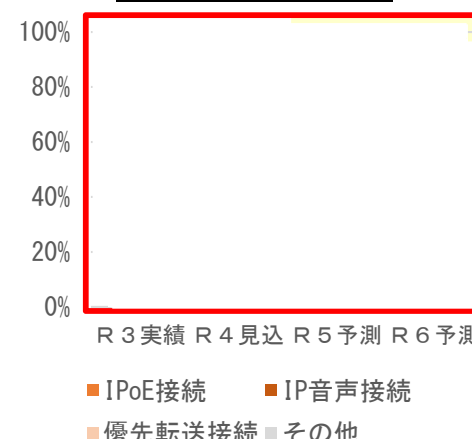
② ポート実績トラヒック比

- ・ NGN県内接続料の算定において用いた音声通信のIP網への移行状況等に加え、フレッツ光最新の需要動向を反映してポート実績トラヒックを予測。(非指定部分を含むため非開示)

ポート実績トラヒック比 (NTT東日本)



ポート実績トラヒック比 (NTT西日本)

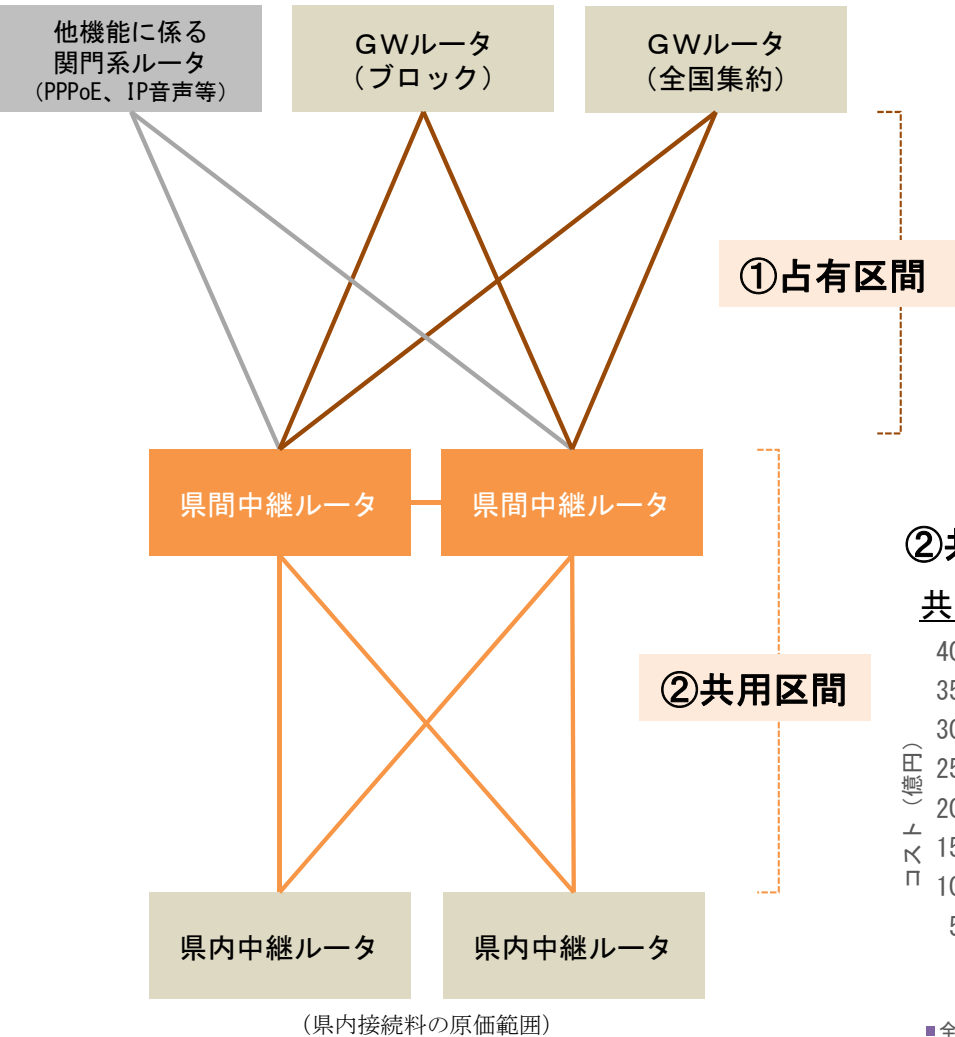


NGN県間接続料の算定方法(原価の分計)

- NGN県間接続料 (IPoE接続) の原価範囲は、**県間中継ルータ (関門系ルータを除く。以下同じ。)** 及び**県間伝送路** **のうち一部** (県間中継ルータ~関門系ルータ) **については各機能で占有されるため直課**し、他機能についてはポート実績トラヒック比で按分。
- 県間伝送路の占有区間と共用区間の分計については、**芯線長比をコストドライバとして按分**。

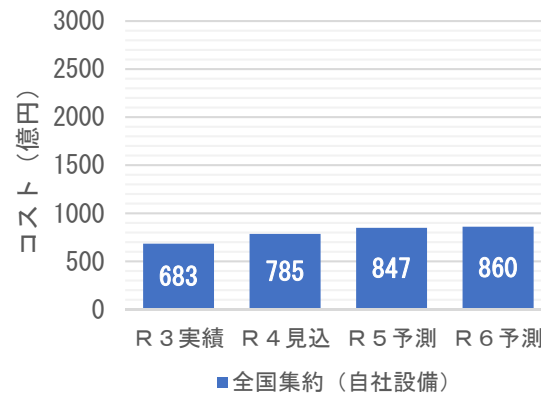
(2) 原価の予測

※GWルータは県間接続料の対象外 (関門系ルータ交換機能の原価範囲)

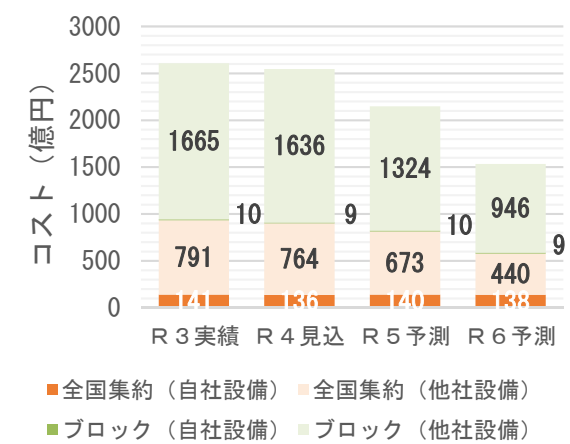


①占有区間 (GWルータ~県間中継ルータ間の県間伝送路)

占有区間の費用 (NTT東日本)



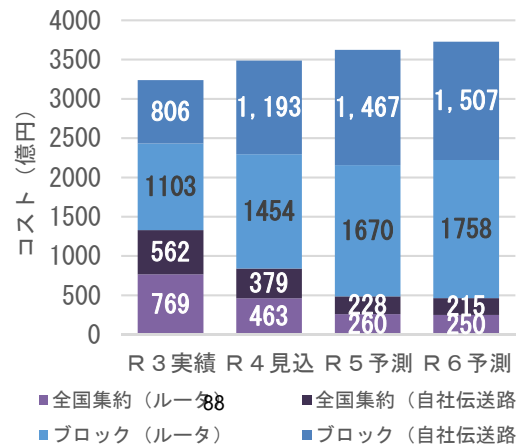
占有区間の費用 (NTT西日本)



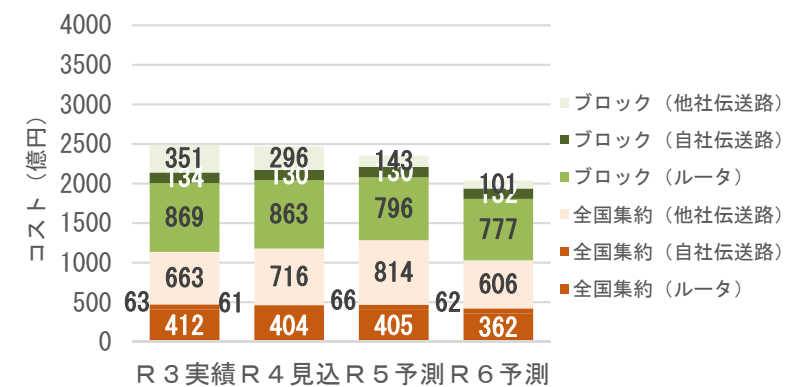
※ NTT東日本においては他社設備、ブロックPOI占有区間に係るコストは発生していない。

②共用区間 (県間中継ルータ、県間中継ルータ~県内中継ルータ間の県間伝送路)

共用区間の費用 (NTT東日本)



共用区間の費用 (NTT西日本)



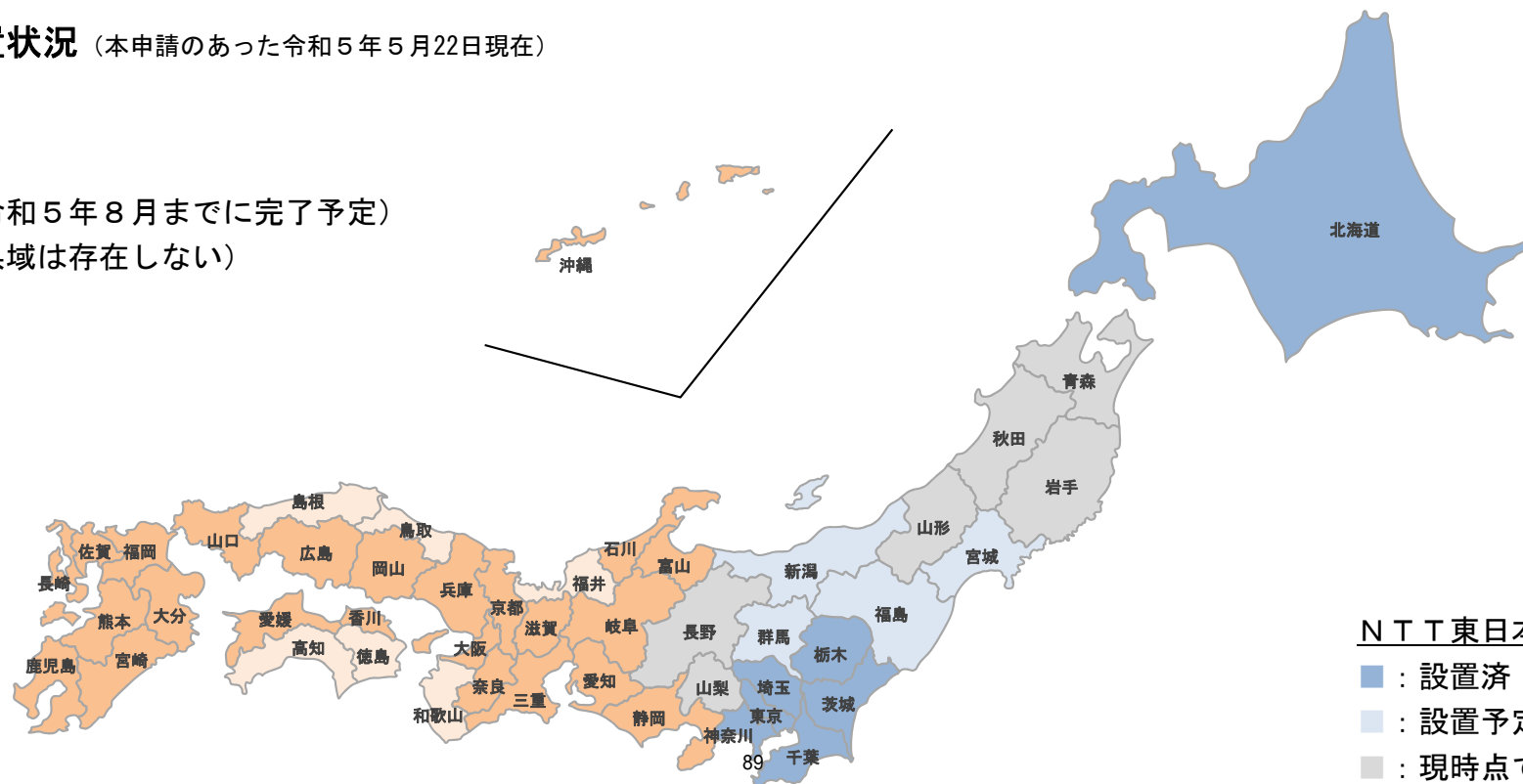
(参考) 単県POIの設置状況

- IPoE接続においては、
 - ・ **全国集約POI**：全国（NTT東日本では東日本全域、NTT西日本では西日本全域）をカバーエリアとする
 - ・ **ブロックPOI**：複数の県域をカバーエリアとする
 - ・ **単県POI**：一の県域をカバーエリアとする
 の3種類のPOIがあり、IPoE接続を利用する接続事業者（VNE事業者）はそれぞれの事業戦略等により接続するPOIを選択可能。
- 単県POIではNGNの県間通信用設備を用いずに接続することができるが、**IPoE接続においては、特定の県域の利用者のみへのサービス提供ができないため、東西それぞれの業務区域において、全国集約POI、ブロックPOI、単県POIを組み合わせることで全ての県域と接続する必要がある（NGNの県間通信用設備を用いずにIPoE接続を行おうとする場合、全県域の単県POIで接続を行う必要がある。）**。
- なお、**令和5年5月現在においては、全県域において単県POIが設置されておらず**、NGNの県間通信用設備を用いずにIPoE接続を行っているVNE事業者は存在しない。

■単県POIの設置状況（本申請のあった令和5年5月22日現在）

NTT西日本

- ：設置済
- ：設置予定（～令和5年8月までに完了予定）
（設置予定のない県域は存在しない）



NTT東日本

- ：設置済
- ：設置予定
- ：現時点で設置予定なし

イーサネットフレーム伝送機能に係る接続料の補正

- **イーサネットフレーム伝送機能は、接続事業者が自網をNTT東日本・西日本のゲートウェイスイッチ及びゲートウェイルータに接続して、同社のイーサネット網を利用するための機能。** 主な対象設備として、イーサネットスイッチ、ルータ（※1）及び伝送路設備（※2）等がある。**現在、接続事業者による利用はない**（NTT東日本・西日本利用部門による利用のみ）。
- イーサネットフレーム伝送機能の接続料は、**令和3年度の接続料の改定において、イーサネット網において行われる装置等のマイグレーションに係る期間における接続料の急激な変動を緩和し、接続料水準の平準化を図るため、令和3年度～令和7年度を算定期間とする将来原価方式（第2号長期将来原価方式）により算定され、認可済**（令和3年3月22日申請、同年5月22日補正申請、同年6月2日認可）。
- 同算定においては、装置等のマイグレーションを契機とした広帯域への移行促進等を想定して広帯域品目の需要増を見込んだものの、利用部門における（申請当初は提供されていなかった）100Gbps超の**広帯域品目の提供開始**（※3）・**需要の増加等により、認可済接続料による精算を継続した場合、収入**（接続会計上、利用部門との間で社内取引される振替網使用料）**が実績原価を大幅に上回る見通し**（令和4年度（見込み）までの予測収入と実績収入の乖離額は既に**NTT東日本で+16億円、NTT西日本で+275億円**となっている。）。
- **現算定期間において生じる多額のマイナスの調整額を次算定期間において調整する場合、接続料水準がコストの実態から大きく乖離することとなることから、これを防ぐため、最新の需要予測等に基づく現行接続料の補正**を行う旨の申請があったもの。
- これに伴い、令和3年度・4年度における利用部門との振替網使用料については、補正後接続料によって再精算を行う必要があるが、この再精算は、令和5年度接続会計の整理において行う。

※1 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第1号、令和3年1月14日公布）により本機能の対象設備に追加。
 ※2 次世代ネットワーク（NGN）と共用。接続料原価については波長数比により分計。
 ※3 接続約款においては、加入光ファイバに係る接続メニューの追加等に係る接続約款の変更認可（令和3年9月16日申請、同年12月3日認可）において追加。

■申請のあった接続料の補正（例）

		NTT東日本			NTT西日本			
		(参考) R2適用	補正前 (R3~R7)	補正後 (R3~R7)	(参考) R2適用	補正前 (R3~R7)	補正後 (R3~R7)	
イーサネット フレーム 伝送機能	MA内設備	10Mb/s	165,484	42,408	133,288	207,133	60,907	98,007
		1Gb/s	1,077,797	281,318	870,078	1,139,617	400,126	640,101
		100Gb/s	29,094,230	2,305,334	5,743,194	28,297,290	2,894,636	4,257,640
	県内中継設備	10Mb/s	53,957	14,241	61,433	73,173	14,164	50,923
		1Gb/s	347,533	93,552	400,860	404,027	93,334	332,389
		100Gb/s	9,077,840	⁹⁰ 676,652	2,629,313	10,146,730	703,269	2,191,207

主な変更内容 (P.5 ~ 32)

令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ~ 20)

NGNの県間通信用設備に係る接続料について (P. 22 ~ 27)

その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 29 ~ 32)

その他の変更・報告内容等 (P. 35 ~ 65)

令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 35 ~ 47)

その他(P. 49 ~ 53)

加入光ファイバの未利用芯線について(P. 55 ~ 65)

参考資料 (P. 67 ~ 81)

接続料規則第3条に基づく許可申請(いずれもNTT東日本・西日本の双方から申請があったもの)			
#	項目	新規/ 継続	申請の概要
1	自己資本費用の算定方法	新規	他産業における主要企業の平均自己資本利益率の算定方法として、安定的な指標として、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム（イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Report）を用いることを求めるもの。（P.11参照）
2	加入光ファイバに係る調整額の扱い(令和3年度及び令和4年度の乖離額の調整)	継続	加入光ファイバに係る接続機能（光信号端末回線伝送機能）について、令和3年度の収入と原価の差額及び令和4年度の見込値と収入の見込値の差額を合算した額を、令和5年度から令和7年度までの接続料原価に、各年度の予測芯線数比に応じて算入することを求めるもの。（P.14、15参照）
3	加入光ファイバに係る調整額の扱い(令和5年度から令和7年度までの乖離額調整)	継続	加入光ファイバに係る接続機能（光信号端末回線伝送機能）について、令和5年度から令和7年度までの収入と原価の差額を、令和6年度以降の接続料原価に加えて算定することを求めるもの。（P.16参照）

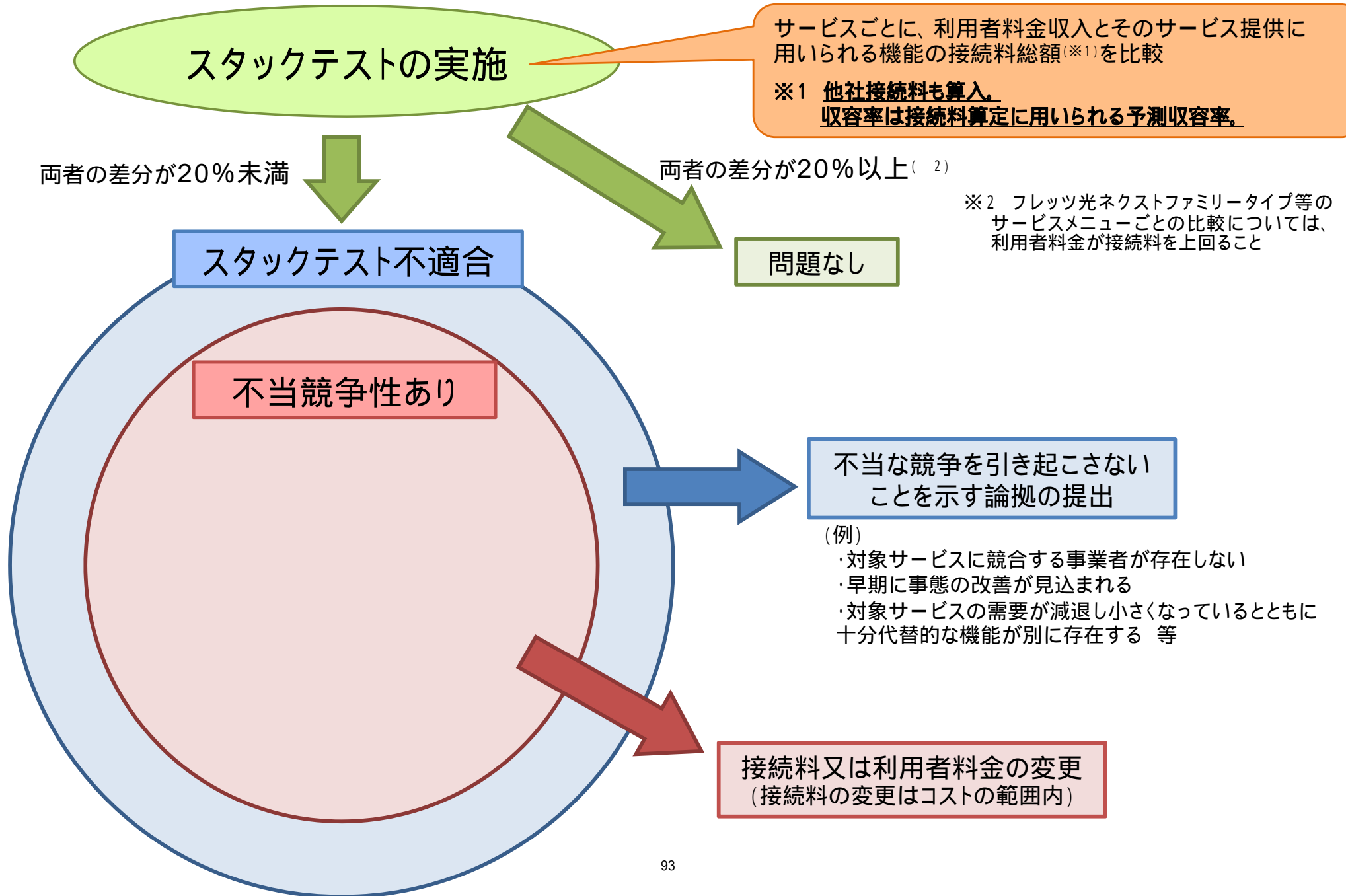
(参考) 第一種指定電気通信設備接続料規則（抄）

（遵守義務）

第三条 事業者は、法定機能ごとの接続料に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)の流れ

固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針(平成30年2月26日策定、令和4年11月28日最終改定)



スタックテストの結果 (サービスごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本において令和3年度の接続料総額と利用者料金収入の水準を比較した結果、**両社の検証対象サービスでは、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の20%）を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

○ なお、ひかり電話については、今次申請において接続料が改定されないため、スタックテストは行われていない。

NTT東日本

サービス	① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 (①-②)/①	営業費相 当基準額 との比較
加入電話・ISDN 基本料	1,804億円	1,389億円	415億円 (23.0%)	○
フレッツ光ネクスト	4,958億円	2,028億円	2,930億円 (59.1%)	○
フレッツ光ライト	183億円	83億円	100億円 (54.6%)	○
ひかり電話	移動体着 含む			
	移動体着 除く			
ビジネスイーサワイド	323億円	182億円	141億円 (43.7%)	○

NTT西日本

サービス	① 利用者 料金収入	② 接続料 総額相当	③ 差分 (①-②)/①	営業費相 当基準額 との比較
加入電話・ISDN 基本料	1,785億円	1,385億円	400億円 (22.4%)	○
フレッツ光ネクスト	3,719億円	1,822億円	1,897億円 (51.0%)	○
フレッツ光ライト	109億円	64億円	45億円 (41.3%)	○
ひかり電話	移動体着 含む			
	移動体着 除く			
ビジネスイーサワイド	339億円	186億円	153億円 (45.1%)	○

(注) ○ : スタックテストの要件を満たしていると認められるもの × : スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

スタックテストの結果 (サービスメニューごとの検証)

○ 指針に基づき、NTT東日本・西日本においてサービスメニュー単位で利用者料金が接続料を上回っているか否かについて検証した結果、**全てのサービスメニューについて、利用者料金が接続料相当額を上回り、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。**

NTT東日本

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー		利用者料金	接続料相当額	差分 (-)	利用者料金との比較
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの				
		上記以外				
	ビジネスタイプ					
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ				
		プラン1				
		プラン2				
		ミニB				
		プラン1B				
	マンションタイプ (光配線方式)	プラン2B				
		ミニ				
		プラン1				
	プラン2					
	プライオ					
フレッツ光ライト	ファミリータイプ					
	マンションタイプ					
	フレッツ光ライトプラス					
ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合					
	県内設備まで利用する場合					
	Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)					
	Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)					

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

NTT西日本

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー		利用者料金	接続料相当額	差分 (-)	利用者料金との比較	
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの					
		上記以外					
	ビジネスタイプ						
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ					
		プラン1					
		プラン2					
	マンションタイプ (光配線方式)	ミニ					
		プラン1					
		プラン2					
	フレッツ光ライト	ファミリータイプ					
		マンションタイプ					
	ビジネスイーサワイド	MA設備まで利用する場合					
		県内設備まで利用する場合					
Interconnected WAN(MA設備まで利用する場合)							
Interconnected WAN(県内設備まで利用する場合)							

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

1 利用者料金は令和4年3月31日時点(総務省要請を受け割引を考慮した後の額)

2 フレッツ光ネクスト ファミリータイプ(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの)については、令和2年度から新規に提供しているものであり、将来的に需要の増加が見込まれることから、5年間(令和2年度~令和6年度)の将来原価方式により接続料を算定していることと合わせ、収容数も5年平均を用いて接続料相当額を算定。

(注) :スタックテストの要件を満たしているものと認められるもの ×:スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの。

その他の変更・報告内容等

主な変更内容 (P.5 ~ 32)

令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ~ 20)

NGNの県間通信用設備に係る接続料について (P. 22 ~ 27)

その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 29 ~ 32)

その他の変更・報告内容等 (P. 35 ~ 65)

令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 35 ~ 47)

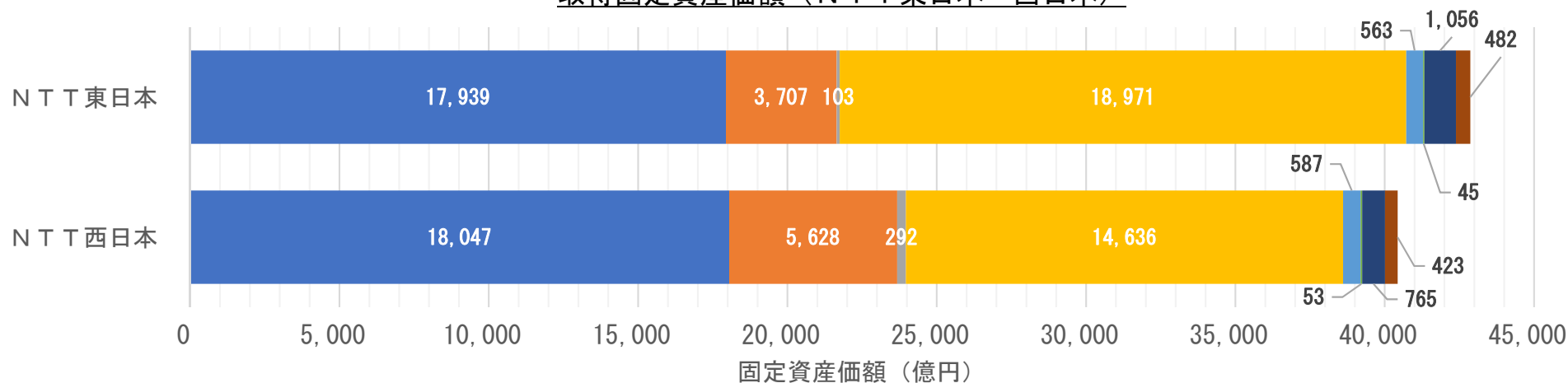
その他(P. 49 ~ 53)

加入光ファイバの未利用芯線について(P. 55 ~ 65)

参考資料 (P. 67 ~ 81)

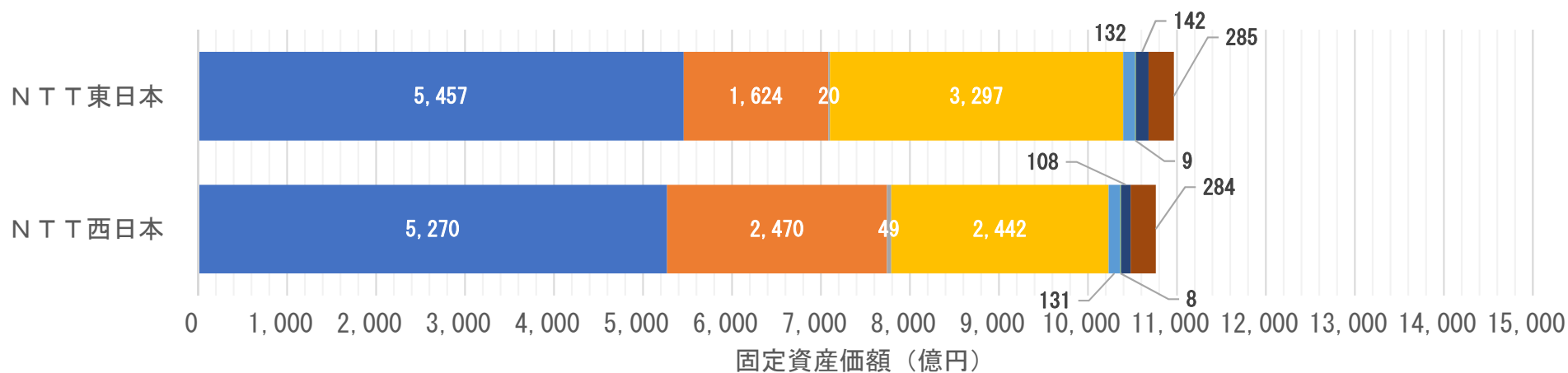
○ 今次算定期間における加入光ファイバに係る固定資産の状況は次のとおり（算定期間各年度の予測値の平均）。

取得固定資産価額（NTT東日本・西日本）



■線路設備（光ケーブル） ■線路設備（電柱） ■線路設備（その他） ■土木設備 ■建物 ■構築物 ■無形固定資産 ■その他

正味固定資産価額（NTT東日本・西日本）



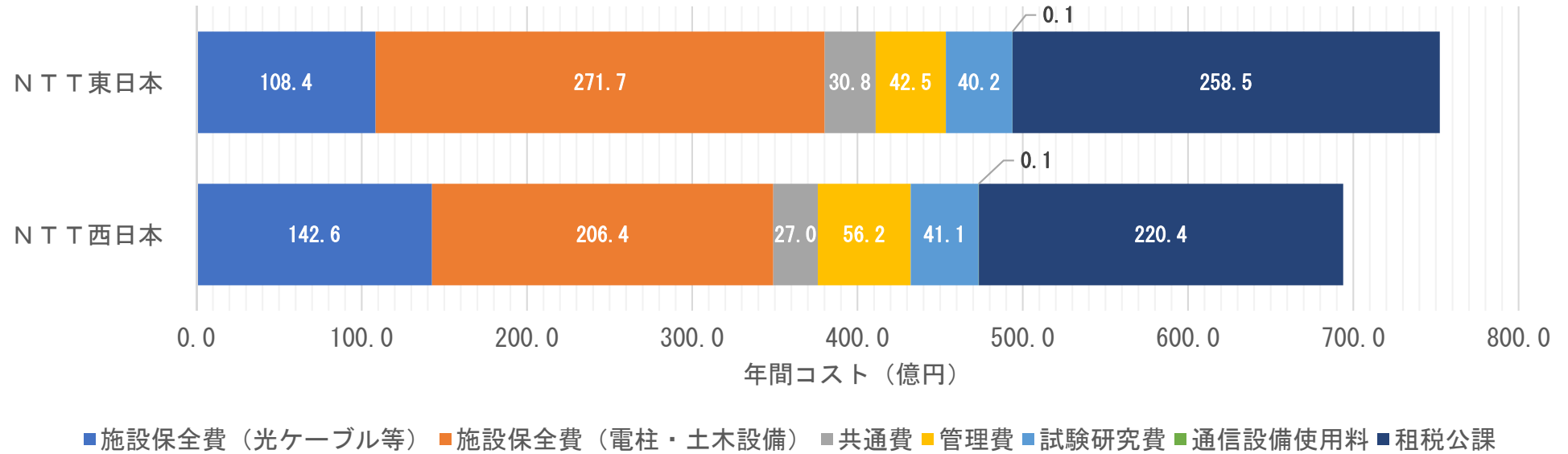
■線路設備（光ケーブル） ■線路設備（電柱） ■線路設備（その他） ■土木設備 ■建物 ■構築物 ■無形固定資産 ■その他

※ 「線路設備（その他）」は光ケーブル・電柱以外の線路設備であり、線路設備の監視装置等を含む。「その他」には土地及び器具備品等を含む。

加入光ファイバに係る設備管理運営費

○ 今次算定期間における加入光ファイバに係る設備管理運営費（減価償却費・固定資産除却費を除く。）の状況は次のとおり（算定期間各年度の予測値の平均）。

設備管理運営費【減価償却費・固定資産除却費を除く。】（NTT東日本・西日本）



（参考）電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）における各科目の定義

施設保全費	電気通信設備の保全のために直接必要な費用
共通費	営業所等における共通的作業（庶務、経理等）に必要な費用
管理費	本社等管理部門において必要な費用
試験研究費	研究部門において必要な費用
通信設備使用料	他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用
租税公課	固定資産税、事業所税等の租税（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）を除く。）及び道路占用料等の公課

※ 接続会計は電気通信事業会計を基に整理され、各科目等の定義については第一種指定電気通信設備接続会計規則において特段の規定がない限り、電気通信事業会計規則に従う。

資本構成比の算定方法

○ NTT東日本・西日本はレートベースの構成資産に基づく資本構成比を算定するに当たって、「レートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、**貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致**させて算定」（接続料の算定に関する研究会第4回会合 NTT東日本・西日本資料）している。

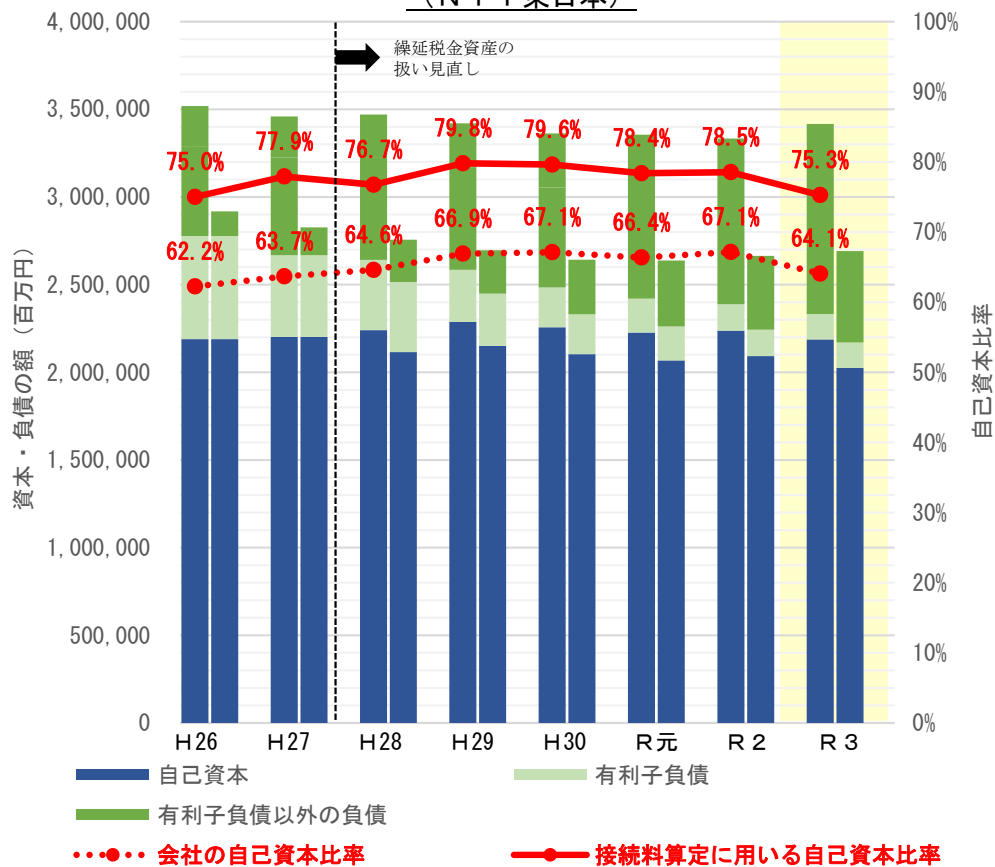
○ 具体的には、NTT東日本・西日本の財務会計における貸借対照表の簿価について、レートベースに含まれない流動資産等を、

- ・ 「投資その他の資産」のうち繰延税金資産（※1）については、自己資本から、
- ・ それ以外（繰延税金資産以外の「投資その他の資産」、流動資産）については、他人資本のうち「有利子負債以外の負債」から、

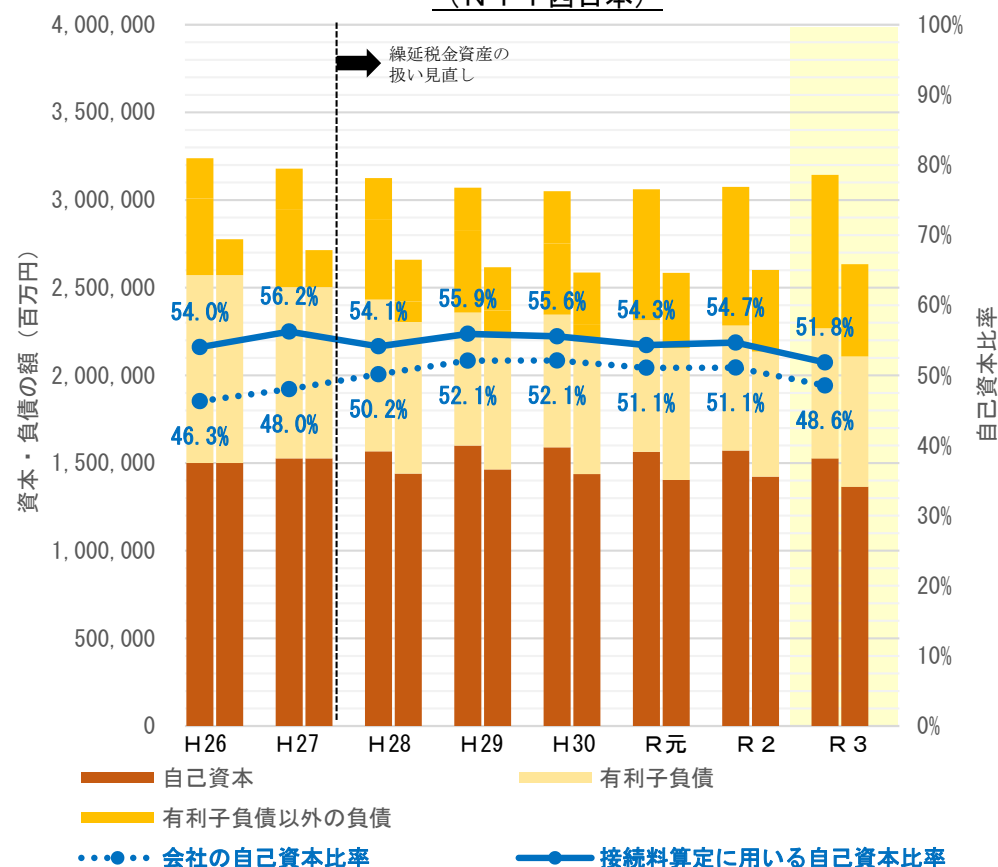
圧縮して資本構成比を算定している。

※1 接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）において「『繰延税金資産』については、税効果会計の適用により『繰延税金資産』を計上することによって、自己資本比率が上昇することになるから、『繰延税金資産』は自己資本から圧縮することが適当」との考え方が示されたことを踏まえ、他人資本（のうち有利子負債以外の負債）から圧縮していた扱いを見直した。

左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
(NTT東日本)



左：会社の資本構成、右：圧縮後の資本構成
(NTT西日本)



加入光ファイバに係る耐用年数の見直しの経緯

○ 加入光ファイバ接続料の算定に用いる耐用年数の見直しの経緯については、次のとおり。

	経緯等	架空光ケーブル	地下光ケーブル
～平成19年度	(法定耐用年数を採用)	10年	10年
平成20年度	経済的耐用年数を採用 (「光ファイバの使用実態にかかるデータについては、現時点、過去21年間で、架空は約9割、地下は約8割まで撤去されたというデータが蓄積されており、こうした使用実態等を踏まえ、地下ケーブル21年、架空ケーブル15年」を採用し、これは、「総務省が行ったLRICモデルの『経済的耐用年数』の推計の考え方を踏まえるとともに、様々な要因による使用実態等を総合的に勘案し、『経済的使用可能予測期間』を見積って推計」したもの ※1)	15年 (+5年)	21年 (+11年)
平成28年度	耐用年数の見直しに係る検討結果等について報告を要請(※2) →「NTTグループとして光ファイバケーブルの経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないと判断しましたが、今後、光ファイバケーブルに関する市場環境や使用実態等に大きな変化が認められた場合には、改めて耐用年数の見直しを検討する」	-	-
平成28年度 ～令和元年度	接続料の算定に関する研究会における議論	-	-
令和元年度	経済的耐用年数の見直し(※3) (「『材質・構造・用途・使用上の環境』、『技術の革新』、『経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度』、および光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえ、総合的に検討した結果、2019年度期首より見直す」こととしたもの ※4)	20年 (+5年)	28年 (+7年)
令和3年度	耐用年数の見直しに係る検討結果等について報告を要請(※5)	-	-
令和5年度	【今次申請】経済的耐用年数の見直し (「『材質・構造・用途・使用上の環境』、『技術の革新』、『経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度』、および光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえ、総合的に検討した結果、2019年度期首より見直す」こととしたもの)	25年 (+5年)	30年 (+2年)

※1 情報通信審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の変更の認可(平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について」(平成20年3月27日)答申書別添「接続料の変更案に対する意見及びその考え方」再意見17(NTT東日本・西日本)

※2 情報通信行政・郵政行政審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の変更の認可(平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について」(平成28年7月27日)において「NTT東日本・西日本に対し、平成20年度の見直し方法を参照して平成27年度末実績に基づき光ファイバケーブルの経済的耐用年数を導出した上で、実態との大きな乖離が認められた場合には、耐用年数の見直しを行い、見直しの検討結果及びその理由について平成29年2月中旬に総務省に報告するとともに、公表することを要請すること」を総務省に要望し、同日、総務省からNTT東日本・西日本に要請(平成28年7月27日総基料第132号)を実施。

※3 令和元年度の将来原価接続料等の再算定(令和元年6月24日付け再申請、6月28日諮問、8月23日答申・認可)において接続料に反映。

※4 接続料の算定等に関する研究会第22回会合(令和元年5月31日)資料22-6(NTT東日本・西日本提出資料)及び総務省への報告(令和元年6月17日付け東経企管第19-00043号(NTT東日本)、同日付け西企管第48号(NTT西日本))

※5 情報通信行政・郵政行政審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続料の変更の認可(令和4年度の接続量の改定等)について」(令和4年3月28日)において「現在の加入光ファイバ接続料の算定期間が令和4年度に終了することから、令和5年度の接続料改定に係る接続料の改定認可申請の際までに、これらの点について総務省に報告するよう、総務省からNTT東日本・西日本に対し要請することが適当」を総務省に要望し、3月31日、総務省からNTT東日本・西日本に要請(令和4年3月31日総基料第62号)

分岐端末回線の接続料

- 分岐端末回線の接続料については、**実績原価方式により毎年度算定**されている。
- 加入光ファイバ全体のコストのうち分岐端末回線に係る部分を把握することができないことから、**1回線あたりの創設費等を基礎として、網改造料の算定式に準じて算定**されている。

$$\begin{aligned}
 \text{接続料} = & \text{分岐端末回線の創設費} (\ast 1) \div \text{耐用年数} & + & \text{分岐端末回線の創設費} & \times & \text{設備管理運営費比率} (\ast 2) & \text{引込線コスト} \\
 & + & \text{1回線あたり電柱創設費相当} (\ast 3) \div \text{耐用年数} & + & \text{1回線あたり電柱創設費相当} (\ast 3) & \times & \text{設備管理運営費比率} & \text{電柱コスト} \\
 & \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{減価償却費相当}} & & \underbrace{\hspace{10em}}_{\text{保守運営費相当}} & & & & \\
 & + & \text{利潤 (他人資本費用、自己資本費用、利益対応税)} (\ast 4) & + & \text{調整額} (\ast 5) & & &
 \end{aligned}$$

- 令和5年度においては、設備管理運営費比率の低下等により1回線あたりコストはNTT東日本・西日本いずれでも低下したところ、調整額の影響等により、**NTT東日本で▲2円の減、NTT西日本で+30円の増**。
- なお、接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）で示された考え方を踏まえて、**分岐端末回線における償却済み比率を平均的に反映**して算定（※6）されているところ、今次申請における償却済み比率（令和3年度実績値）は、**NTT東日本で0.00%、NTT西日本で0.02%**となっている。

※1 減価償却費相当の算定にあたっては、工事費として回収する部分に関する創設費は除く。具体的には、NTT東日本においてはクロージャ内接続及びキャビネットを除くほか、単芯ケーブルについては、平日以外の日に設置する場合と平日設置の場合の差額を工事費として回収するため、平日設置の場合の創設費を用いている。

※2 網改造料の算定式においては、**除却費を個別に支払うものとそれ以外**で別の設備管理運営費比率を適用しているところ、分岐端末回線については、少芯区間の保守運営費相当についてのみ**除却費を個別に支払う場合以外**の比率を用いている。

※3 引込線に係る電柱設備の取得固定資産価額（サンプル調査によって引込線に係る電柱数の比率を算定し、全電柱設備の取得固定資産価額に乗じることで算定）を引込線（加入光ファイバ以外に係るものも含む。）の総数で除して求める。

※4 自己資本利益率について、除却費を個別に支払う部分（単芯区間）については網改造料で用いる値、それ以外は網使用料で用いる値。

※5 今次申請における算定においては、調整額についてのみ、調整額の生じた年度（令和3年度）に適用されていた耐用年数（20年）を用いている。

※6 単芯ケーブル部分の減価償却費相当から当該比率分を除いている。

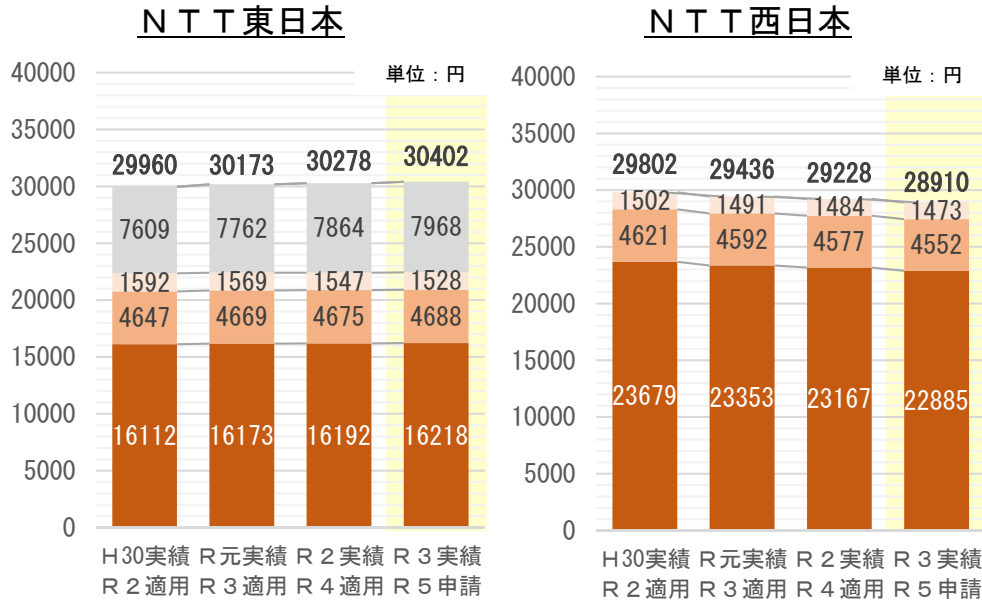
■ 接続料（NTT東日本・西日本の屋内配線設備を用いず、接続事業者のキャビネットを用いる場合）

	NTT東日本（円／回線・月）				NTT西日本（円／回線・月）			
	R2適用	R3適用	R4適用	R5申請	R2適用	R3適用	R4適用	R5申請
1回線あたりコスト	418	383	373	345	523	485	467	455
調整額	▲ 11	▲ 28	▲ 44	▲ 18	+15	▲ 23	▲ 54	▲ 12
分岐端末回線接続料	406	355	329	327	537	462	413	443

¹⁰²

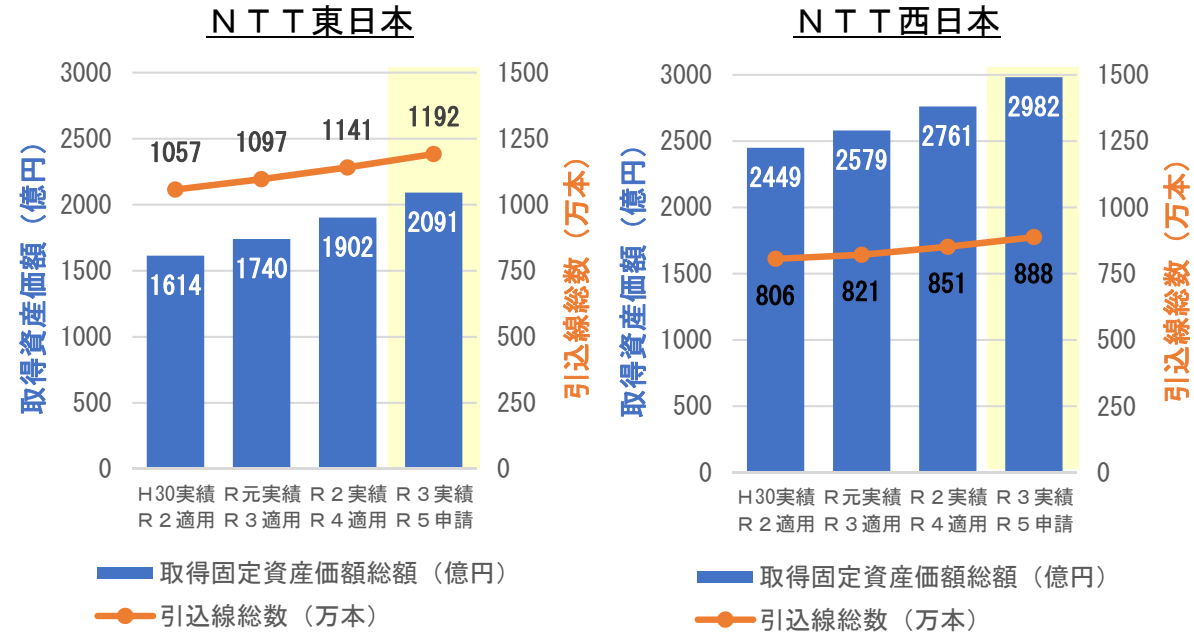
分岐端末回線の接続料(原価構造)

■ 創設費 (引込線)



- 少芯区間
- 単芯区間 (キャビネット)
- 単芯区間 (クロージャ内接続)
- 単芯区間 (単芯ケーブル)

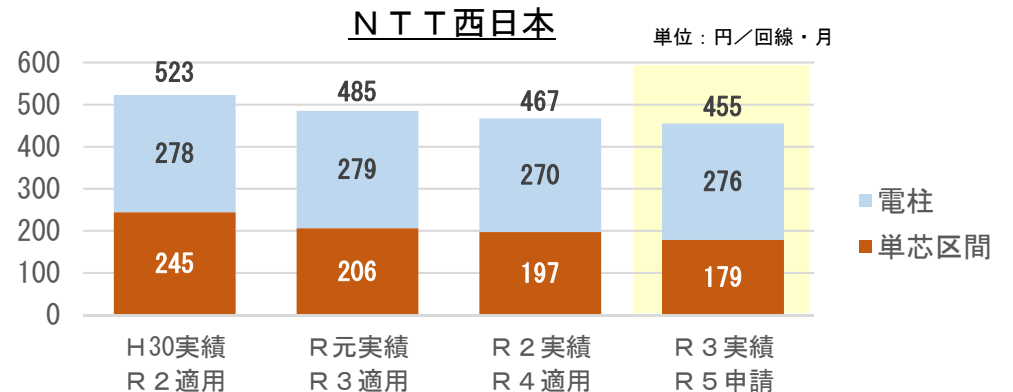
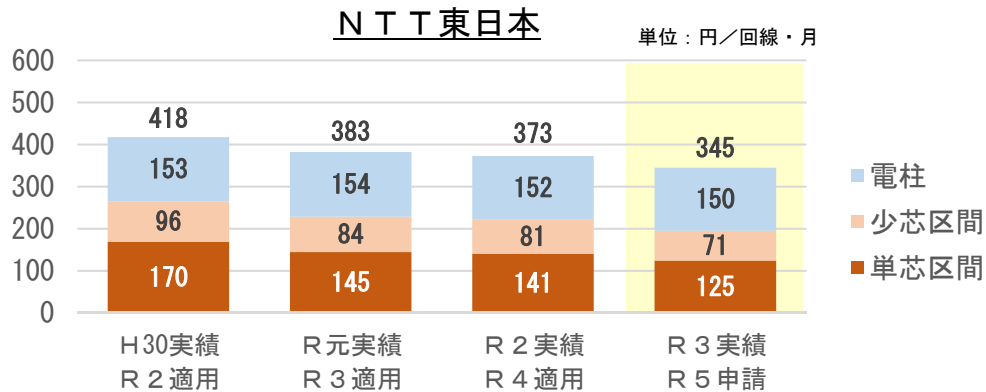
■ 創設費相当 (1回線あたり電柱)



	H30実績 R2適用	R元実績 R3適用	R2実績 R4適用	R3実績 R5申請
1回線当たり	15261	15864	16665	17539

	H30実績 R2適用	R元実績 R3適用	R2実績 R4適用	R3実績 R5申請
1回線当たり	30391	31412	32429	33586

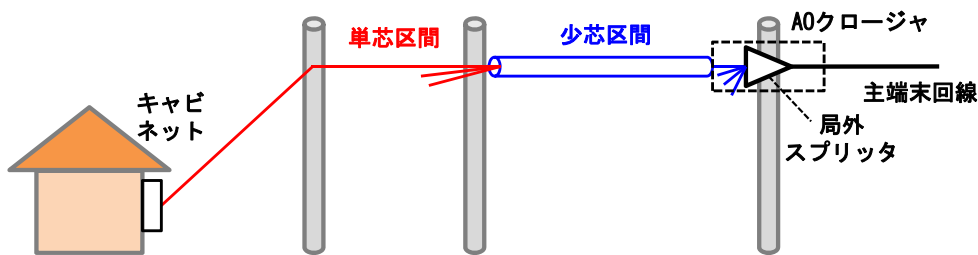
■ 1回線あたりコスト



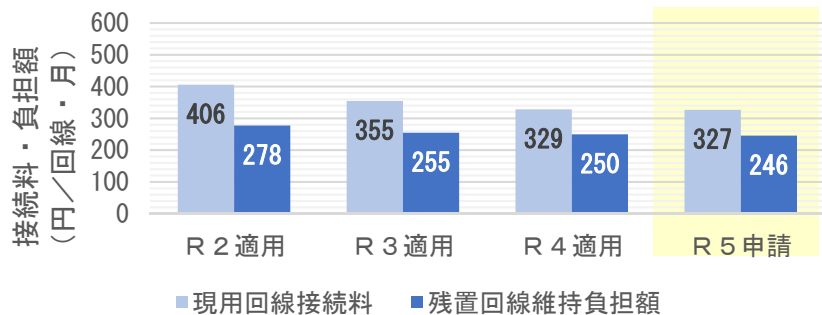
分岐端末回線の接続料(残置回線の維持負担額)

- シェアドアクセス方式の加入光ファイバとの接続において、**分岐端末回線の利用を終了した場合**、当該分岐端末回線の維持等に係る負担額（**残置回線の維持負担額**）の請求が開始される。
- これは、「接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及びNTT西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった**特殊な状況**のものであることを考慮」（平成16年12月21日情報通信審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（シェアドアクセス方式の接続料等の改定）について」）して設定されているものである。
- 残置回線の維持負担額は、**分岐端末回線のうち、接続事業者の求めに応じて敷設される部分**のコストを原価として算定されるほか、回線管理運営費については、分岐端末回線のものが準用されている。
- なお、残置回線の維持負担額による回収額については、**接続会計において**加入光ファイバ等の原価から**控除**されており、令和3年度接続会計では、**NTT東日本で171億円、NTT西日本で330億円**（いずれも振替網使用料を含む。）が控除されている。

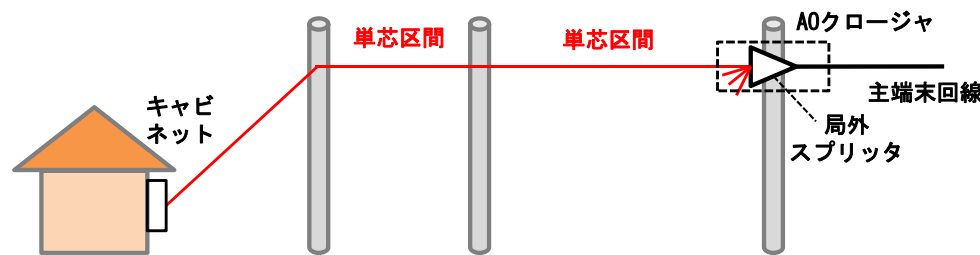
(NTT東日本の場合) ※1 ※2



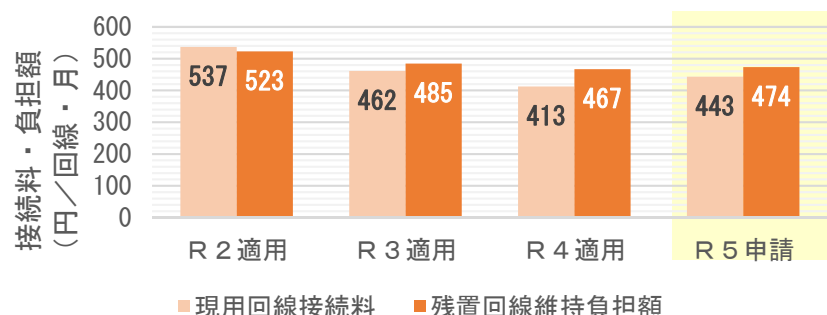
残置回線の維持負担額による回収範囲



(NTT西日本の場合) ※1 ※2



残置回線の維持負担額による回収範囲



※1 NTT東日本・西日本で設備の構成が異なる。NTT東日本では、単芯区間（1芯で引き込まれる区間）と少芯区間（複数芯を束ねた区間）により構成されるが、NTT西日本では単芯区間のみ。

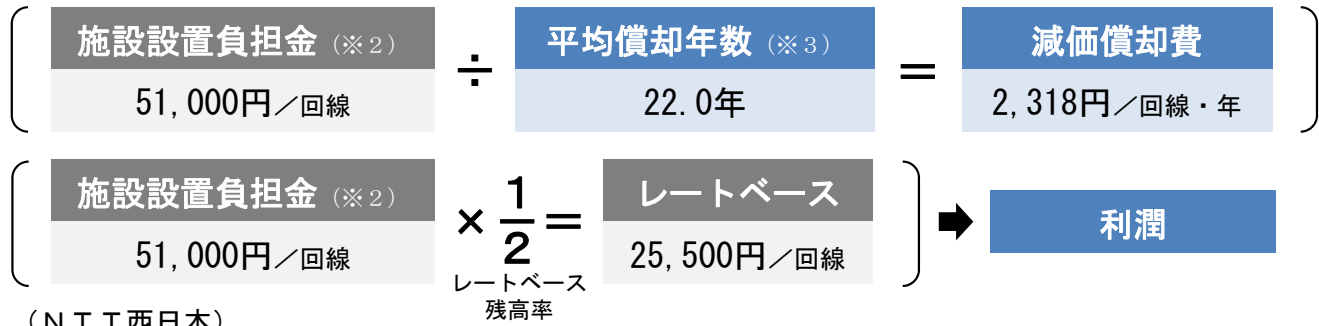
※2 分岐端末回線接続料とは異なり調整額を算入していない。また、分岐端末回線接続料¹⁰⁴では令和3年度実績を用いつつ、耐用年数については見直し後（25年）を用いたが、残置回線維持負担額においては、見直し前の耐用年数（20年）を用いている。

加入光ファイバに係る施設設置負担加算料

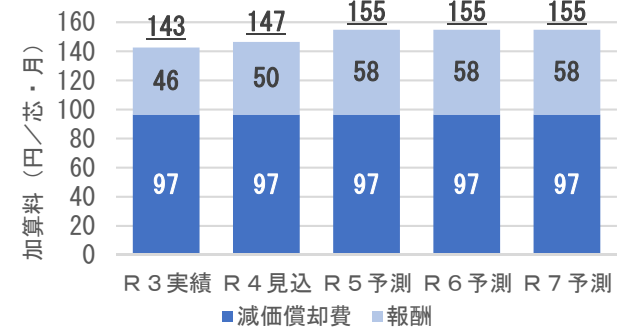
- NTT東日本・西日本のサービスには、契約時に施設設置負担金（※1）を一括して支払うサービス（INSネット1500、高速デジタル伝送サービス等）と支払わないサービス（フレッツ光等）とがあり、**施設設置負担金を一括して支払わないサービスでは、月額の利用料に施設設置負担金相当額が加算**される。
- 加入光ファイバ接続料の算定に当たり、接続料原価に施設設置負担金相当額が含まれていると、契約時に一括して施設設置負担金を支払ったサービスについて、既に支払った施設設置負担金相当額を二重に負担することになるため、これを回避する観点から、まずは全てのサービスにおいて施設設置負担金を一括して支払われたものとみなして光ファイバの接続料原価を算定し、その上で施設設置負担金を一括して支払わないサービスについて「施設設置負担加算料」を接続料単価に加えることで、最終的な接続料を設定している。
- **シェアドアクセス方式における施設設置負担加算料は、シングルスター方式で用いる施設設置負担加算料に、シングルスター方式の接続料原価（光ファイバ分）に占めるシェアドアクセス方式の接続料原価（光ファイバ分）の年度ごとの割合を乗じて算定**している（例えば、令和5年度については、NTT東日本は155円に80.22%を乗じ124円、NTT西日本は139円に76.14%を乗じ106円となっている。）。

※1 加入者回線設備の建設費用の一部を基本料の前払い的な性格という位置付けで、NTT東日本・西日本が利用者から徴収しているもの。支払われた施設設置負担金の相当額を加入者回線設備（光ケーブル、メタルケーブル、電柱等。FTMは含まれない。）において会計上圧縮記帳（取得固定資産価額から減額。接続会計上は、圧縮記帳後の価額を記載。）することにより、基本料が割安な水準に設定されている。平成17年3月1日に現在の水準（NTT東日本・西日本ともにメタルケーブル（2線式）を利用するもので36,000円、光ファイバ・メタルケーブル（4線式）を利用するもので51,000円）に見直し（消費税率の引き上げに伴うものを除く。）。

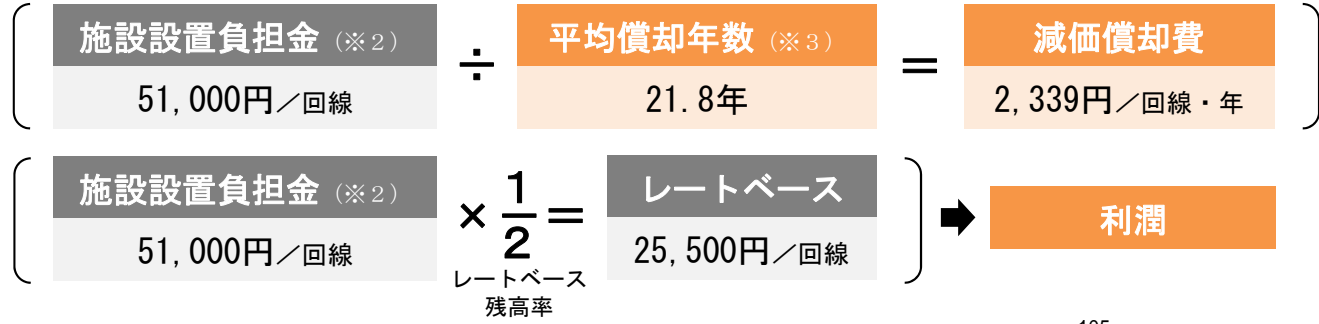
（NTT東日本）



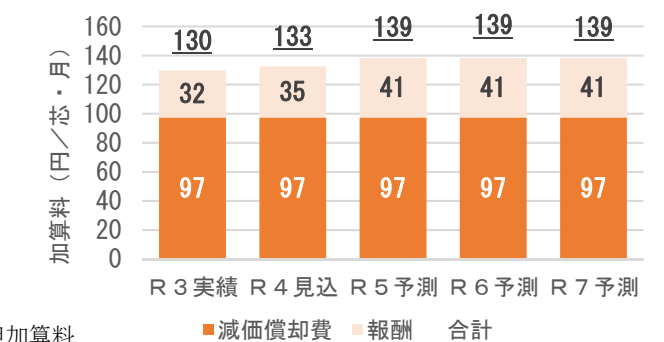
施設設置負担加算料（NTT東日本）（※3）



（NTT西日本）



施設設置負担加算料（NTT西日本）（※3）



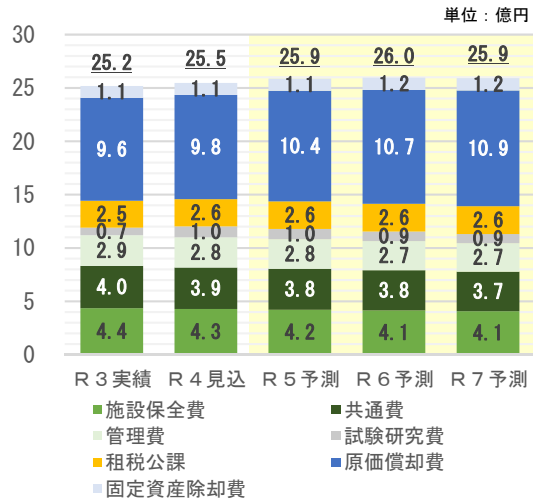
※2 2芯式の加入光ファイバを用いるサービス（INSネット1500、高速デジタル伝送サービス）に設定されている負担金の額。
 ※3 平均償却年数は、圧縮記帳対象設備の平均償却期間（取得固定資産価額で加重平均） ※4 シングルスター方式で用いる施設設置負担加算料

加入光ファイバの接続料原価 (FTM、局外スプリッタ)

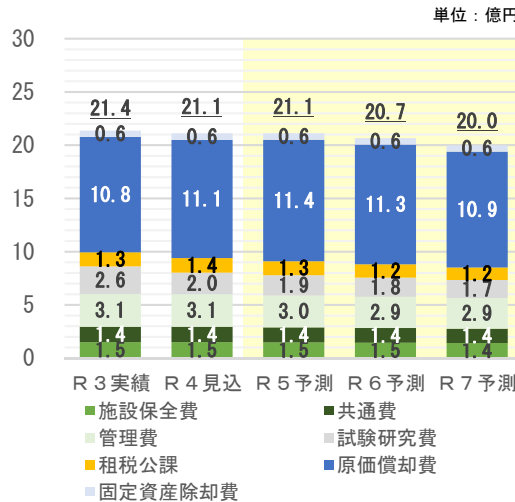
- 加入光ファイバ接続料の原価には、**主配線盤** (FTM: Fiber Termination Module) の**1芯あたり原価**及び**局外スプリッタの原価**が含まれている (局外スプリッタについてはシェアドアクセス方式の主端末回線にのみ加算)。
- **主配線盤の1芯あたり原価は将来原価方式で算定**され、芯線数の増加等を見込むことにより、NTT東日本・西日本とも、**算定期間最終年度** (令和7年度) **において令和4年度と比較して▲8円/回線・月の減少**。

(1) FTMに係る原価

設備管理運営費 (NTT東日本)

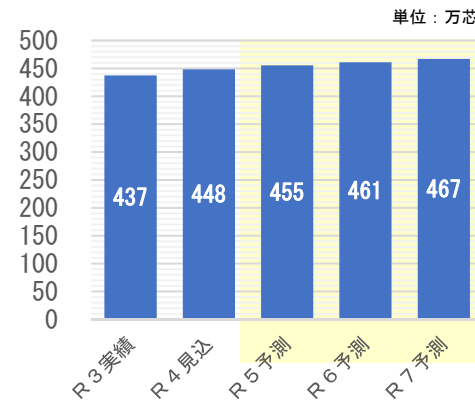


設備管理運営費 (NTT西日本)

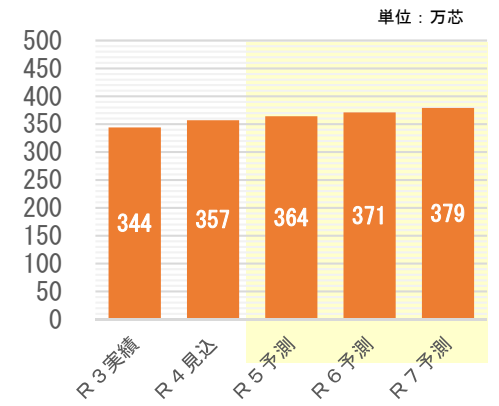


(2) FTMに係る需要 (※1)

光ファイバ芯線 (NTT東日本)



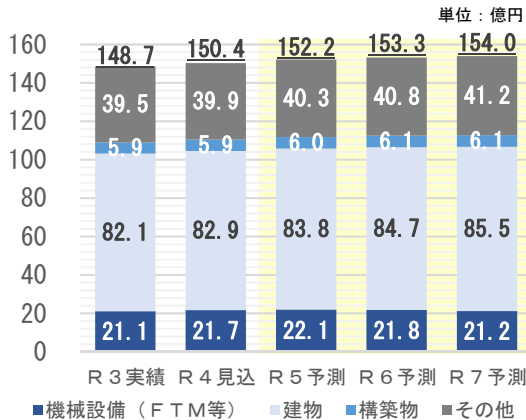
光ファイバ芯線 (NTT西日本)



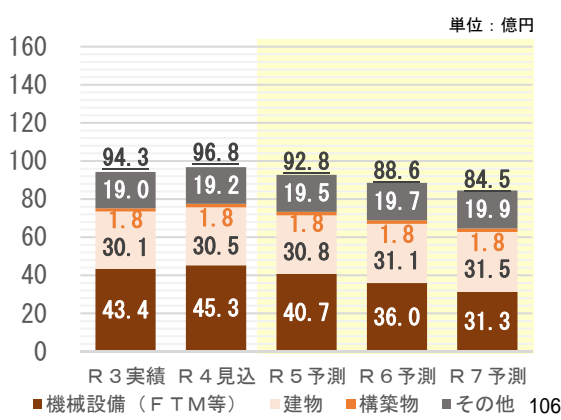
※1 加入光ファイバのほか、フレットISDNで利用するISM折返し接続機能 (FTMを利用) に係る回線数を含む (令和3年度実績から回線数に変動がないと見込んで予測)。

(参考) FTMに係る固定資産価額 (※2)

正味固定資産 (NTT東日本)



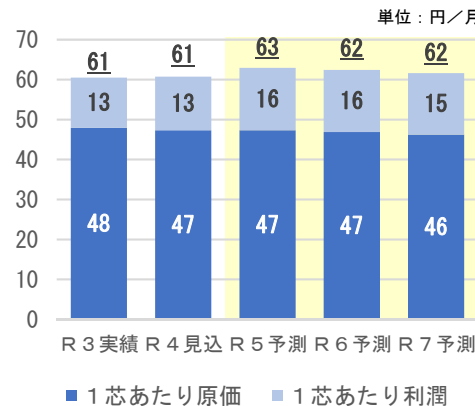
正味固定資産 (NTT西日本)



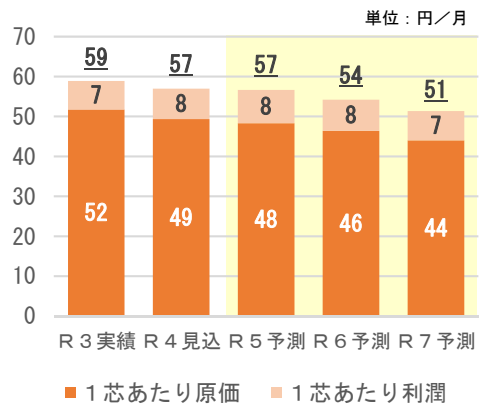
※2 その他には、土地及び器具備品等が含まれる。建物・構築物については専有面積比で按分。

(3) 1芯線あたりコストの算定 ((1) ÷ (2) + 適正利潤)

1芯あたりコスト (NTT東日本)



1芯あたりコスト (NTT西日本)

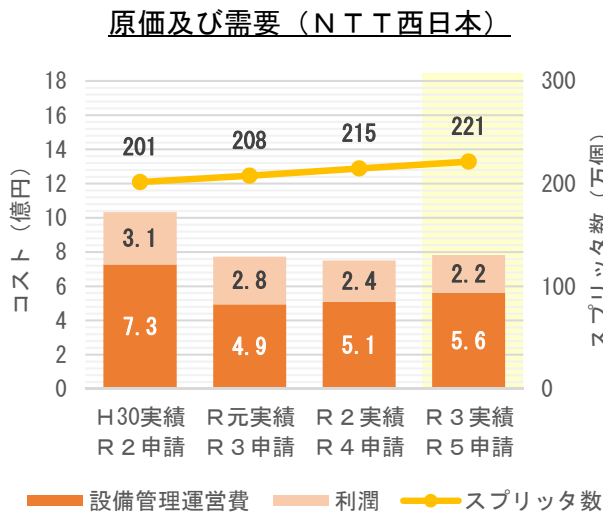
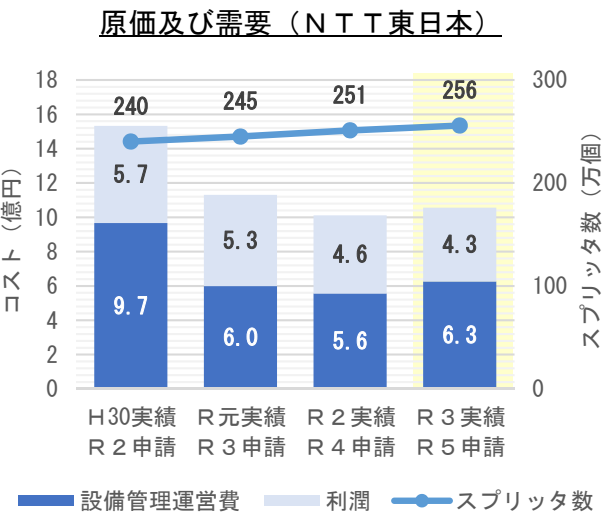


加入光ファイバの接続料原価 (FTM、局外スプリッタ)

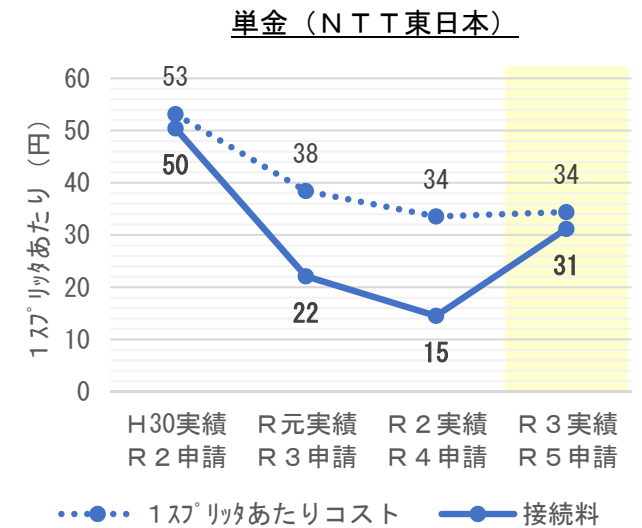
- 局外スプリッタの原価については、需要の増加による接続料低廉化の効果に乏しいため、実績原価方式で算定される。
- 令和4年度適用接続料と比較すると、1スプリッタ当たりコストについては概ね横ばい(※1)であるものの、調整額の算入の影響により単金は上昇し、**NTT東日本で34円/スプリッタ・月 (+17円)**、**NTT西日本で29円/スプリッタ・月 (+13円)**となった。

※1 実績原価方式で算定するため、今回の見直しのうち耐用年数の見直しは反映されていない。令和3年度申請におけるコスト減は平成30年度期首の耐用年数見直しによるもの。

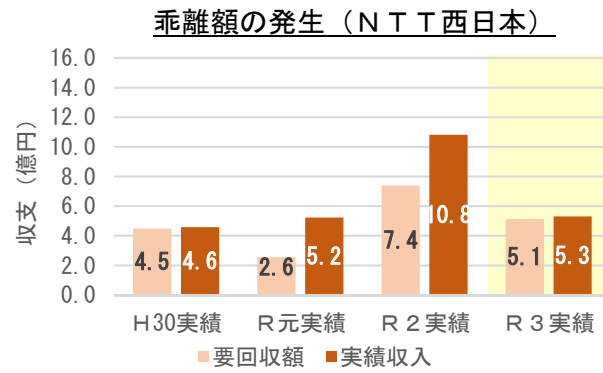
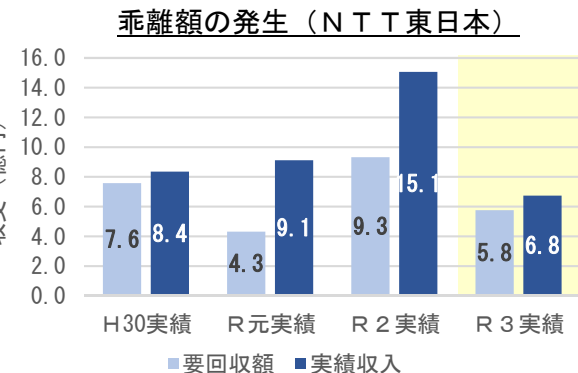
■ 局外スプリッタに係る原価及び需要



■ 1スプリッタあたり単金

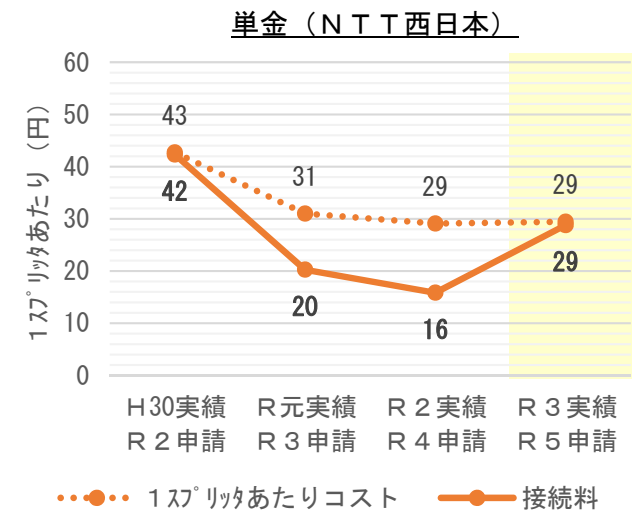


■ 局外スプリッタに係る乖離額



乖離額	H30	R元	R2	R3
	▲ 0.8	▲ 4.8	▲ 5.7	▲ 1.0

乖離額	H30	R元	R2	R3
	▲ 0.1	▲ 2.7	▲ 3.4	▲ 0.2



加入光ファイバの接続料水準が前年度と比較して上昇する場合の措置について

- 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日情報通信審議会答申）を踏まえた総務省要請を受け、**前々算定期間**（平成28年度～令和元年度）**及び前算定期間**（令和2年度から令和4年度）の**加入光ファイバ接続料に関しては、接続約款附則において、接続料水準が前年度と比較して上昇する場合に、**（希望する事業者が）**当該年度の接続料を前年度と同水準以下とする措置**の適用が受けられることが規定されていた。
- 当該措置を今次算定期間の加入光ファイバ接続料において適用しようとする場合、その**基準は令和4年度適用接続料となるが、その水準は、新型コロナウイルス感染症の拡大等による報酬の減少等を反映した乖離額調整の結果として（実際の1芯あたりコストの水準と離れた）特異的に低廉な水準となっていることから、前掲答申が「『自己設置』『接続』『卸役務』の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれ」に留意しつつ、「戸建向けのF T T H市場において『接続』型の提供形態が広く活用されるためには、接続料が接続事業者にとって利用しやすいものであることが必要」として同措置を示した趣旨を踏まえて適切とは言えない効果を生じさせる。**
- こうした観点を踏まえ、**今次算定期間の加入光ファイバ接続料に関しては、接続約款附則に同措置が規定されていない。**

■ 加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について（要請）（平成27年9月18日付け総基料第176号）

記1 加入光ファイバに係る接続料の算定方法の在り方について（1）加入光ファイバに係る接続料に関する当面の措置について ②

加入光ファイバの接続料低廉化を確実なものとするため、平成28年度以降の接続料が前年度と比較して上昇する場合、希望する事業者に対して、N T T東西管理部門が一時的に立て替えて同水準以下とするとともに、当該措置により生じた差額は、翌年度以降、当該接続料水準を下回った段階で接続料に加算して回収すること。

■ 前々算定期間及び前算定期間において規定されていた措置の概要

（前々算定期間：平成28年7月27日東相制第16-00017号及び西設相制第5号附則、前算定期間：令和2年3月26日東相制第19-00094号及び西設相制第12号附則）

【措置の適用基準】 1の主端末回線接続料と1の分岐端末回線接続料（いずれも保守の区分はタイプ2。分岐端末回線については、N T T東日本・西日本の光屋内配線を利用する場合。）の合計値（＝発動基準接続料）が前年度の水準を上回ったとき

【措置の適用方法】 例外措置の選択を希望する事業者（※1）に対し、発動基準接続料が前年度と同額となるように主端末回線接続料を減額（※2）して適用（※3）。その後、発動基準接続料が前年度の水準を下回った年度以降（※4）に、当該水準を上回らない範囲で、それまでの減額分に金利見合い（※4）を加味して精算。

※1 シェアドアクセス方式の加入光ファイバを利用する事業者に限り、新たに利用する予定の事業者を含む。

※2 減算額の上限値を、主端末回線接続料における電柱・土木設備に係る実績原価の割合とする。

※3 当該事業者のエントリーメニュー適用回線を除く全てのシェアドアクセス方式の加入光ファイバに適用する。

※4 措置の適用を受けている接続事業者がシェアドアクセス方式の利用を終了した場合、その時点で精算を要する。

※5 前々年度の接続料算定において適用するN T T東日本・西日本の有利子負債に対する利率とする。

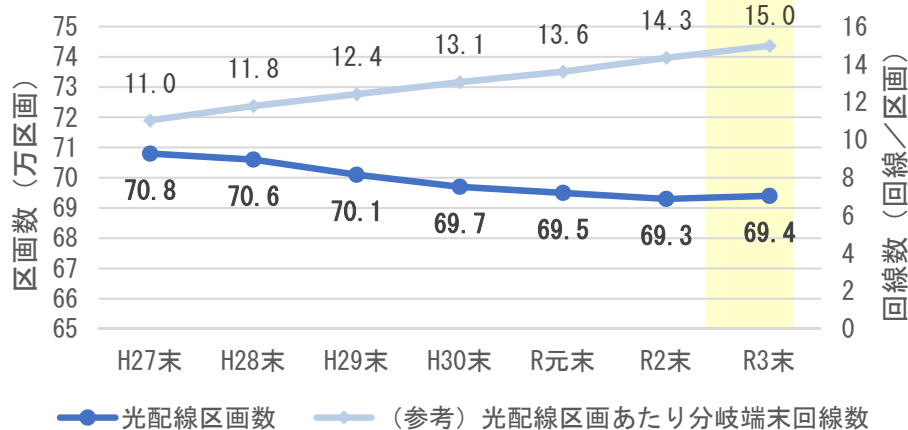
- 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日情報通信審議会答申）において、**NTT東日本・西日本による既存の光配線区画（※1）の統合・分割の取組の実施状況を注視することが適当**であるとされたことを踏まえ、**毎年の光配線区画の見直し等の状況を総務省に報告することを要請**。
- NTT東日本・西日本において、**光配線区画の見直しが可能なものを隣接する光配線区画と統合する施策が継続的に行われた結果**、平成24年12月から令和4年3月までの間に、**NTT東日本で約 [] 区画、NTT西日本で約 [] 区画が減少**（※2）。
- 一方で、**光配線区画の事後的な分割・縮小**（※3）の結果、平成27年4月から令和4年3月までの間に**NTT東日本で約 [] 区画、NTT西日本で約 [] 区画が増加**。

※1 加入光ファイバにおいて、主端末回線1芯線を共用することのできる地理的範囲。

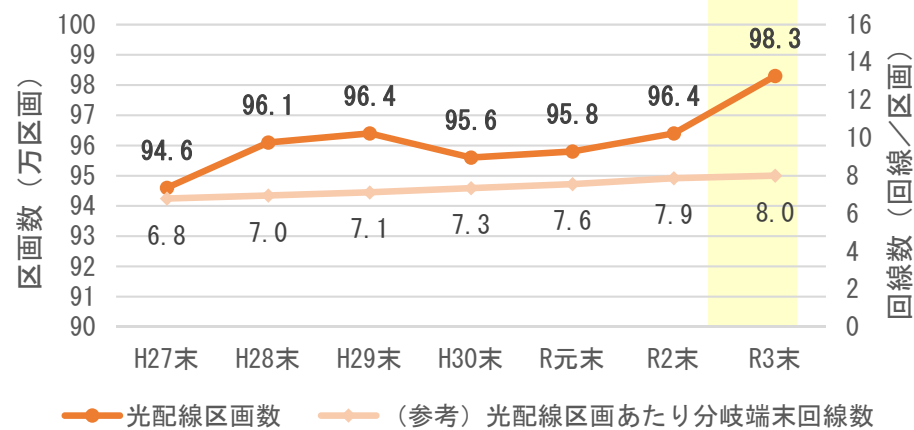
※2 NTT東日本・西日本の報告に基づく変動数を記載。単純な光エリア拡大、縮小等による変動を含まない。以下本項における区画数について同じ。

※3 光配線区画では、「8収容」の原則（電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第9号の規定により接続約款第34条の4第14項及び第15項に定める条件）が適用されるが、実態としては、主に、電線の地中化、区画整理等の支障移転や、工事当日、現場での施工面・安全面等への考慮等により、光配線区画を分割・縮小し、別の主端末回線に収容せざるを得ない場合もあるとされている。

光配線区画の状況（NTT東日本）



光配線区画の状況（NTT西日本）

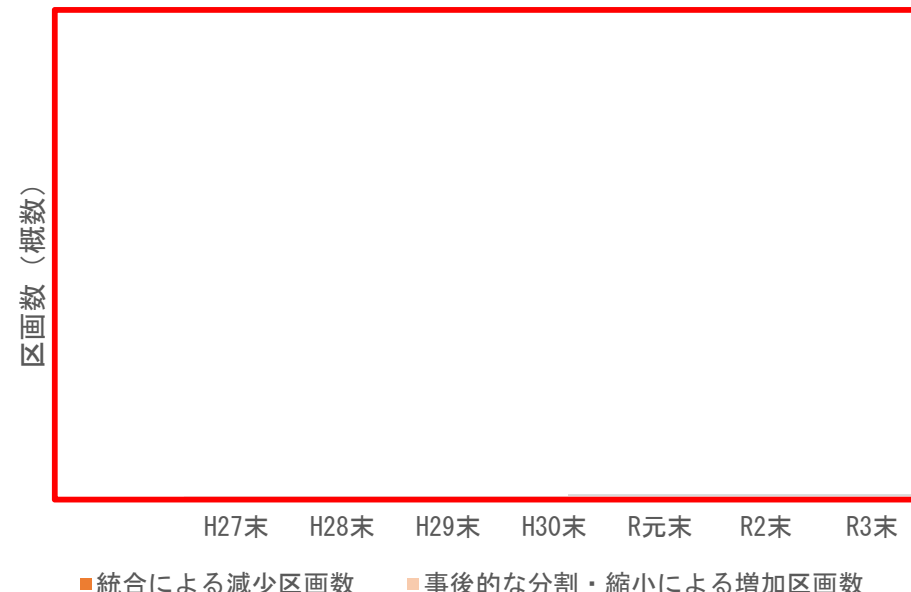
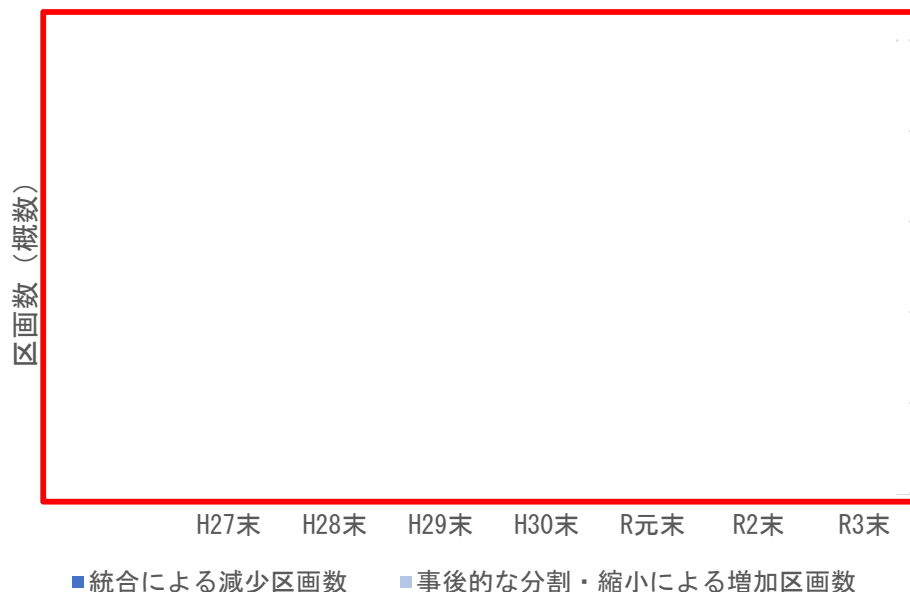


■ 既存の光配線区画の見直し等に関するNTT東日本・西日本の取組（NTT東日本・西日本のこれまでの報告内容を整理）

- ・ 既存の光配線区画については、既存ユーザがおらず、カバー範囲が小さな光配線区画について、河川や鉄道を跨いでいる等の地理的条件や地下配線区間になっている等の物理的条件により統合できないケースを除いた上で、費用対効果等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直しを実施。
- ・ 加えて、光ケーブルの支障移転やユーザがいなくなったタイミング等を捉えて、光配線区画の見直しが可能なものは隣接する光配線区画との統合に取り組んでいる。
- ・ また、光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大の際には新配線方式を採用し、より広い光配線区画を設定するよう取り組んでいる（NTT西日本のみ）。
- ・ 今後も引き続き、見直しが可能な光配線区画について同様の取り組みを継続していく考え。

光配線区画の統合及び事後的な分割・縮小の状況【対前年差】
(NTT東日本)

光配線区画の統合及び事後的な分割・縮小の状況【対前年差】
(NTT西日本)



■ 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」 (平成28年9月14日情報通信審議会答申)

第3章 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 3.3. 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処の在り方

NTT東西による光配線区画の分割・縮小は、様々な事情によって行われていると考えられるが、NTT東西自身によって既存の光配線区画の統合の取組が今後とも進められる予定であることや、「8収容」の原則が遵守されたとしても事後的に区画が分割される場合には、接続事業者の収容率に対する予見性が損なわれるおそれがあることに鑑み、NTT東西において、光配線区画を分割・縮小する事例を類型化した上で、公表することが適当である。

また、NTT東西においては、事後的に分割・縮小される光配線区画等について、接続事業者の意見も聴きつつ、接続事業者が利用する「光アンバンドルシステム」の「回線原簿」上の光配線区画名を定期的に変更すること、工事の際に接続事業者の契約者を設計時とは異なる光配線区画で開通せざるを得ないことが判明した場合にその是非について当該接続事業者に速やかに確認を行う手順を設けること、光配線区画の構成に変更があった場合に接続事業者当該区画名を通知すること等、接続事業者の予見性の向上や影響の緩和のための措置を検討し、総務省に報告するとともに、その内容を公表することが適当である。

総務省においては、光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得るものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況やNTT東西による上記措置の実施状況について注視することが適当である。

主な変更内容 (P.5 ~ 32)

令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ~ 20)

NGNの県間通信用設備に係る接続料について (P. 22 ~ 27)

その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 29 ~ 32)

その他の変更・報告内容等 (P. 35 ~ 65)

令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 35 ~ 47)

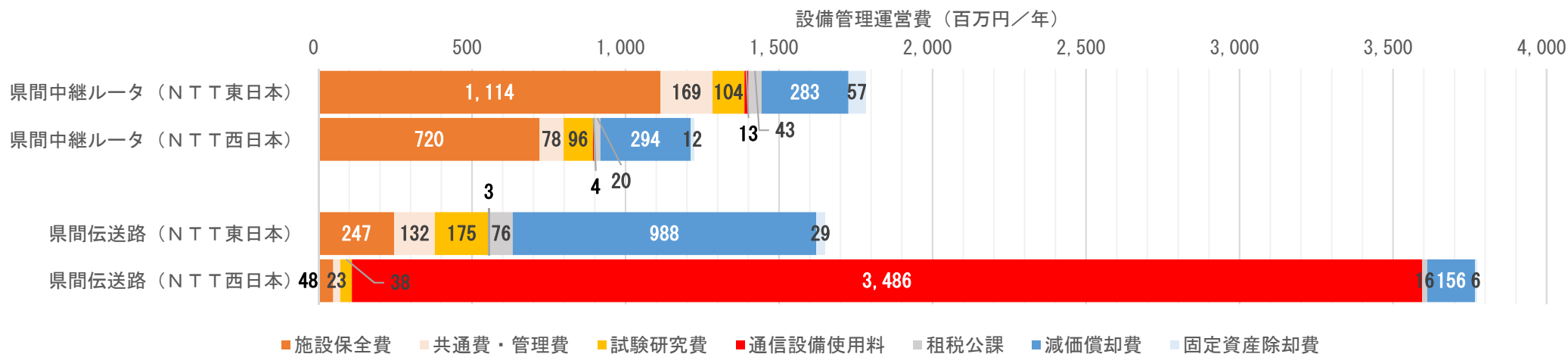
その他(P. 49 ~ 53)

加入光ファイバの未利用芯線について(P. 55 ~ 65)

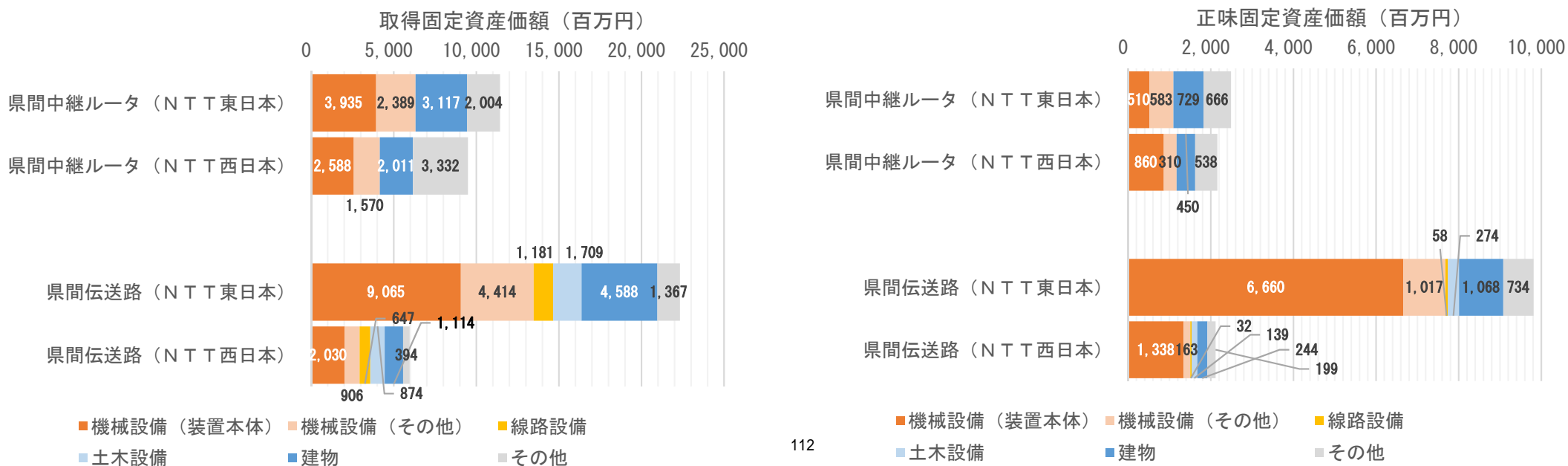
参考資料 (P. 67 ~ 81)

○ 他社設備の使用料は、設備管理運営費において「通信設備使用料」に計上されている。

令和3年度の実績設備管理運営費（指定部分のみ、NTT東日本・西日本）



令和3年度の実績固定資産価額（指定部分のみ、NTT東日本・西日本）



光IP電話接続機能に係る乖離額の状況について

- 光IP電話接続機能については、令和3年度の接続料の改定（令和3年6月2日認可）において3年9ヶ月間の将来原価方式（第2号長期将来原価方式）により算定した接続料を認可したところ、現行算定期間中に生じた乖離額については、令和7年1月以降に調整される（※1）。
- **算定期間が長期にわたるため、予測と実績の差の状況によっては大きな乖離額が発生する可能性もあることから、接続事業者における予見性確保のため、NTT東日本・西日本において、令和3年度実績以降における毎年度の乖離額の発生状況を接続約款認可申請時に事業者説明会等の場で自主的に情報提供する旨が示されているところ、総務省においても当該取組を注視**していくことが必要であるとされている。
- NTT東日本・西日本が令和5年度の接続料の改定等に係る接続約款変更認可申請についての事業者説明会（令和5年1月27日）において説明した内容は次のとおり。
- 令和3年度実績における乖離額は、**NTT東日本で+1.1億円、NTT西日本で▲1.8億**となっている。

※1 現行算定期間の算定方式が第2号長期将来原価算定方式、前算定期間の算定方式が第1号将来原価方式であるため、次期算定期間においては、現行算定期間の実績収入と実績原価の差分（の見込み額）が調整額となる（接続料規則第12条の2）。

■ 需要の予測・実績差

	NTT東日本			NTT西日本		
	予測	実績	差分	予測	実績	差分
通信回数 (百万回)	7615	7419	▲196 (▲2.6%)	7213	7340	+127 (+1.8%)
通信時間 (百万時間)	225	230	+5 (+2.2%)	197	210	+13 (+6.8%)

■ (参考) 令和3年度の光IP電話接続機能

	NTT東日本	NTT西日本
光IP電話 接続機能		
1通信あたり	0.0019864円	0.0029948円
1秒あたり	0.83421円	0.74220円
3分あたり※2	1.37円	1.46円

※2 光IP電話接続機能の接続料のほか、中継交換機能（光IP電話接続機能組合せ用）、IP通信網県間区間伝送機能の接続料を加算。

■ 乖離額の状況

(単位：百万円、かっこ内は差分の対予測比)

	NTT東日本			NTT西日本		
	予測	実績	差分	予測	実績	差分
収入	7959	7381	▲128 (▲1.6%)	7475	7714	+239 (+3.2%)
回数比例分	6352	6189	▲164	5354	5448	+94
時間比例分	1607	1642	+35	2121	2266	+145
原価	8554	8537	▲17 (▲0.2%)	7548	7612	+64 (+0.8%)
回数比例分	6874	6969	+95	5361	5470	+109
時間比例分	1680	1568	▲112	2187	2142	▲45
乖離額	NTT東日本 +111			NTT西日本 ▲175		

NGNのコストドライバ(QoS制御係数)について

- NGNにおける優先パケット関連機能の接続料の算定に関し、**品質クラス別に共用設備費用**（一般第一種指定中継系ルータ設備等の費用）**を配賦するための基準となる係数（コストドライバ）**について、接続料の算定に関する研究会「NGNコストドライバの見直しに関するワーキンググループ」での検討により「**QoS制御係数**」を開発（平成31年3月）し、平成31年度の接続料の改定等（令和元年8月23日認可）から用いられている。
- 今次認可申請における当該係数の算出方法及び適用範囲は次のとおり。

①算出方法

QoS制御係数については、以下の手順により、算出される。

帯域制御の反映

手順1：最優先クラス（及び高優先クラス（※1））のトラヒック値（※2）に帯域制御係数（※3）を乗じた値を両クラスの「入力値」とする。

※1 SIPサーバとの連携により、要求帯域に対して一定の帯域を上乗せして管理しているトラヒックに限る。
 ※2 他クラスも含めて、当年度についての予測値を採用。 ※3 従前「QoS換算係数」と呼ばれていたもの。最優先に1.2、高優先に1.16を適用。

優先制御の反映

手順2：あるクラスのトラヒックが入力値から一定量増加した場合に、（それにより本来増加するはずの）各クラスの遅延時間を入力値に対応する水準から増加させないようにするために必要となる設備量（出力帯域）を当該各クラスごとに求める。

手順3：手順2で求められた必要設備量の最大値を取ることで、あるクラスでトラヒック増加が生じても全クラスの遅延時間が増加しないようにするために必要となる設備量を求める。

手順4：手順3でクラスごとに求めた必要設備量を、最下位クラス（ベストエフォートクラス）について手順2により求めた必要設備量を1とする値に変換してQoS制御係数の値とする。

今次申請で用いるQoS制御係数（用いるトラヒック値は算定期間中の予測値）

	ベストエフォート	優先クラス	高優先クラス	最優先クラス
NTT東日本	1.00	1.17	1.25	1.26
NTT西日本	1.00	1.16	1.25	1.26

②QoS制御係数によるコスト配賦の対象となる共用設備（適用範囲）

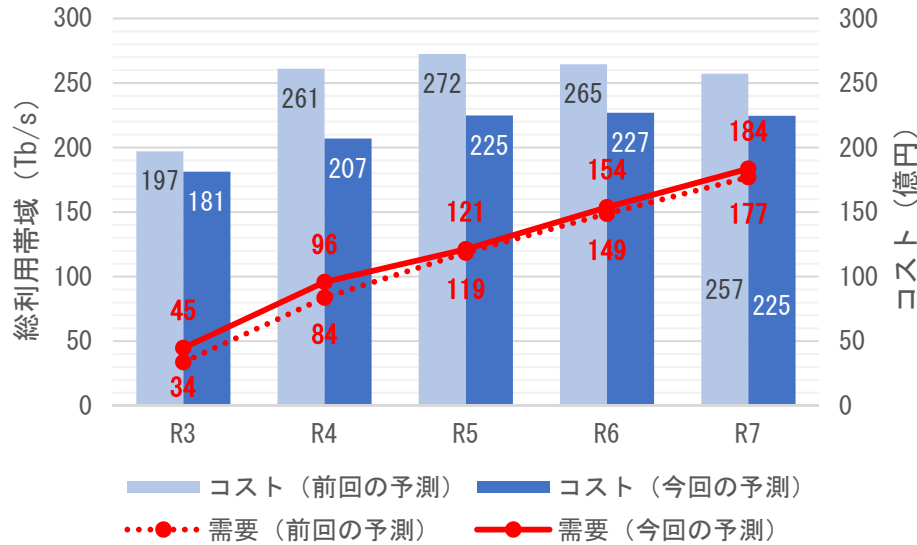
中継ルータ・伝送路（県間通信用設備に係るものを含む。）

（「QoS制御係数」を加味したトラヒックでコストを除すことでベストエフォートクラスの1パケット当たりコストを算定し、それに同係数を再度加味して法定機能（横串）の品質クラスごとの1パケット当たり接続料単価を算定。）

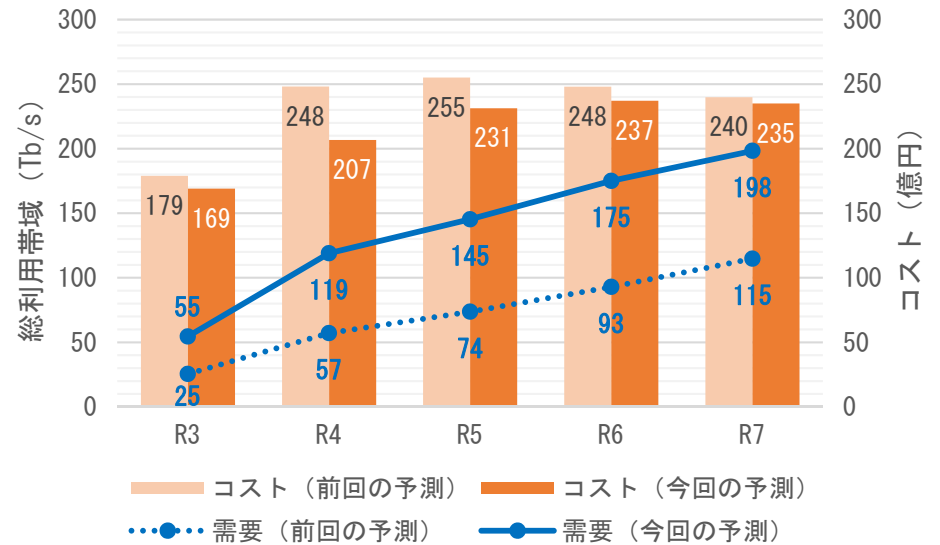
イーサネットフレーム伝送機能に係る乖離の状況

○ 予測を越える需要（利用帯域）が生じたため、収支の乖離が生じている。

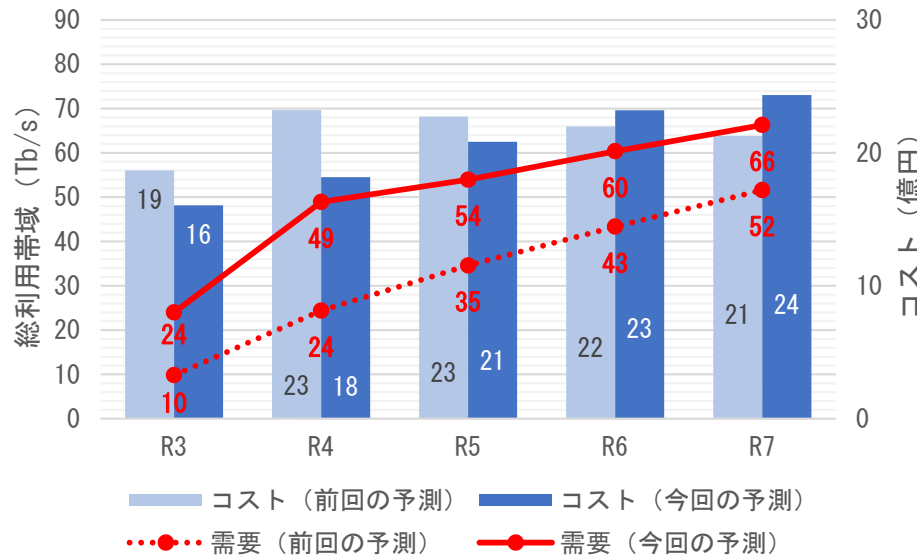
需要・原価の乖離（NTT東日本・MA内設備）



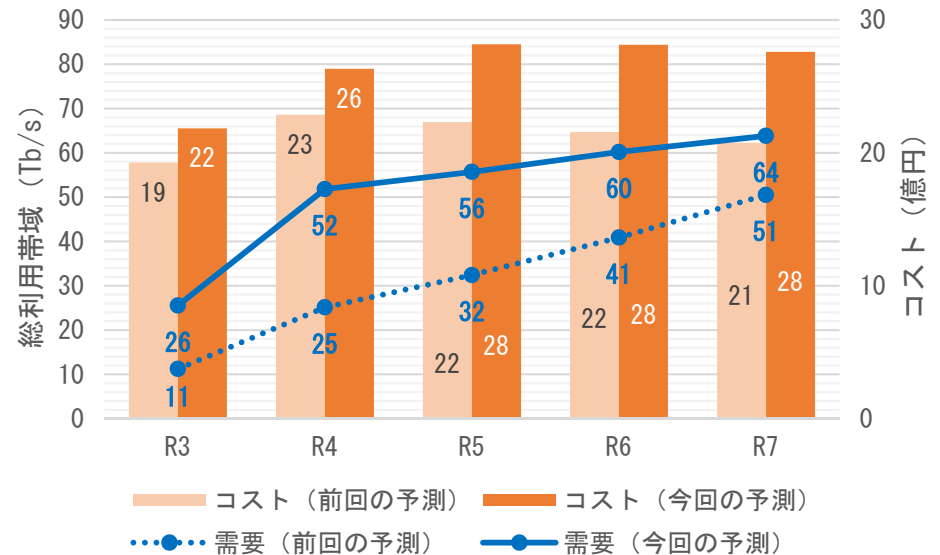
需要・原価の乖離（NTT西日本・MA内設備）



需要・原価の乖離（NTT東日本・県内中継設備）



需要・原価の乖離（NTT西日本・県内中継設備）



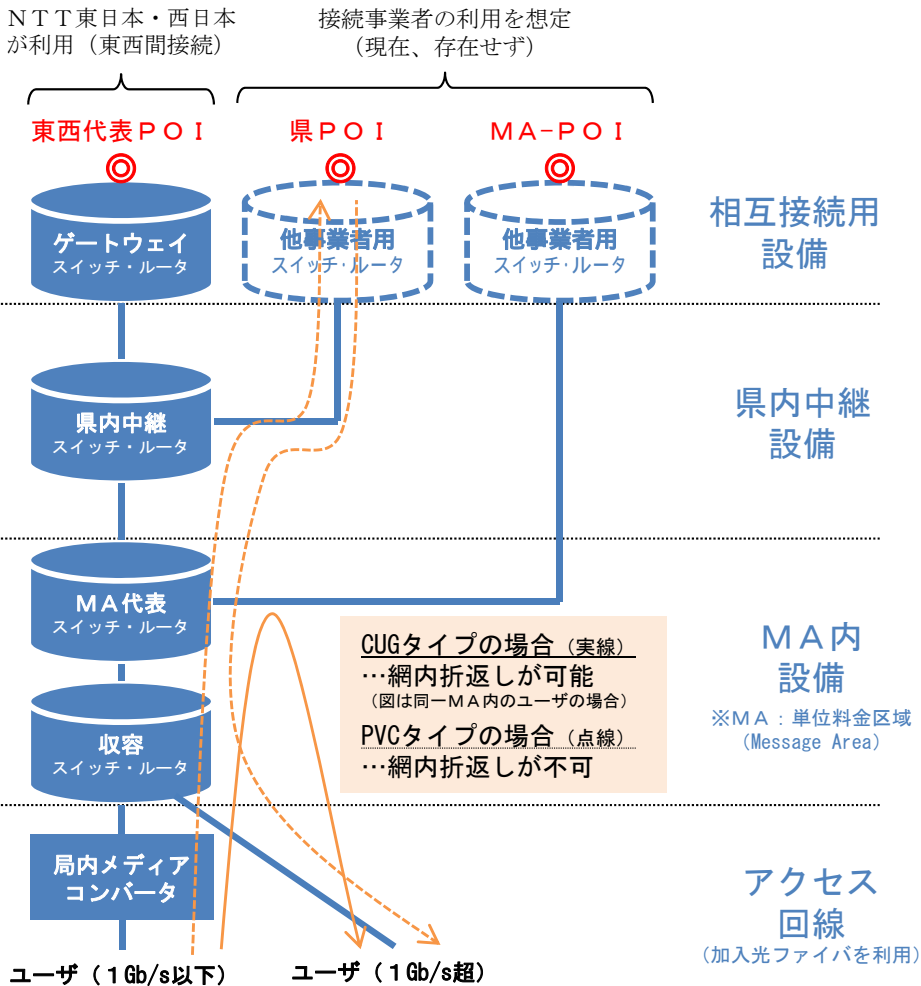
イーサネットフレーム伝送機能の設備構成・コストドライバ等

○ イーサネットフレーム伝送機能については「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」（平成20年3月21日情報通信審議会答申）で示された考え方を踏まえて平成22年3月31日にアンバンドルされた（電気通信事業法施行規則及び接続料規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第80号））。

○ 現在、当該機能を利用する接続事業者は存在しないが、接続により本機能を利用しようとする場合、接続事業者から要望があった時点でNTT東日本・西日本においてシステム改修を行う必要があり、改修の費用はPVCタイプ（※1）を利用する接続事業者間で負担するものであるため、その負担額は、接続要望を踏まえたシステム改修の詳細等が決まった時点で設定されることになっている。

※1 NTT東日本・西日本は、複数対地間で接続可能なCUG（クローズド・ユーザ・グループ）タイプで本設備を利用しているところ、接続事業者が本機能を接続で利用する場合、1対1でのみ接続するPVC（パーマネント・バーチャル・サーキット）タイプで利用することとなる（PVCタイプのみがアンバンドルされている。）。

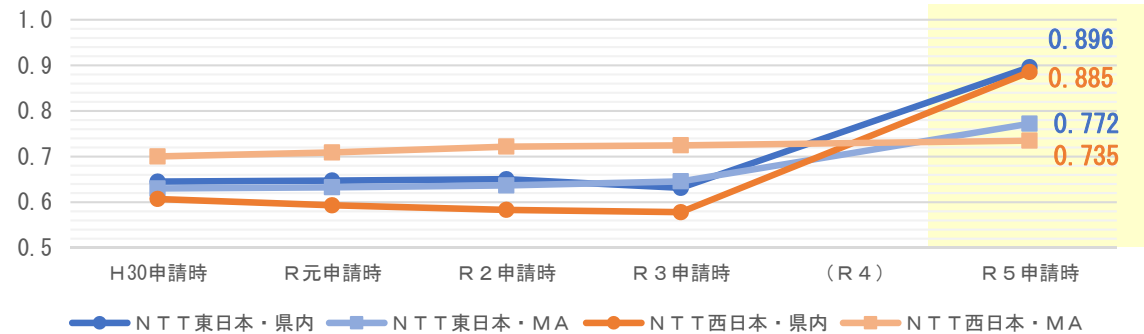
■ イーサネットフレーム伝送機能に係る設備構成



■ イーサネットフレーム伝送機能の接続料の算定上の考慮要素

(1) PVC換算係数

・ PVCタイプ（接続事業者の利用を想定）と比較してCUGタイプ（NTT東日本・西日本が利用）では、アクセス回線の契約帯域に対するネットワークの使用帯域が小さくなる（※2）ため、当該利用帯域の差を踏まえて利用帯域を推計している。今次申請においては網内折返し通信の減少により、係数は1に近づいた。



(2) 帯域換算係数

・ 次世代ネットワークの接続料の算定に関する研究会（平成20年12月報告書公表）において、NTT東日本・西日本から「一般的にIP系の装置価格は、帯域差ほど費用差が生じておらずスケールメリットが働くことから、こうした点に着目して帯域当たりの費用を逡減させてコスト算定を行う考え方」が示されたもの。

・ 具体的には、市販イーサネットスイッチのポート帯域・単価から帯域とコストの関係性を推定しているところ、今次算定においては、その関係性に変化はなかった（帯域10倍ごとにコスト2.6倍）ものの、広帯域品目の提供開始・拡大に伴い、本換算の適用範囲を「100Gb/sまで」から「100Tb/sまで」に拡大。

主な変更内容 (P.5 ~ 32)

令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P.5 ~ 20)

NGNの県間通信用設備に係る接続料について (P. 22 ~ 27)

その他の事項(接続料規則第3条に基づく許可申請等の概要、スタックテスト) (P. 29 ~ 32)

その他の変更・報告内容等 (P. 35 ~ 65)

令和5年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等 (P. 35 ~ 47)

その他(P. 49 ~ 53)

加入光ファイバの未利用芯線について(P. 55 ~ 65)

参考資料 (P. 67 ~ 81)

加入光ファイバの未利用芯線について

- 加入光ファイバの未利用芯線（※1）については、「接続料の算定等に関する研究会」（※2）の議論を踏まえ、NTT東日本・西日本において**時系列の芯線利用率等に関するデータを総務省に定期的に提供し、かつ、（総務省において）認可申請時においてできる限り一般公表することとされている。**
- これは、「能率的な経営のもとでの適正原価・適正利潤という接続料算定の考え方に照らすと、確かに、光ファイバ設備を含む事業用資産の保有は、現用・予備を含め、事業につき真に必要なものとするのが合理的であり、また**レートベースの算定に用いる正味固定資産価額も事業全体の真実かつ有効な資産のものに限定されることが適切**と考えられる」（接続料の算定に関する研究会第二次報告書）こと等を踏まえ、未利用芯線の実態を把握するとともに、NTT東日本・西日本の行うケーブル敷設の**投資時点における需要予測等の合理性等**を検証するためのものである。

※1 NTT東日本・西日本の加入光ファイバ（及びメタル回線）については、ケーブル単位で敷設・保守・管理されており、芯線単位で除却・撤去を行うことができないため、利用されていない芯線が存在する。

※2 令和元年12月に「接続料の算定に関する研究会」から名称を変更。

接続料の算定に関する研究会 第四次報告書(令和2年9月)

第4章「加入光ファイバの未利用芯線及び報酬額の算定方法」

1. 加入光ファイバの未利用芯線

(3) 考え方

加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書において示されたとおり、**今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要**であり、そのため**当該データ及び当事者による評価分析が総務省に定期的に提供され、かつ、認可申請時などにできる限り一般公表されることが適当**である。

この時系列データは、サンプル数を増やしたとしても、直ちに定量的な結論を導き出せるものではないと考えられるものの、他方で、未利用芯線の実態をより明らかにする観点からは、より多くの事例を収集し、類似の事例を整理することで、投資の合理性に関する検証の精度を高めることが可能になると考えられる。

したがって、NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模・中規模・小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当である。

サンプルビルの選定・調査について

- これまでサンプル調査したビル（箇所）において、**令和4年10月末における芯線使用率について調査を実施。**
- **地下光ケーブルは、調査対象ビルの全数を調査。架空光ケーブルは、**複雑に枝分かれしており、ルートの特特定を全ての架空光ケーブルに実施することは困難であることから、**調査対象ビルの一部をサンプル調査。** サンプルの選定においては、投資の合理性を確認する観点から、複数の種別のケーブルが存在する箇所を選定。
- NTT東日本・西日本それぞれにおいて、**地下光ケーブルに関して3ビル、架空光ケーブルに関して3箇所**の調査を実施。

NTT東日本

NTT西日本

架空光ケーブル

■調査対象箇所（ルート）

ルート1	ルート2	ルート3
新宿ビル (東京都)	新宿ビル (山形県)	八戸三沢ビル (青森県)

■調査対象箇所（ルート）

ルート1	ルート2	ルート3
名古屋栄ビル (愛知県)	大阪日本橋ビル (大阪府)	金沢松任ビル (石川県)

■調査実施時期

平成30年10月【ルート1】及び平成31年4月【ルート2】
 (第1回) ※ルート3に関しては実施せず
 令和元年12月【ルート1及び2】(第2回) ※同上
 令和2年12月(第3回)、令和3年10月(第4回)、
 令和4年10月(第5回)

■調査実施時期

平成30年10月【ルート1】及び平成31年4月【ルート2】
 (第1回) ※ルート3に関しては実施せず
 令和元年12月【ルート1及び2】(第2回) ※同上
 令和2年12月(第3回)、令和3年10月(第4回)、
 令和4年10月(第5回)

地下光ケーブル

■調査対象ビル

大規模	中規模	小規模
新宿ビル (東京都)	山形ビル (山形県)	角館ビル (秋田県)

■調査対象ビル

大規模	中規模	小規模
大阪日本橋ビル (大阪府)	岡山今村ビル (岡山県)	指宿ビル (鹿児島県)

■調査実施時期

平成30年10月(第1回)、令和元年12月(第2回)、
 令和2年12月(第3回)、令和3年10月(第4回)、
 令和4年10月(第5回)

■調査実施時期

平成30年10月【大規模】及び平成31年4月【それ以外】(第1回)、
 令和元年12月(第2回)、令和2年12月(第3回)、
 令和3年10月(第4回)、令和4年10月(第5回)

個別事情の調査・分析について

○ 「**最小限投資合理性**」の考え方等を踏まえ、主に以下の①～③に該当するケーブルについて、**個別事情を調査・分析**。

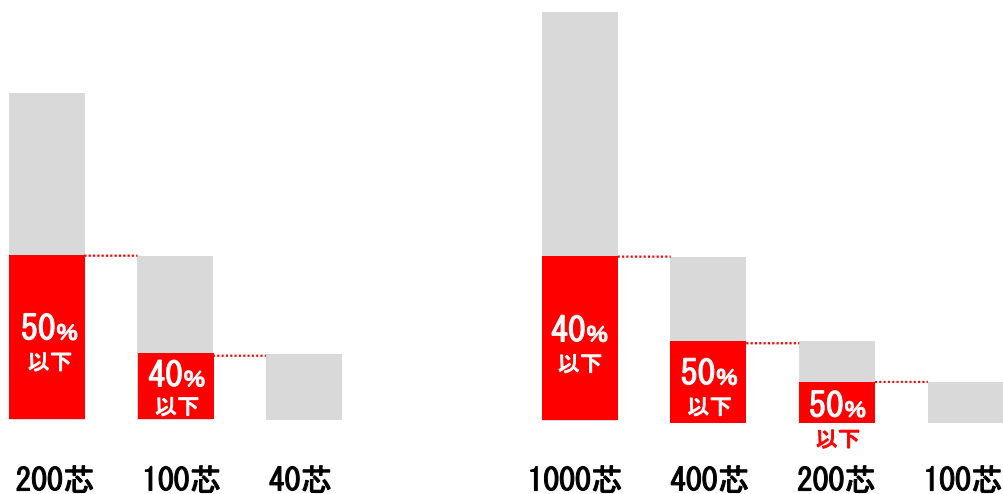
- ① 経済的耐用年数経過後で、かつ下位ロットの収容率を下回るケーブル
- ② 経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル
- ③ 上記以外で、芯線使用状況が特徴的なケーブル

■ 下位ロットの収容率を下回る芯線使用率

※シェアドアクセス方式及びシングルスター方式に利用されている芯線のほか、故障予備用を含む保守用芯線等を含め、芯線使用率を算定

(架空光ケーブルの場合)

(地下光ケーブルの場合)



■ 経済的耐用年数

※直近の調査時点である令和4年10月に採用していた耐用年数を用いる。
※かっこ内は経済的耐用年数を経過している光ケーブルの敷設年度

架空光ケーブル	28年 (平成5年度以前)
地下光ケーブル	20年 (平成13年度以前)

(参考) 接続料の算定に関する研究会 第三次報告書

第6章 加入光ファイバとの接続 2. 加入光ファイバの未利用芯線 (2) 考え方

イ 令和2年度以降の加入光ファイバ接続料算定

一方で、仮に過去の投資判断が基本的には合理的であったという想定に立つのであれば、どのケーブルも、現在は芯線利用率が低いように見えたとしても、基本的には、**少なくとも経済的耐用年数が経過するまでには、より小容量のケーブルでは対応できない需要を収容するに至るはずという考え(以下「最小限投資合理性」という。)**が成り立つ。

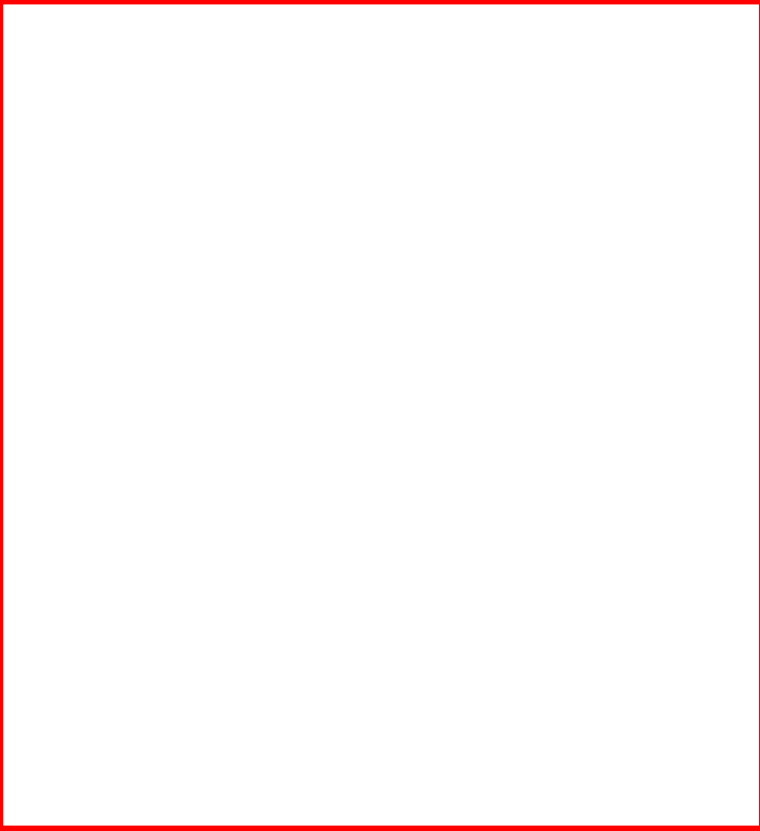
そのため、令和2年度以降の加入光ファイバ接続料の算定に当たっては、(将来原価方式が採用される場合には)この最小限投資合理性の考え方を踏まえ、さらに未利用芯線の実態の調査を深めるとともに、その後、それによって判明した具体的数値等を勘案して将来原価方式による需要の予測の合理性をより高めていくという取組※を行うことが求められる。

※ 合理性の確認は最終的には総務省により認可プロセスで行われるものであるが、実態調査の方法等¹²⁰は必要に応じ本研究会で検討することが考えられる。

○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

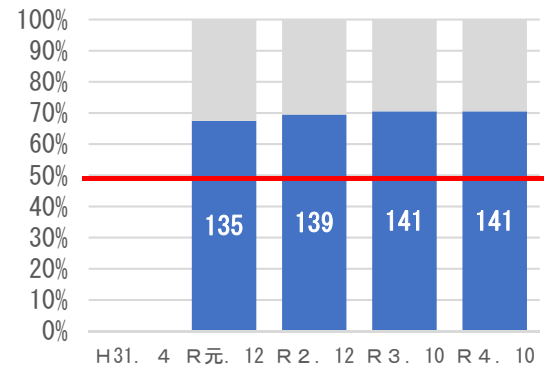
東日本ルート1：新宿ビル(東京都)

(調査対象ルート)

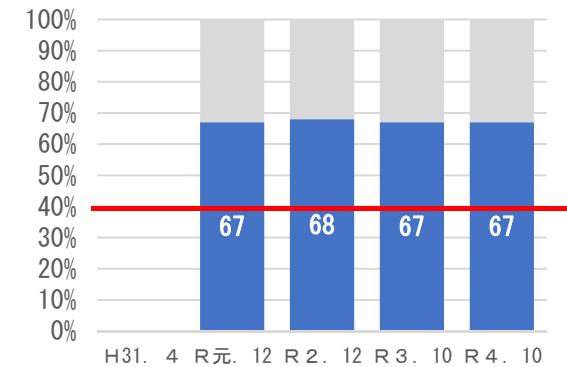


(調査結果) ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

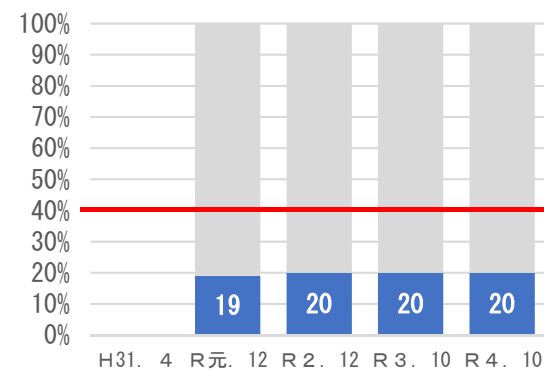
(1) 200芯ケーブル () 年敷設



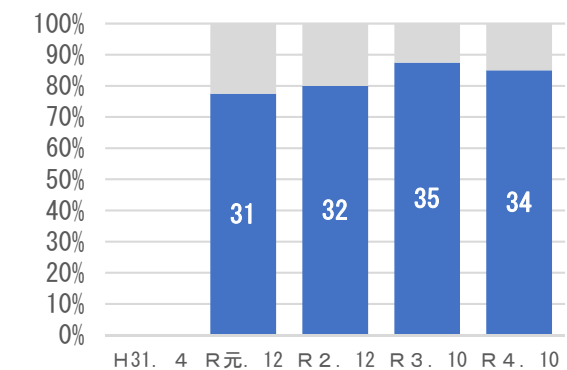
(2) 100芯ケーブル () 年敷設



(3) 100芯ケーブル () 年敷設



(4) 40芯ケーブル () 年敷設



◎ き線点

■ き線点から最も近いクロージャ (接続点)
(き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測)

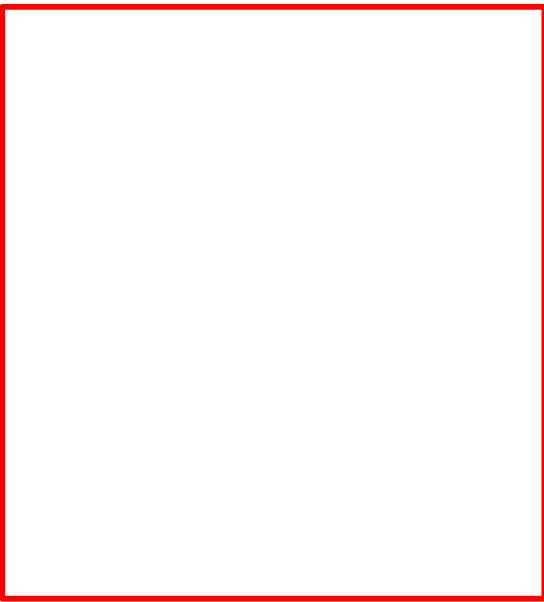
- ② (経済的耐用年数経過前で、かつ芯線使用数が下位ロットの総芯線数を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル) に該当するケーブルあり (100芯ケーブル (平成22年敷設))。
- これは、接続事業者の需要の減少により、芯線使用率が減少しているもの。

東日本ルート2:新宿ビル(東京都)

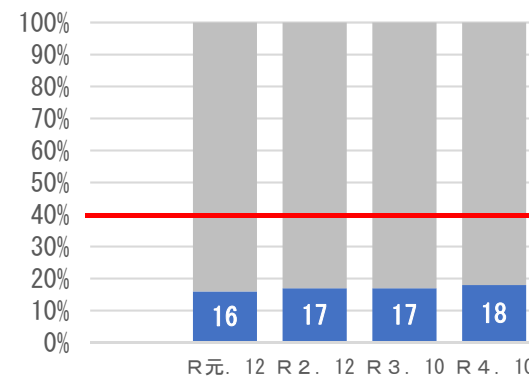
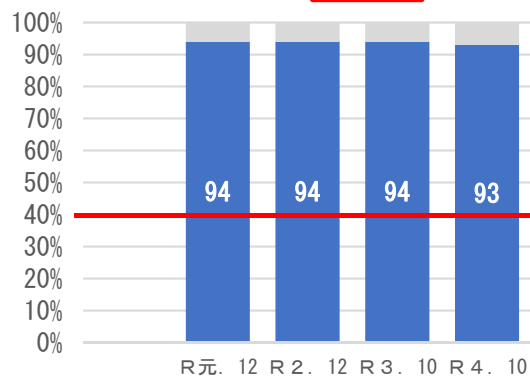
(調査対象ルート)

◎ き線点 ■ き線点から最も近いクロージャ (接続点)
(き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測)

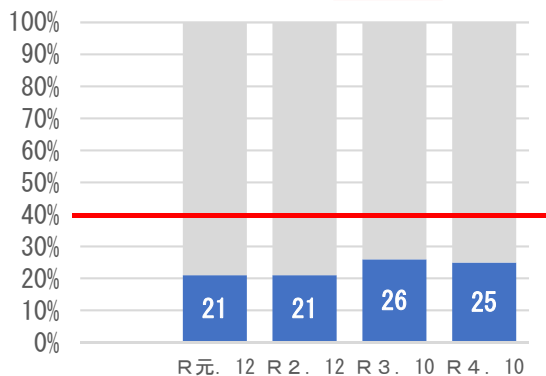
(調査結果) ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線



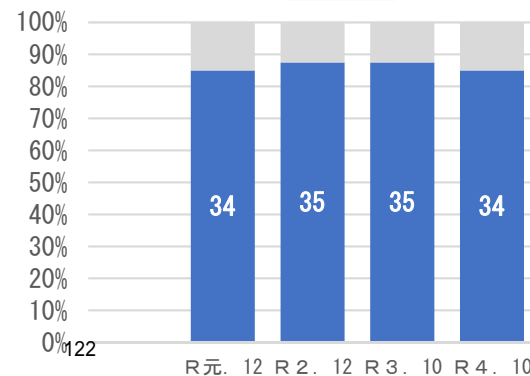
(1) 100芯ケーブル (年敷設) (2) 100芯ケーブル (年敷設)



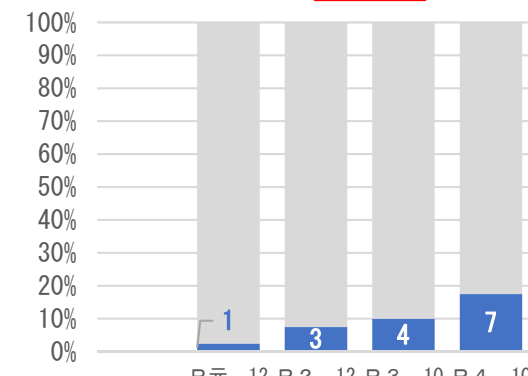
(3) 100芯ケーブル (年敷設)



(4) 40芯ケーブル (年敷設)



(5) 40芯ケーブル (年敷設)



○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

東日本ルート3：八戸三沢ビル(青森県)

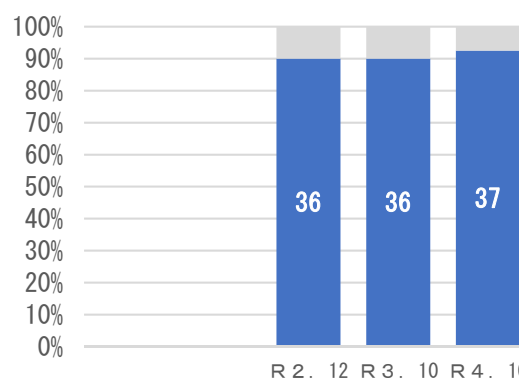
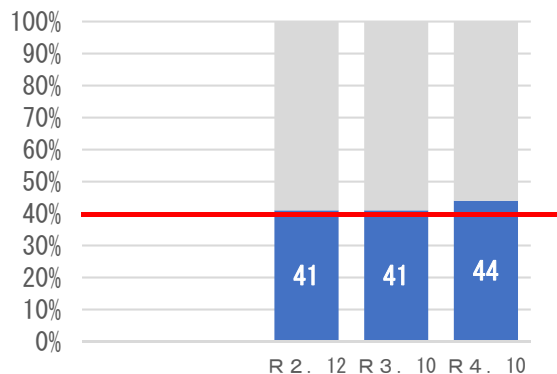
◎ き線点 き線点から最も近いクロージャ (接続点)
(き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測)

(調査対象ルート)



(調査結果) ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

(1) 100芯ケーブル (年敷設) (2) 40芯ケーブル (年敷設)



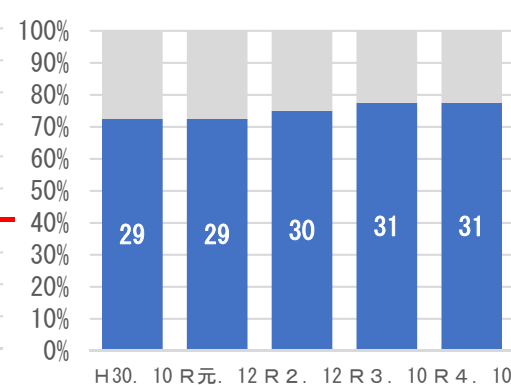
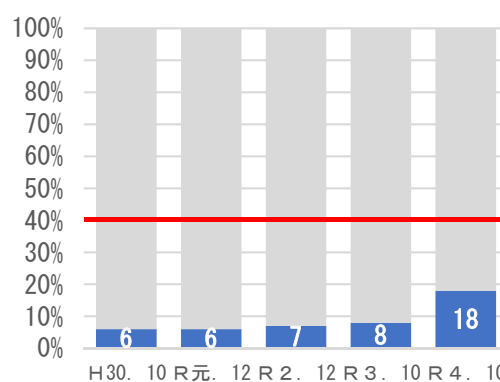
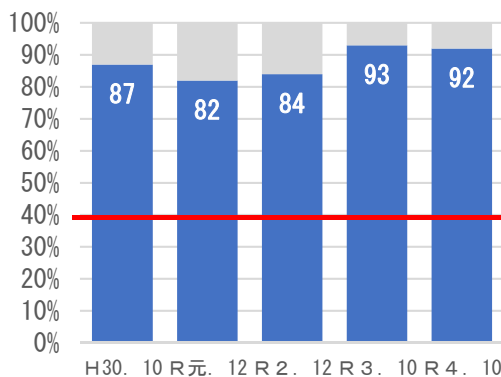
西日本ルート1：名古屋栄ビル(愛知県)

(調査対象ルート)



(調査結果) ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

(1) 100芯ケーブル (年敷設) (2) 100芯ケーブル (年敷設) (3) 40芯ケーブル (年敷設)

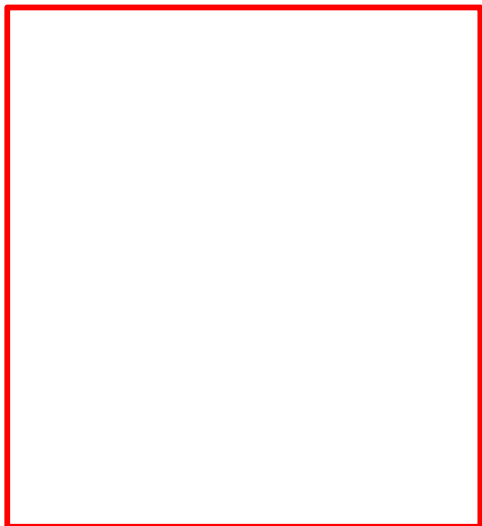


○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

西日本ルート2 : 大阪日本橋ビル(大阪府)

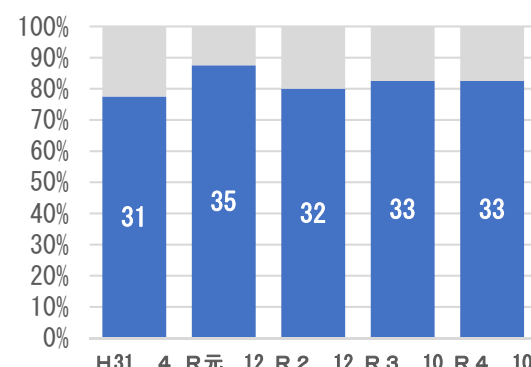
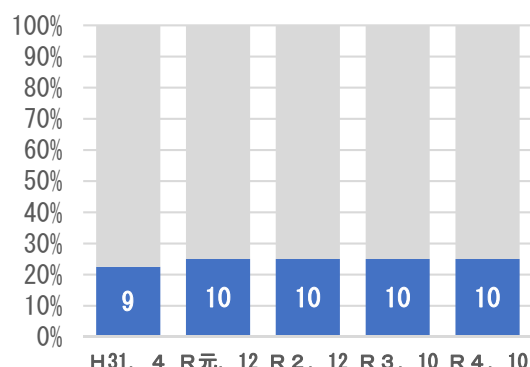
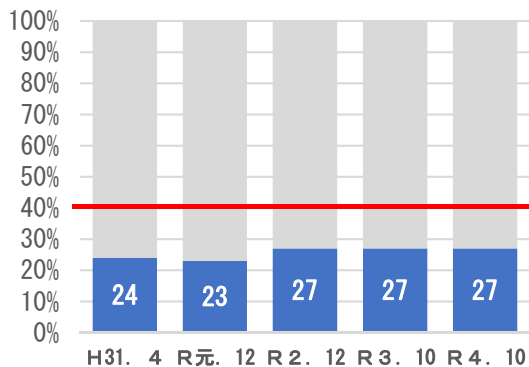
◎ き線点 き線点から最も近いクロージャ (接続点)
(き線点から当該クロージャまでの区間の芯線利用率を計測)

(調査対象ルート)



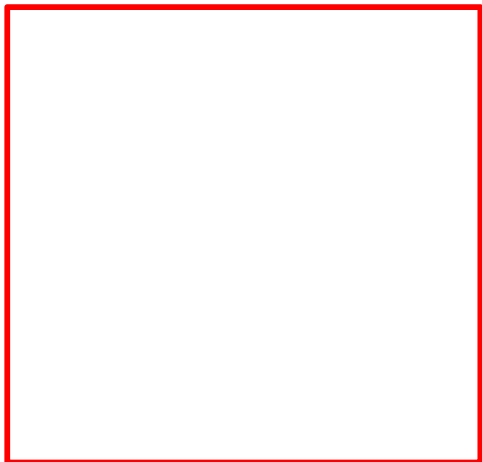
(調査結果) ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

(1) 100芯ケーブル (年敷設) (2) 40芯ケーブル (年敷設) (3) 40芯ケーブル (年敷設)



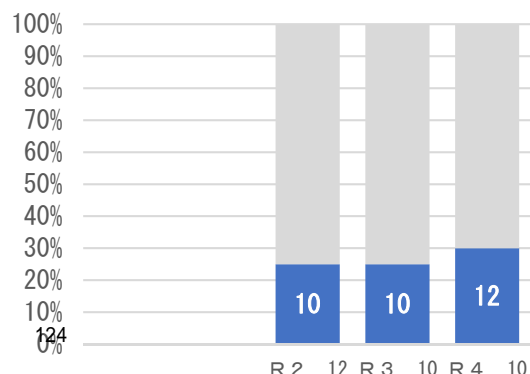
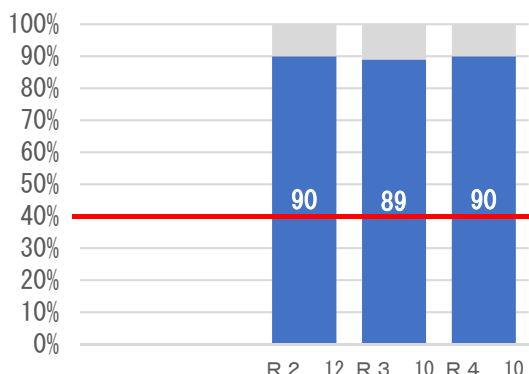
西日本ルート3 : 金沢松任ビル(石川県)

(調査対象ルート)



(調査結果) ■ : 利用芯線 ■ : 未利用芯線

(1) 100芯ケーブル (年敷設) (2) 40芯ケーブル (年敷設)



東日本・大規模：新宿ビル(東京都)

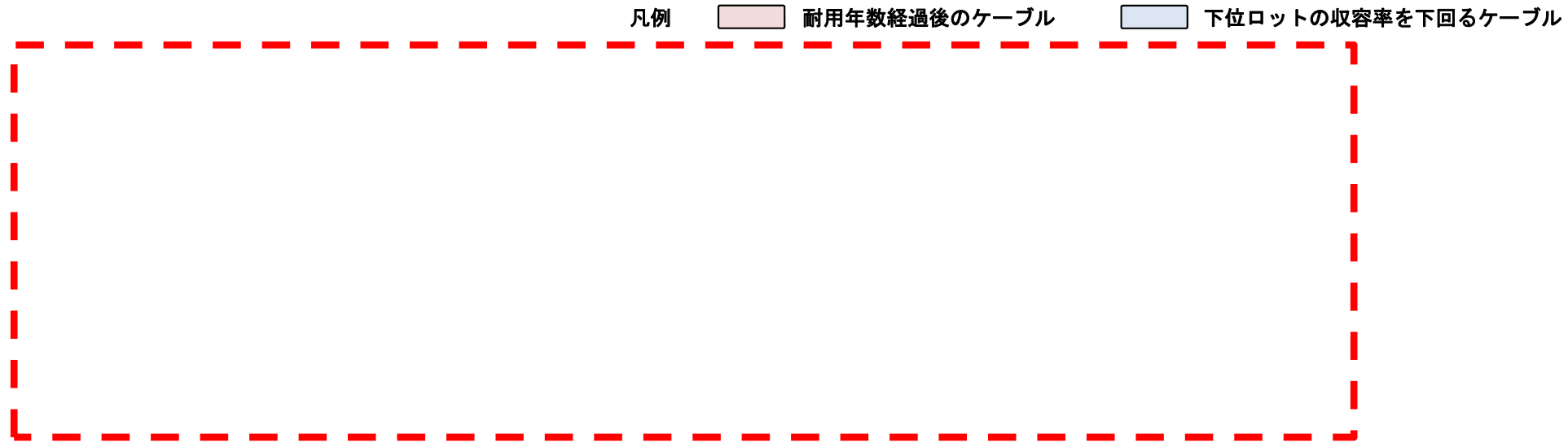
○ 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



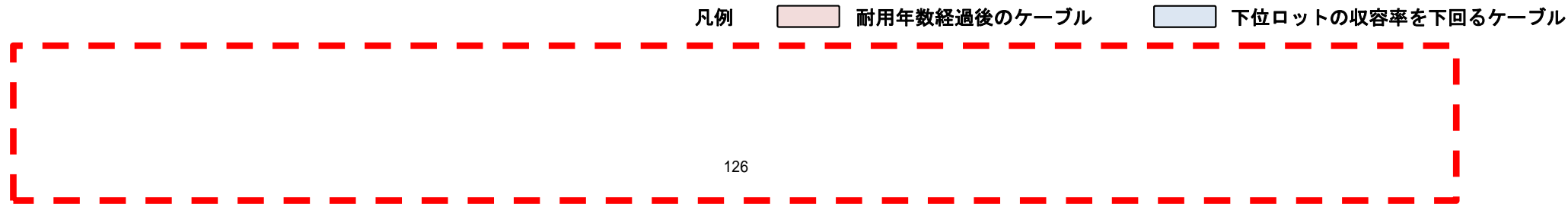
東日本・中規模：山形ビル(山形県)

- 個別事情の調査・分析として①、③に該当するケーブルはなし。
- ②（経済的耐用年数経過前で、かつ下位ロットの収容率を下回り、芯線使用率が低下しているケーブル）として、
 - ・ 1 方面（1000芯ケーブル（平成29年敷設））において、大規模ユーザの移設及び新興住宅地の宅地造成により架空光ケーブル工事が発生し、それに伴いビル側にある地下光ケーブルを確保する必要があるため、一時的に芯線数が増加していたが、大規模ユーザの移転工事完了に伴い芯線使用率が減少しているものがある。
 - ・ 1 方面（200芯ケーブル（平成12年敷設））において、専用サービスの廃止による利用芯線数減により、芯線使用率が減少しているものがある。



東日本・小規模：角館ビル(秋田県)

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。



西日本・大規模:大阪日本橋ビル(大阪府)

- 個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
- ③芯線使用状況が特徴的なケーブルとして、
 - ・ 3方面 (いずれも100芯ケーブル (平成元年敷設)) において、撤去予定の旧規格ケーブルのため、芯線使用率が上がっていないものがある。
 - ・ 1方面 (1000芯ケーブル (令和元年敷設)) において、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響でデータセンタ利用事業者のサービス開始時期が遅れたため、芯線使用率が低い水準であったものの、令和3年度よりサービスが開始されたため、徐々に芯線使用率が上昇。

凡例  耐用年数経過後のケーブル  下位ロットの収容率を下回るケーブル



西日本・中規模：岡山今村ビル(岡山県)

- 個別事情の調査・分析として①、②に該当するケーブルはなし。
- ③（芯線使用状況が特徴的なケーブル）として、下位ロットの収容率を下回る1方面（1000芯ケーブル（平成10年敷設））において、芯線使用率に大きな変動はないが、大手企業のデータセンタ移転に起因して利用芯線が減少。

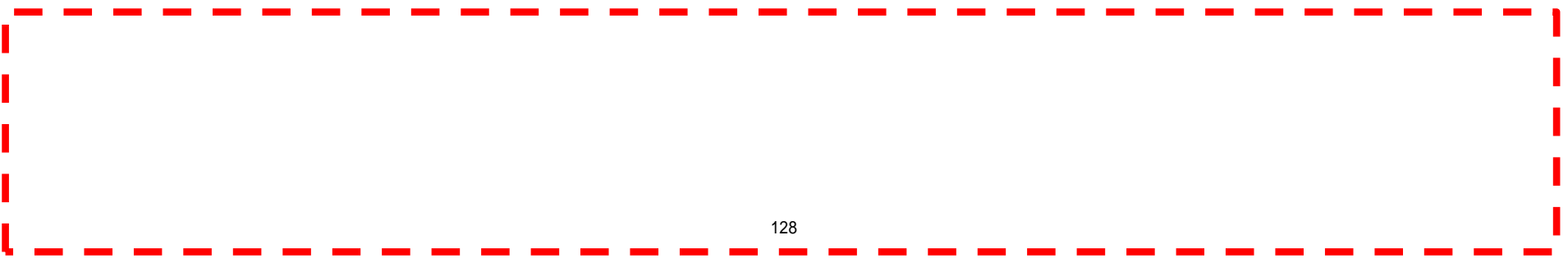
凡例 耐用年数経過後のケーブル 下位ロットの収容率を下回るケーブル



西日本・小規模：指宿ビル(鹿児島県)

- 個別事情の調査・分析として①～③に該当するケーブルはなし。

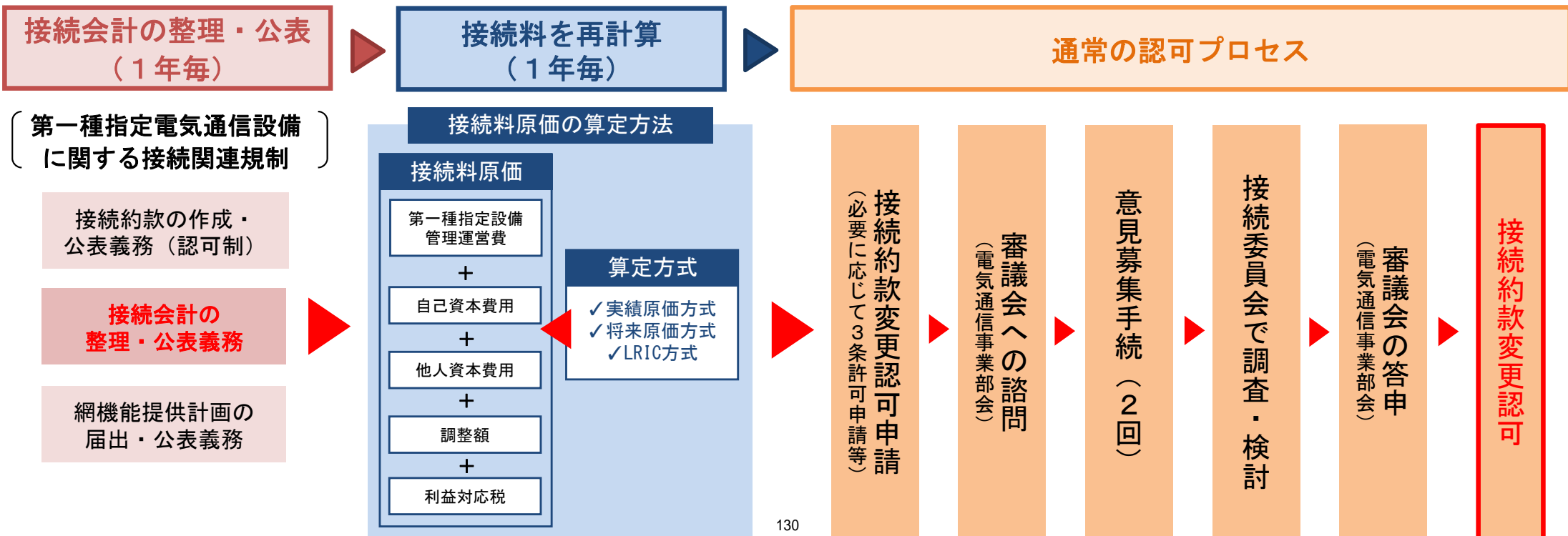
凡例 耐用年数経過後のケーブル 下位ロットの収容率を下回るケーブル



(參考資料)

接続約款変更の認可に至る流れ

- 第一種指定電気通信設備に関しては、電気通信事業法（以下「法」という。）第33条第4項の規定に基づき接続約款の変更の認可をするときは、**審議会への諮問が義務付けられている**（法第169条）。
- 審議会（※1）においては、接続料の算出根拠を含む**申請内容を公表して意見募集を2回実施**（※2）（2回目の意見募集では、1回目の意見募集で提出された接続事業者等からの意見に対する意見を募集）。意見募集を2回実施することにより、NTT東日本・西日本の反論等の機会が設けられるとともに、1回目で提出された意見に賛同又は反対する他の接続事業者等の意見が明らかになるなどして、論点・事実関係等がより明確化。
 - ※1：電気通信事業法施行令第12条により情報通信行政・郵政行政審議会と定められ、同審議会議事規則により、法第169条に基づく諮問については下部に設けられた電気通信事業部会の専決によることとされている。
 - ※2：接続に関する議事手続規則（平成20年9月30日電気通信事業部会決定第6号）による。
- 意見募集及び審議の結果（答申）を踏まえ、総務省では、必要に応じ、申請内容の補正を待っての認可、NTT東日本・西日本に対する要請、制度上の検討などを実施。

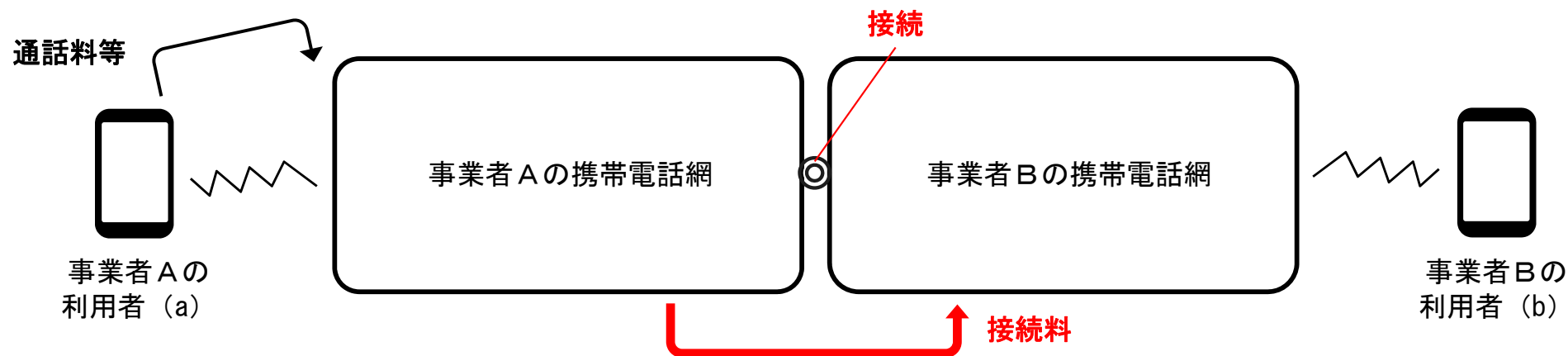


電気通信事業分野における接続

- 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、**電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務**を有する（接続応諾義務、電気通信事業法第32条）。

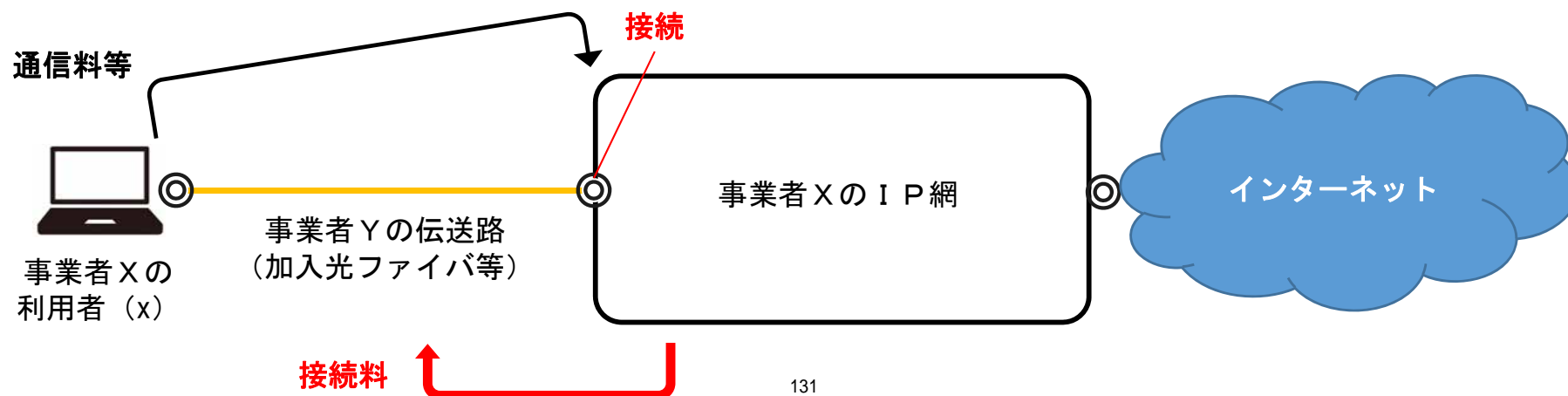
■ 携帯電話（音声通信）の例

下図（a）から（b）の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う。



■ 固定ブロードバンド（データ通信）の例

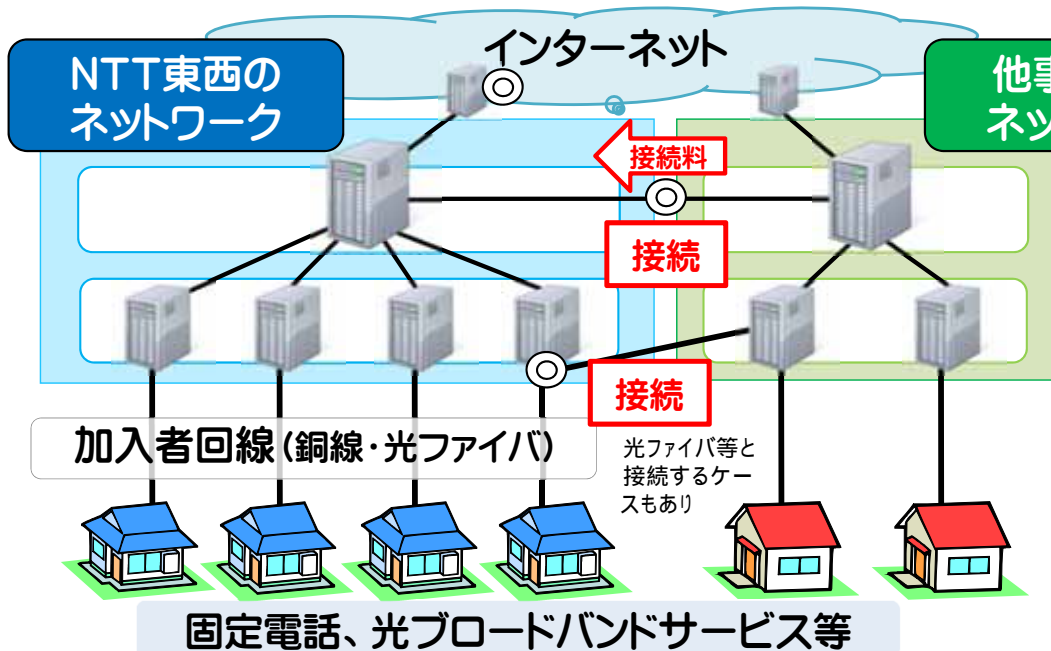
下図（x）からインターネットへの通信の場合、事業者Xは、事業者Yの伝送路（加入光ファイバ等）の接続料を支払う。



指定電気通信設備制度の概要

- 固定通信では、加入者回線系の設備(光ファイバ等)を経由して通信することが不可欠。
- 移動通信では、高いシェアを占める事業者が、他の事業者に対し強い交渉力を保持。
- このため、電気通信事業法では、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律(指定電気通信設備制度)等を課している。

固定系(第一種指定電気通信設備制度)



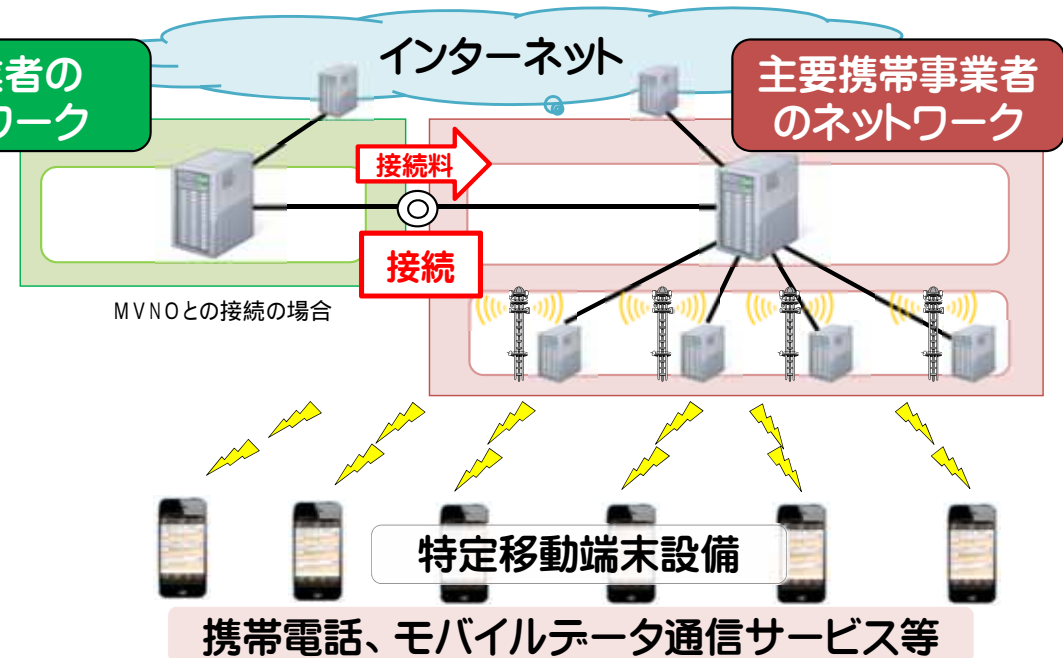
指定要件

業務区域ごとの50%超の加入者回線シェア
NTT東日本、NTT西日本

接続関連規制

接続約款(接続料・接続条件)の認可制
接続会計の整理義務
網機能提供計画の届出・公表義務

移動系(第二種指定電気通信設備制度)



指定要件

業務区域ごとの10%超の端末シェア
NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、
WCP、UQ

接続関連規制

接続約款(接続料・接続条件)*の届出制
接続会計の整理義務

アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省令で規定

第一種指定電気通信設備に係る接続制度の概要

固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造となっている。

電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備(加入者回線等)を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するため、接続約款を総務大臣の認可制にする等の規律を課している。

指定

指定要件:業務区域において**50%超のシェアを占める加入者回線**を有すること [第33条第1項]

対象設備:加入者回線及び当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備 [同上]



NTT東日本・西日本の加入者回線等を第一種指定設備として指定(平成9年・13年)

第一種指定設備を設置する事業者に対する規律

接続約款の策定・公表義務 (認可制)

接続料、接続条件(接続箇所における技術的条件等)について**接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けること。 [第33条第2項]

接続会計の整理・公表義務

第一種指定設備の機能に対応した費用等や第一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。 [第33条第13項]

網機能提供計画の届出・公表義務

第一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。 [第36条]

認可を受けた接続約款に定める**接続料・接続条件**で接続協定を締結することが原則 [第33条第9項]

【接続約款の認可の要件 [第33条第4項]

- **機能ごとの接続料**、標準的な**接続箇所における技術的条件等が適正・明確に定められていること**。
- **接続料が**能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令(第一種指定電気通信設備接続料規則)で定める方法により算定された**金額に照らし公正妥当なものであること**。(総括原価方式による算定)

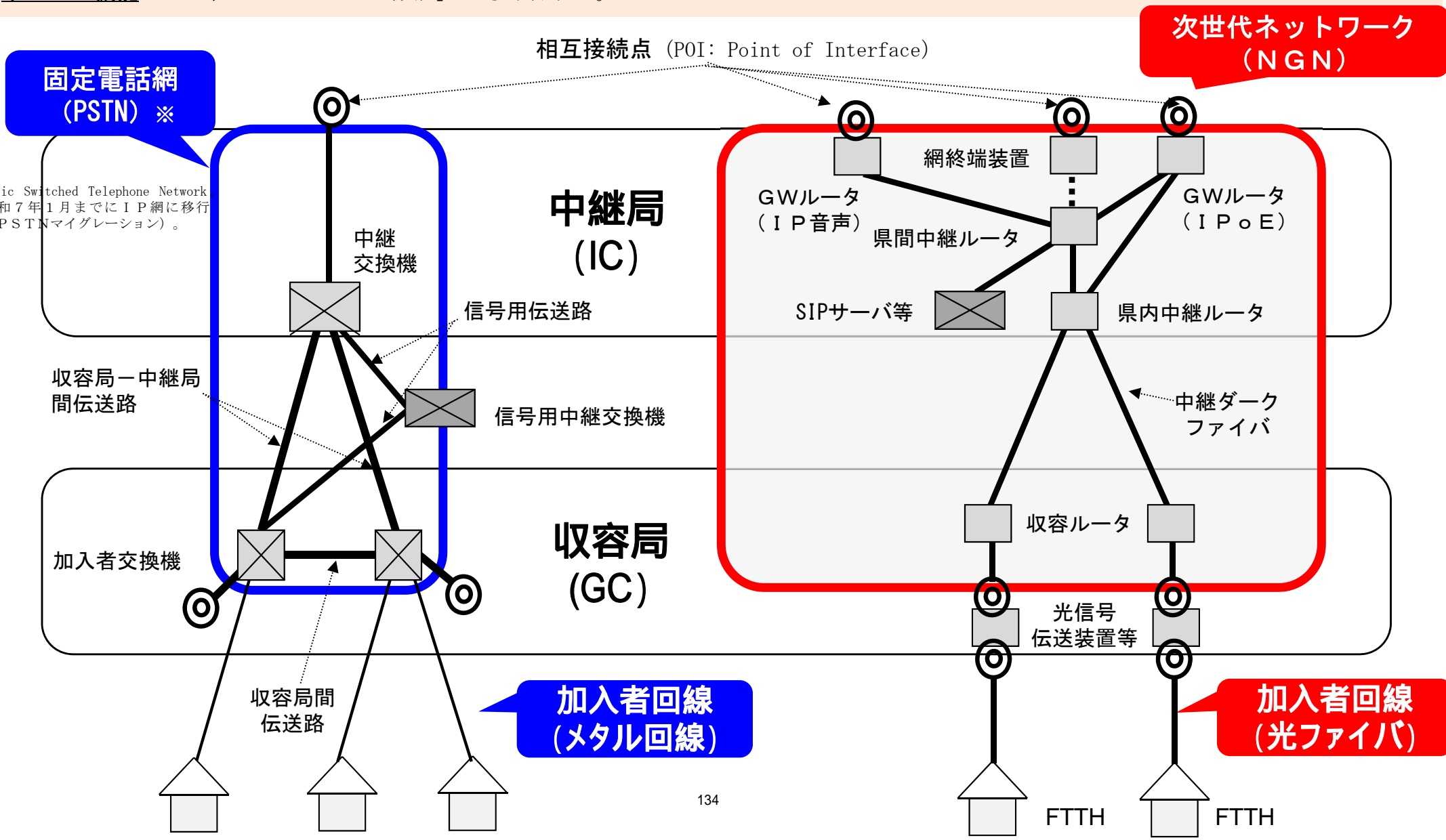
「機能」は総務省令で規定 「法定機能」

接続料は、**機能ごとに**当該接続料に係る**収入(接続料×通信量等(需要))が、当該接続料の原価に一致するように定めなければならない**。 [第一種指定電気通信設備接続料規則第14条]

- **接続条件が**、第一種指定設備に**自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと**。
- **特定の事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと**。

第一種指定電気通信設備制度における接続料算定の対象機能

- **第一種指定電気通信設備制度においては、加入者回線（光ファイバ、メタル回線）、次世代ネットワーク（NGN）、固定電話網（PSTN）等について、総務省令で定める機能（法定機能）の単位で接続料が設定**することとされている。
- **法定機能は、第一種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の電気通信事業者が必要とする機能のみを細分化して使用できるようにした機能**であり、「アンバンドル機能」とも呼称する。



接続料の認可基準
(電気通信事業法
第33条4項2号)

接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期 + 当年度上期の通信量を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網(加入者交換機等)
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービス及び接続料の急激な変動を緩和する必要があるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(光ファイバ) NGN
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(ドライカップ、ラインシェアリング) 中継光ファイバ回線 専用線、公衆電話 IP関連装置

接続料算定の原則
(接続料規則第14条第1項)

接続料は、法定機能ごとに、当該接続料に係る収入(接続料×通信量等)が、当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

$$\text{接続料} \times \text{通信量等} = \text{接続料原価}$$

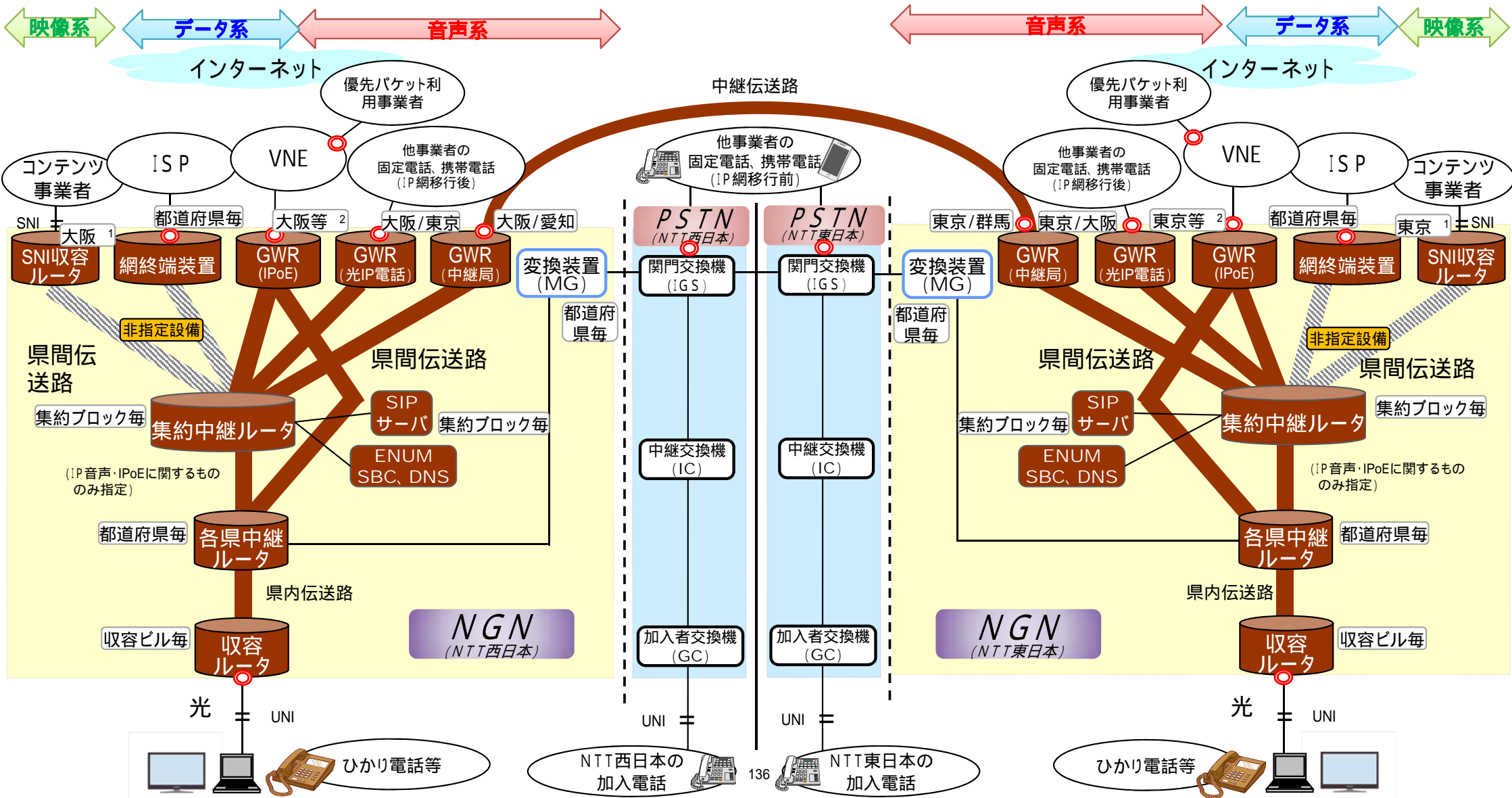
$$\text{接続料} = \frac{\text{接続料原価 (接続料規則第8条第1項)}}{\text{通信量等(需要) (接続料規則第14条第2項)}} = \frac{\text{第一種指定設備管理運営費 (設備コスト)} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税} + \text{調整額}}{\text{法定機能ごとの通信量等の直近の実績値() (将来原価方式の場合: 将来の合理的な通信量等の予測値)}}$$

(適正報酬額)

接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。(接続料規則第14条第3項)

次世代ネットワーク(NGN)について

- 次世代ネットワーク(NGN)は、高い信頼性・安全性・セキュリティを確保した上で、1つのネットワーク上において音声通信、データ通信及び映像配信といった様々なサービスを統合的かつ安定的に提供する機能を実現。
- また、多様な通信サービスに対応するため、最優先クラス、高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスの4つの品質クラスによる通信が提供されている。

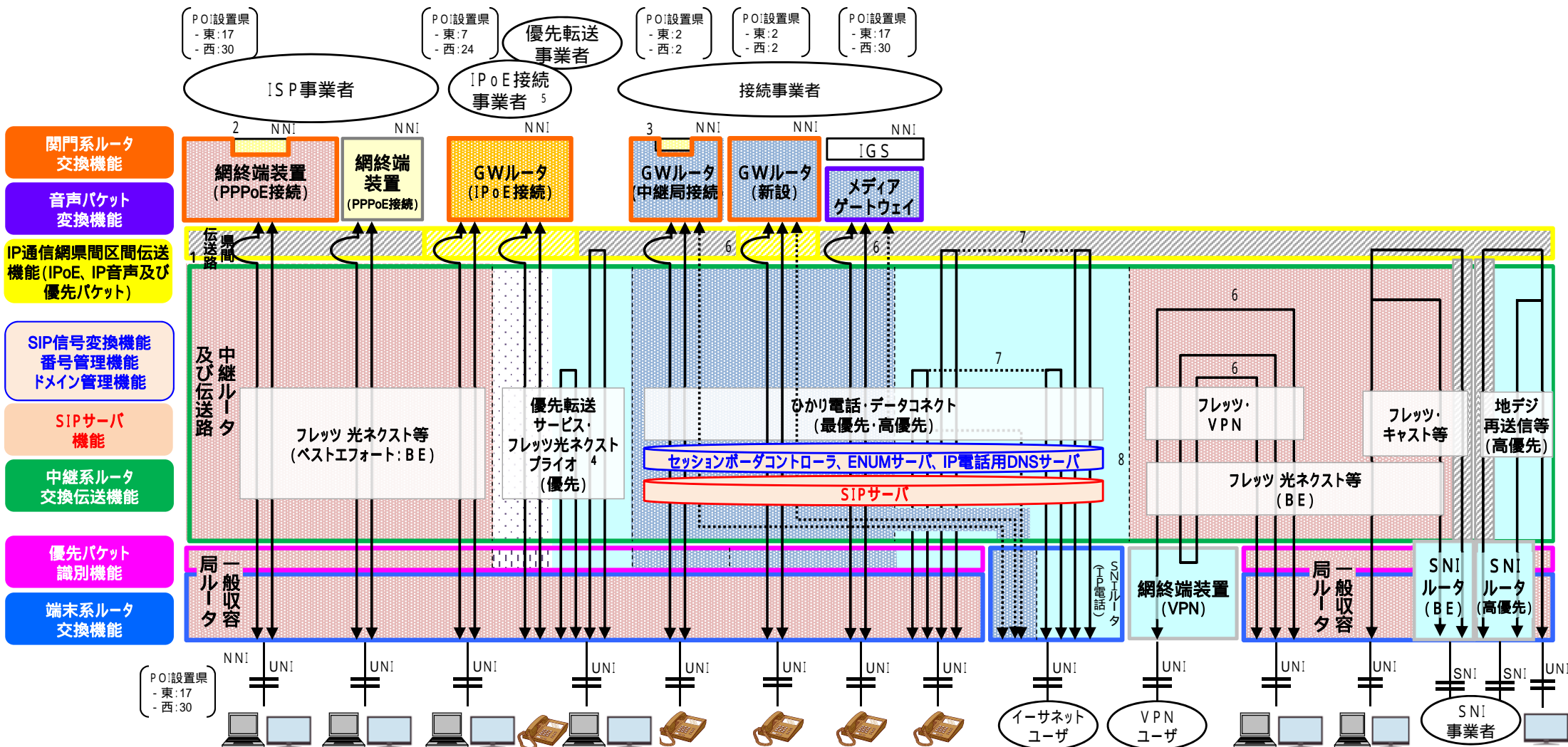


1 自治体がサービスを提供している場合は、当該自治体がある県にも設置されている。

2 平成30年度以降に拡大。

NGNにおける法定機能等と適用接続料の関係

○ NGNにおける法定機能等と適用接続料の関係等は、以下のとおり。

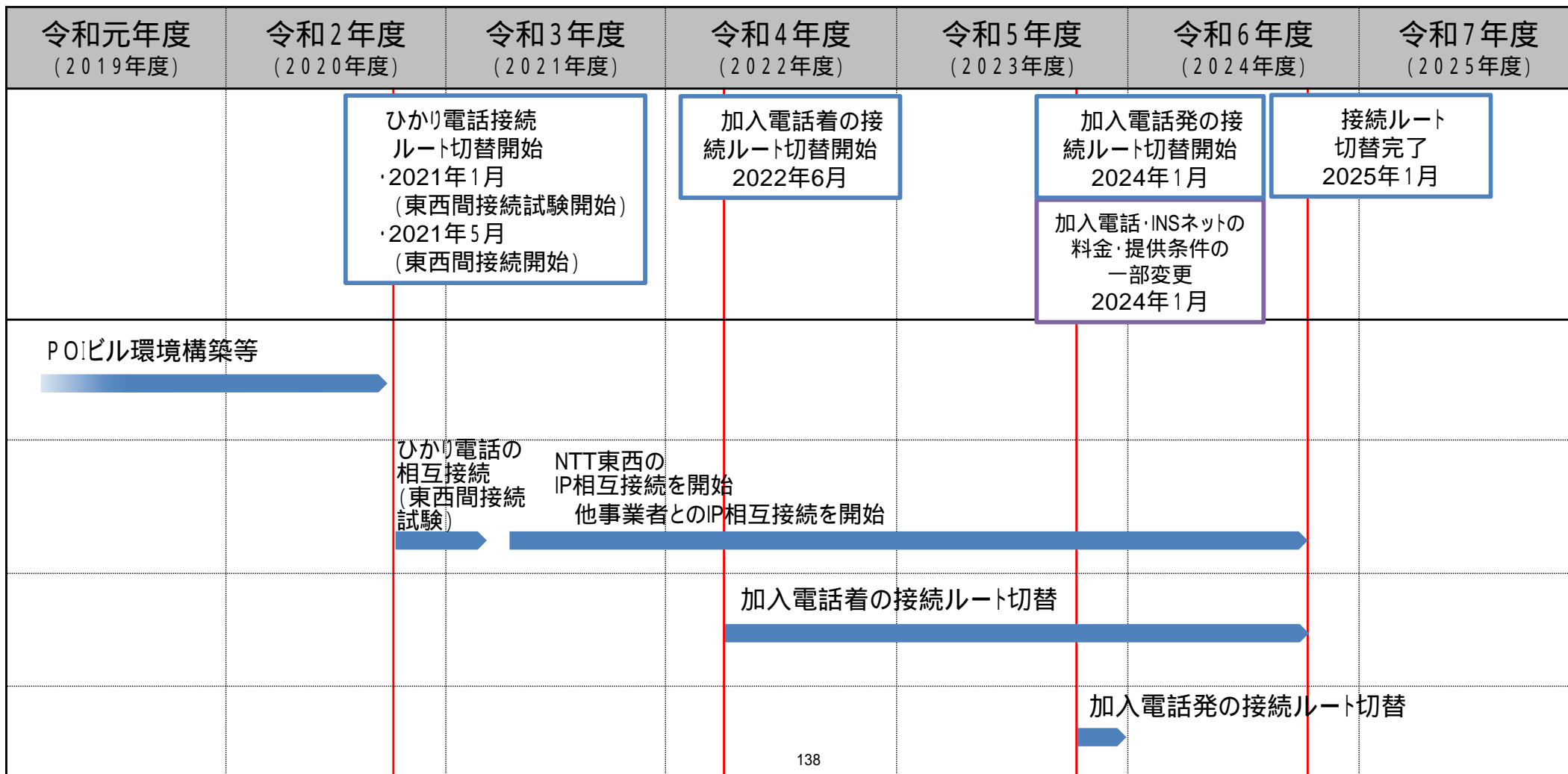


- 1 県間通信用設備については、IP音声接続・優先パケット・IPoE接続に係るもののみ第一種指定電気通信設備。
- 2 ネット装置の接続用インタフェース相当のコストは、網改造料としてISP事業者が負担
- 3 GWルータ (中継局接続)の接続用インタフェース相当のコストは、網改造料として中継局接続事業者が負担
- 4 接続点のない網内折返し通信は、接続機能にはならない
- 5 IPoE接続事業者が自ら優先転送事業者となることも可能
- 6 県間伝送路を疎通する場合もあり
- 7 収容局接続機能利用事業者のユーザとイーサネットユーザ間でIP電話により通信する場合もあり
- 8 トラフィック種類によっては使用しない場合もあり

: 収容局接続	: 光IP電話接続
: 優先パケット識別機能 (優先クラス)	: 中継系ルータ交換伝送機能 (優先クラス)
: 関門系ルータ交換機能 (IPoE接続)	: 網改造料として回収
: 県間通信用設備 (非指定)	: 第一種指定電気通信設備利用部門がコスト総額を負担
: 県間中継系ルータ交換伝送機能 (IPoE接続、IP音声接続、優先クラス)	

(参考) 固定電話網のIP網への移行工程

- ① ひかり電話のIP相互接続は2021年1月よりNTT東日本・西日本間において接続試験を開始し、同年5月より接続を開始。他事業者とのIP相互接続についても順次開始している状況。
- ② 加入電話着は2022年度(2022年6月)から接続ルート切替を開始。
- ③ 加入電話発は2023年度(2024年1月)から接続ルート切替を開始予定。
(2023年度(2024年1月)にNTT東日本・西日本の加入電話・INSネットの料金・提供条件の一部変更が行われる予定(契約の移行は伴わない)。)
- ④ 2024年度(2025年1月)にIP網への接続ルート切替が完了する予定。



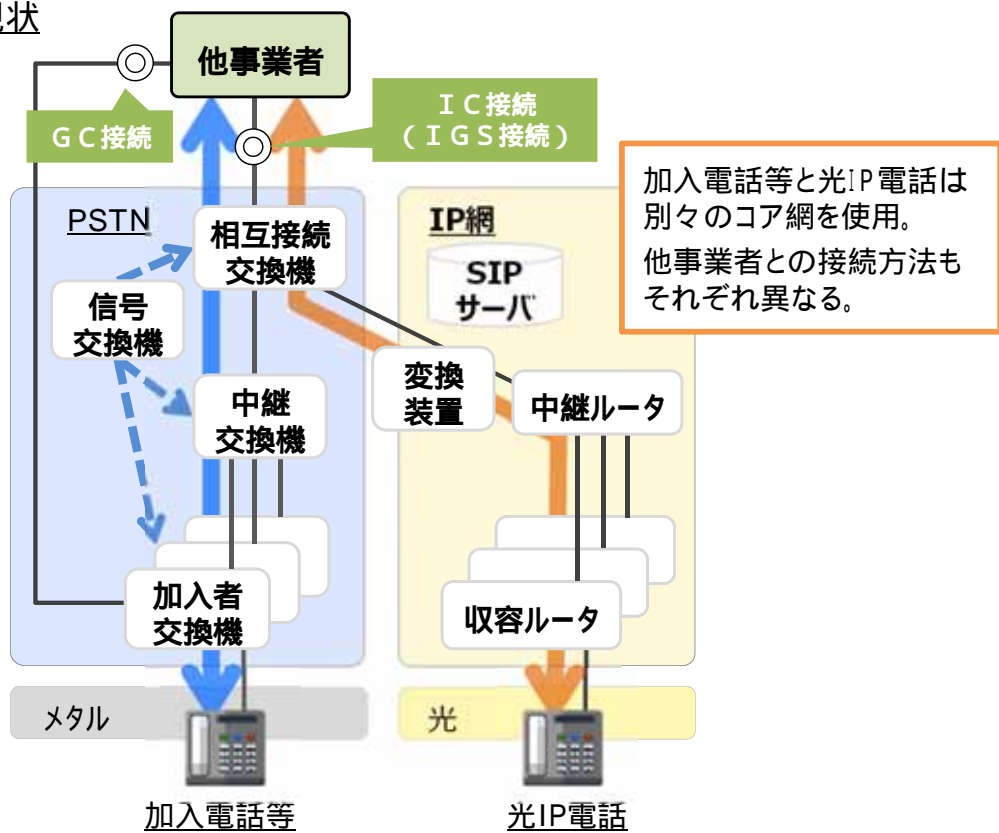
(参考)IP網への移行による音声通信の接続形態の変化

NTT東日本・西日本は令和3年1月から順次、PSTN(公衆交換電話網)からIP網への移行を予定。

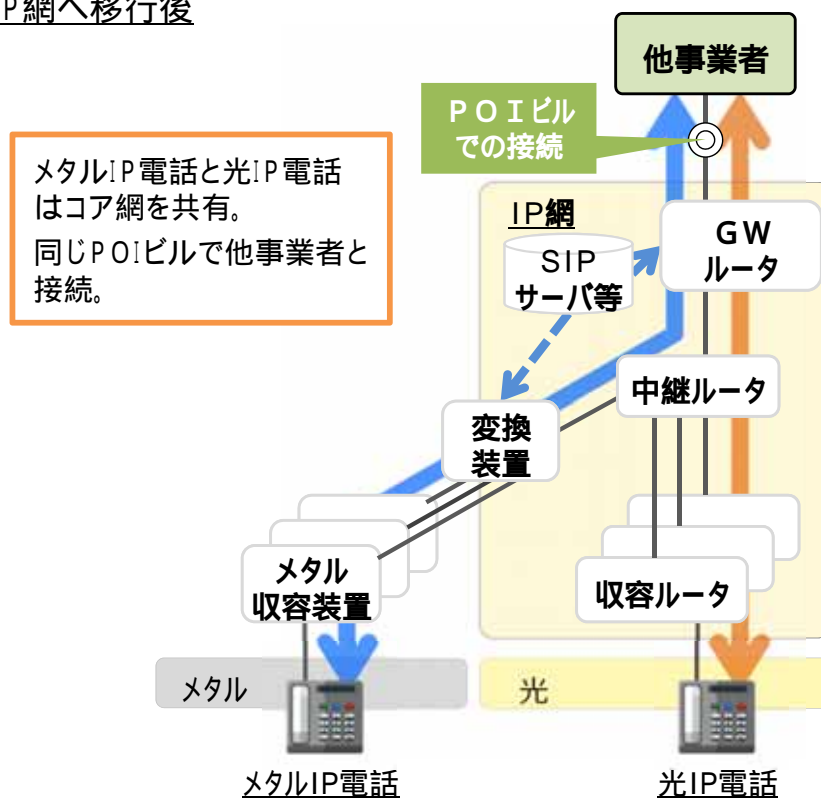
IP網へ移行後、NTT東日本・西日本と他事業者との接続は、POIビル(東京、大阪の2箇所)における発着二者間の直接接続(双方向接続)となる。

この場合、メタルIP電話と光IP電話は、それぞれメタル収容装置と収容ルータを通じて同一のコア網に収容され、他事業者とのPOIも同一となる。

現状



IP網へ移行後



出典：NTT東日本・西日本資料を基に総務省作成

	加入電話	光IP電話
他事業者との接続方法	GC接続(300か所以上) IC接続(約100か所)	IGS接続 (IC接続の附随機能)

	メタルIP電話	光IP電話
他事業者との接続方法	POIビルでの接続 (東京、大阪の2か所)	

法定機能と接続料算定方式の対応関係

法定機能の区分		通称	機能の概要
法定機能の区分 (第一種指定電気通信設備接続料規則第4条)			
端末回線伝送機能	1.一般帯域透過端末回線伝送機能	ドライカップ	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割することなく提供し、通信を伝送する機能
	2.特別帯域透過端末回線伝送機能	ドライカップのサブアンバンドル	FTTRで用いられるき線点から利用者宅までの区間(下部区間)のメタル回線により伝送を行う機能
	3.帯域分割端末回線伝送機能	ラインシェアリング	電話用加入者回線と同等の設備を帯域分割して提供し、通信を伝送する機能
	4.光信号端末回線伝送機能	加入光ファイバ	加入光ファイバにより通信を伝送する機能
	5.総合デジタル通信端末回線伝送機能	IS1500(キャリアズレート)	ISDN加入者回線により通信を伝送する機能
	6.その他端末回線伝送機能	OLT等	OLT及び接続専用線の端末回線部分等により伝送を行う機能
端末系交換機能	7.端末系ルータ交換機能	NGNの収容ルータ	収容ルータにより通信の交換を行う機能(一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く)
	8.一般収容ルータ優先パケット識別機能	NGNの優先パケット識別	収容ルータにおいて特定のパケットを識別する機能
	9.加入者交換機能	GC交換機	GC等により通信の交換を行う機能
	10.信号制御交換機能	加入者交換機機能メニュー	フリーダイヤル等の特定の電気通信番号を用いたサービスを利用する際に、通話料を受け手が支払うこと等を実現するためにGCを制御する機能
	11.優先接続機能	マイライン	あらかじめ事業者を選択して電気通信番号をNTT東日本・西日本の加入者交換機に登録し、当該事業者の電気通信設備に優先的に接続するため、当該電気通信番号を識別する機能
	12.番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ	NTT東日本・西日本の加入者交換機において、電気通信番号により、他事業者が設置する固定端末系伝送路設備又は交換等設備を識別する機能
	13.加入者交換機専用トランクポート機能	GC - POI間トランクポート	GCの回線対応部にGC接続回線を収容する機能
	14.加入者交換機共用トランクポート機能	GC - IC間トランクポート	GCの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送路設備を収容する機能
15.折返し通信路設定機能		ISM	利用者のISDN回線を収容する装置(インタフェース加入者モジュール(ISM))を接続事業者がISDNの定額制インターネット接続サービスの提供に利用するための機能
16.光信号電気信号変換機能		メディアコンバータ	光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能
17.光信号分離機能		局内スプリッタ	局内スプリッタにより光信号の分離を行う機能
18.市内伝送機能		GC - GC間回線	市内ICとGCとの間の伝送路設備、GC相互間の伝送路設備、市内ICにより、同一MA内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能
中継系交換機能	19.関門系ルータ交換機能	NGNの網終端装置、GWルータ	関門系ルータ(網終端装置、GWルータ)により通信の交換を行う機能
	20.中継交換機能	IC交換機	市外ICにより通信の交換を行う機能
	21.中継交換機専用トランクポート機能	IC - POI間トランクポート	ICの回線対応部にIC接続回線を収容する機能
	22.中継交換機共用トランクポート機能	IC - IC間トランクポート	ICの回線対応部にGCと市外ICとの間の伝送路設備を収容する機能
23.音声パケット変換機能		NGNのメディアゲートウェイ	音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能

法定機能と接続料算定方式の対応関係

法定機能の区分		通称	機能の概要
法定機能の区分(第一種指定電気通信設備接続料規則第4条)			
中継伝送機能	24.中継伝送共用機能	GC - IC間共用回線	GCと市外ICとの間の伝送路設備をNTT東日本・西日本及び接続事業者が共用して通信を行う機能
	25.中継伝送専用機能	GC - IC間専用回線	GC - IC間の伝送路設備を接続事業者が専用線として利用する機能
	26.中継交換機接続伝送専用機能	IC - POI間専用回線	GCと市外ICとの間の伝送路設備を専ら接続事業者が利用して通信を伝送する機能
	27.一般光信号中継伝送機能	中継光ファイバ等	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いることなく伝送を行う機能
	28.特別光信号中継伝送機能	WDMを用いた中継光ファイバ	中継光ファイバを波長分割多重装置を用いて1波長にて伝送を行う機能
ルーティング伝送機能	29.一般中継系ルータ交換伝送機能	NGNの中継ルータ及び県間伝送路	中継ルータ、収容ルータ～中継ルータ間、中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び県間伝送を行う機能
	30.一般県間中継系ルータ交換伝送機能(R5.6.16-)	NGNの県間通信用設備	県間中継ルータ、中継ルータ～県間中継ルータ間、県間中継ルータ間、県間中継ルータ～関門系ルータ間の通信の交換及び県間伝送を行う機能
	30.特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	地域IP網の収容局接続	地域IP網における収容ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能
31.イーサネットフレーム伝送機能	イーサネット	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	
32.通信路設定伝送機能	専用線	通信路の設定の機能を有する電気通信設備及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	
33.信号伝送機能	共通線信号網	共通線信号網を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録や位置情報取得等を行う機能	
34.SIPサーバ機能	NGNのSIPサーバ	収容ルータと連携してパケットの制御や固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	
35.SIP信号変換機能	NGNのセッションボーダコントローラ	SIPサーバと連携して、事業者の網内で流通するSIP信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なSIP信号に変換する機能	
36.番号管理機能	NGNのENUMサーバ	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	
37.ドメイン名管理機能	NGNのIP電話用DNSサーバ	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能	
38.番号案内機能	番号案内データベース・装置	電気通信番号の案内を行う機能	
39.公衆電話機能	公衆電話機	公衆電話の電話機等により通信の発信を行う機能	
40.端末間伝送等機能	専用線(キャリアズレート)	端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能	
41.クロック提供機能	クロック提供装置	デジタル交換機や伝送装置等を同期させ、通信品質を維持するための同期クロックを供給する機能	

* 接続料の算定方式

:実績原価方式
 :将来原価方式(加入光ファイバ)
 :将来原価方式(NGN)
 :長期増分費用(LRIC)方式
 :キャリアズレート

上記表中の2つの機能について、いわゆるキャリアズレート方式により接続料が設定されているが、変更がないため、申請の対象にはなっていない。
 赤字:電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)の施行日(令和5年6月16日)に法定機能に追加
 白字:令和4年度の接続料の改定等(令和5年3月24日認可)に係る3条許可により接続料を設定しないこと又は改定しないことが認められた法定機能

- 報酬（適正な利潤）は、第一種指定電気通信設備の機能の提供に用いられる資産の資本調達コストと位置づけられるものであり、機能ごとに他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を合計して算定される。

適正報酬額

$$\begin{aligned}
 & \text{適正報酬額} \\
 & \text{他人資本費用 (第11条)} = \text{レートベース (設備毎の正味固定資産価額から算定)} \times \text{他人資本比率 (全社の資本構成比率から算定)} \times \text{他人資本利子率} \\
 & \text{自己資本費用 (第12条)} = \text{レートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\
 & \text{利益対応税 (第13条)} = \text{レートベース} \times \left[\begin{array}{l} \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率} \\ \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{有利子負債以外の負債の利子相当率} \end{array} \right] \times \text{利益対応税率}
 \end{aligned}$$

期待自己資本利益率の過去3年間の平均値又は他産業における主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値

期待自己資本利益率 (「CAPM的手法」により算定)

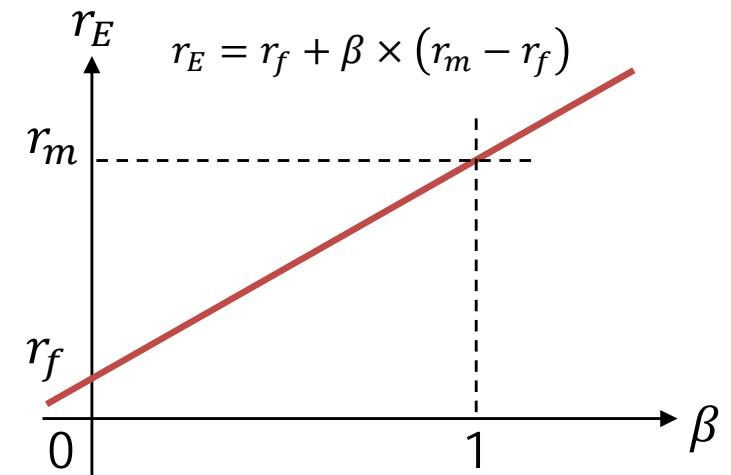
$$= (1-\beta) \times \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}$$

(国債10年ものの利回り ※マイナスの場合は0)

(法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率から算定)

■ CAPM的手法

- 資本試算評価モデル (CAPM: Capital Asset Pricing Model) は、資産市場で成立する一般均衡状態において、合理的な期待形成を行う投資家のポートフォリオは市場ポートフォリオと無リスク資産との組み合わせになるという考え方に基づくもの。
- 接続料の算定においては、事業の安定性とリスクとを織り込んだ指標を用いて客観的な基準を設定する観点から、この考え方にに基づき算出されたものを期待自己資本利益率としている。
- CAPMの考え方によれば、ある株式のリスクを表す数値「 β 」が分かれば、その株式の期待利益率 (右図の r_E) は、市場自己資本利益率 (右図の r_m) とリスクフリーレート (右図の r_f) をパラメータとした、 β の一次関数により推定できる。(市場自己資本利益率とリスクフリーレートの差は全企業で共通であると仮定。)
- β は、市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値である。当該企業の価値と市場価値の相関が強いとき、 β は高くなる。



※ 第一種指定電気通信設備の接続料算定においては、(第一次)接続料の算定に関する研究会報告書での議論を踏まえ、平成11年の「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」(平成9年郵政省令第92号。現在の第一種指定電気通信設備接続料規則の一部に相当。)の改正により、自己資本利益率の算定にCAPM的手法が導入された。

調整額の概要

- 調整額は、**過去の接続料収入と費用の差額を当年度の接続料原価に含めることにより、収入と費用を均衡させる**仕組み（※1）。
- その算定方式は、接続料の当年度及び過去の算定方式によって異なるが、代表的には以下のとおり。（当年度・過去ともに実績原価等の場合）

$$\text{調整額} = \text{前々算定期間における費用} - \left(\text{前々算定期間における接続料収入} \right) + \text{前々算定期間接続料に算入した調整額}$$

(= 前々算定期間の接続料 × 前々算定期間の需要)

- 第1号将来原価方式・LRIC方式による算定期間に生じた収支の差額については、調整額として算入しないことが原則。

※1 コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について（平成19年3月30日情報通信審議会答申）により、事後精算方式（接続料適用年度の実績原価・収入が判明した後に遡及的に精算を行う方式）を廃止するとともに導入されたもの。なお、現在においても工事費・手続費等については、遡及適用・事後精算を行っている。

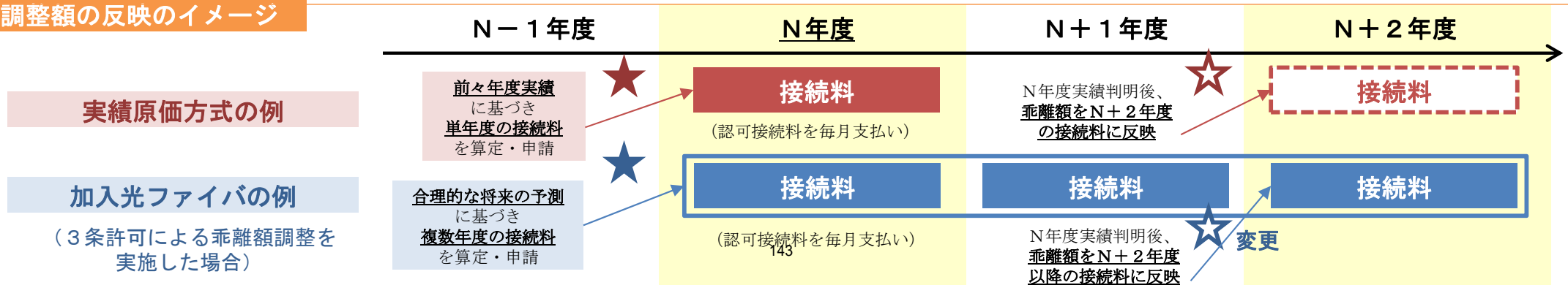
■ 加入光ファイバ接続料における調整額の扱い（第1号将来原価方式における**特例許可による調整額**）

- ・ 第1号将来原価方式（接続料規則第8条第2項第1号の規定による将来原価方式）は、基本的に申請者であるNTT東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は、予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものと考えられている（→接続料規則第12条の2第1項において、第1号将来原価方式の調整額は0と規定）。
- ・ 加入光ファイバについては、複数年度の将来原価方式（算定期間3～4年）により接続料の算定を行っており、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性があるところ、その場合の実績費用と実績収入の乖離額を申請者であるNTT東日本・西日本のみには負担させることは適当ではないことから、NTT東日本・西日本からの申請により事後的な「乖離額調整」を認めている（→接続料規則第3条ただし書きの規定による許可）。

■ IP網への移行期間中のNGN接続料における調整額の扱い（第2号将来原価方式における**接続料規則の規定に基づく調整額**）

- ・ 固定電話網のIP網への移行期間中におけるNGNの接続料については、移行期間における接続料の急激な変動を緩和するため、第2号長期将来原価方式により接続料を算定しているところ、（次算定期間において第1号将来原価方式又はLRIC方式を採用しない場合、）接続料規則の規定に基づけば、次算定期間において移行期間中に生じる費用と収入の乖離額（の見込み値）を調整額として算入することとなる。
- ・ なお、移行期間前のNGNの接続料は第1号将来原価方式により算定していたため、今次算定期間において、調整額は算入していない。

調整額の反映のイメージ



「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の概要

- スタックテストは、第一種指定電気通信設備に係る接続料の水準の妥当性を検証するため平成11年から開始。
- 具体的な運用方法について、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年3月30日）を踏まえ、総務省は、平成19年7月に「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」を策定・公表し、省令上の根拠規定を整備（接続料規則第14条第4項）。
- 接続料の算定に関する研究会第一次報告書（平成29年9月8日公表）を踏まえ、平成30年2月に、上記ガイドラインに代わる「接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」（令和4年11月に「固定通信分野における接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針」に名称を変更）を策定・公表し、省令上の根拠規定も改正（接続料規則第14条第4項を削り、規則第14条の2を新設）。
 - ・ 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。
 - ・ 県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。
 - ・ 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。

検証時期

- 1 電気通信事業法第33条第14項の規定に基づく認可接続料の再計算時
- 2 電気通信事業法第33条第2項の規定に基づく接続約款の認可の申請時

検証区分等

- | | |
|----------------|--|
| ① 加入電話・ISDN基本料 | ⑥ ビジネスイーサワイド |
| ② 加入電話・ISDN通話料 | ⑦ その他総務省が決定するサービスメニュー
(第1号将来原価方式に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。) |
| ③ フレッツ光ネクスト | |
| ④ フレッツ光ライト | |
| ⑤ ひかり電話 | ※令和4年11月改定においてフレッツ・ADSLを検証区分から削除 |

検証方法

- ①～⑥：利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料（当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料）及び他事業者接続料総額を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する基準額（20%）を下回らないものであるかを検証
- ⑦：検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証

審査結果

(令和5年度の接続料の改定等について)

電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)ア）	適	本件による技術的条件の変更は、固定電話網のIP網への移行等に伴い、接続番号に係る規定等を改定するものであり、本件による変更後も技術的条件は適正かつ明確に定められていると認められる。
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)イ）	適	接続料は、接続料規則第4条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)ウ）	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)エ）	—	変更事項なし
5 施行規則第23条の4第2項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第15条(1)オ）	適	【同項第4号に係る事項】 他事業者が負担すべき工事費、手続費等について、光回線設備の回線調整等に係る工事費に関する規定の変更があるが、同号に定める事項は適正かつ明確に定められていると認められる。 【同項の他の号に係る事項】 変更事項なし
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。（審査基準第15条(2)）	適	本件申請中の料金表に定める接続料は、接続料規則第3章から第6章までの規定に基づいて算定された原価・利潤に照らし、公正妥当なものと認められる。 なお、自己資本費用の算定方法及び光信号端末回線伝送機能に係る乖離額調整については、それぞれ別記1及び2のとおり。 また、接続料と利用者料金の関係の検証の結果については、補足資料のとおり。
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。（審査基準第15条(3)）	適	自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。（審査基準第15条	適	特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

1. 自己資本費用の算定方法について

自己資本費用の算定において用いる他産業における主要企業の平均自己資本利益率について、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム（イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する Japanese Equity Risk Premia Report）により算定する措置がとられている。

当該措置について、接続料規則にこれを認める規定がないため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

当該措置により自己資本費用の算定において長期安定的な指標を採用することについては、接続料の算定等に関する研究会において整理されたとおり、外的要因による適正利潤の水準が大きく変動することは接続事業者の事業における予見可能性に悪影響を与えるという観点等から、一定の合理性があるものと認められる。

※リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。

2. 光信号端末回線伝送機能に係る乖離額調整について

接続料規則第12条の2第1項において、接続料規則第8条第2項第1号に基づく将来原価方式によって接続料原価を算定する際の調整額は0と規定されており、乖離額調整は原則として認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東日本・西日本が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべき等の考え方に基づくものである。

一方、本件申請では、令和3年度における費用と収入の実績値の差額及び令和4年度における費用と収入の見込値の差額を改めて算定し、令和5年度から令和7年度までの接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

また、令和5年度から令和7年度までの費用と収入の実績値の差額について、令和6年度以降の接続料原価に算入することについても、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せて行われている。

当該接続料については、

- ・ 将来原価方式は一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変動すること。
- ・ IPブロードバンド通信市場は技術の変化や市場における競争環境の変化が激しいこと。

を踏まえれば、正確な原価・需要の予測は困難であり、第14条（接続料設定の原則）に規定される実績収入と実績原価の一致がなされなくなるおそれがあることから、実績原価と実績収入の差額を補正する仕組みが必要であることに鑑み、当該措置を実施することに一定の合理性があるものと認められる。

接続料と利用者料金に関する確認の結果

1. 目的

本資料では、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第14条の2の規定を踏まえ、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東日本・西日本」という。）から申請のあった接続料の水準が、NTT東日本・西日本の提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金（以下「利用者料金」という。）の水準との関係により、第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかについて確認した結果を示す。

2. 結果

NTT東日本・西日本において、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」（平成30年2月26日策定。令和4年11月28日最終改定）に従い、接続料と利用者料金の関係の検証を行った結果については、別紙1から別紙4までのとおり。両社の全ての検証対象サービスについて、利用者料金収入と接続料総額の差分が営業費相当基準額（利用者料金収入の20%）を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった[※]。

※ 検証対象サービスのうち、「その他総務省が決定するサービスメニュー」については、利用者料金収入が接続料総額を上回ったため、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとは認められなかった。

接続料と利用者料金との関係の検証結果

(単位：億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料相当	③差分 (①－②)	④利用者料金収 入に占める差分の 比率(③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)
加入電話・ISDN 基本料	1,804	1,389	415	23.0%	端末回線伝送機能(メタル端末回線・光信号端末回線・メタル加算料)、回線管理運営費、ISM折返し接続機能(回線収容装置)
フレッツ光ネクスト	4,958	2,028	2,930	59.1%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能・端末系ルータ交換機能・一般中継系ルータ交換伝送機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・IP通信網県間区間伝送機能)、回線終端装置
フレッツ光ライト	183	83	100	54.6%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置
ビジネスイーサワイド	323	182	141	43.7%	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)

(注1) 利用者料金収入は、2021年度の実績

(フレッツ光ネクストマンションタイプのうちVDSL方式については、VDSL装置の利用料を含みません)

(注2) 接続料相当は、各サービスで使用する機能に応じた2021年度の実績需要に2023年度適用接続料を乗じて算定しています

(加入光ファイバ等の収容率は接続料設定上の予測値)

(フレッツ光ネクスト・ライトについては、一般中継系ルータ交換伝送機能相当と関門系ルータ交換機能相当を推計トラフィック等を用いて按分)

(注3) 加入電話・ISDN基本料の接続料相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の122億円は含みません

接続料と利用者料金の関係の検証結果

(単位：億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料相当	③差分 (①-②)	④利用者料金収 入に占める差分の 比率(③÷①)	接続料相当の算定方法 (以下の接続料等に需要を乗じて算定)
加入電話・ISDN 基本料	1,785	1,385	400	22.4%	端末回線伝送機能(メタル端末回線・光信号端末回線・メタル加算料)、回線管理運営費、ISM折返し接続機能(回線収容装置)
フレッツ光ネクスト	3,719	1,822	1,897	51.0%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能・端末系ルータ交換機能・一般中継系ルータ交換伝送機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能)、回線終端装置
フレッツ光ライト	109	64	45	41.3%	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号主端末回線・光信号端末回線・光信号分岐端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置
ビジネスイーサワイド	339	186	153	45.1%	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)

(注1) 利用者料金収入は、2021年度の実績

(フレッツ光ネクストマンションタイプのうちVDSL方式については、VDSL装置の利用料を含みません)

(注2) 接続料相当は、各サービスで使用する機能に応じた2021年度の実績需要に2023年度適用接続料を乗じて算定しています

(加入光ファイバ等の収容率は接続料設定上の予測値)

(フレッツ光ネクスト・ライトについては、一般中継系ルータ交換伝送機能相当と専門系ルータ交換機能相当を推計トピック等を用いて按分)

(注3) 加入電話・ISDN基本料の接続料相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の169億円は含みません

接続料と利用者料金の関係の検証結果(総務省が決定するサービスメニュー)

品目		検証に用いた接続料等		検証結果(注)
1. フレッツ光ネクスト	(1) ファミリータイプ	①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(2) ビジネスタイプ		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(3) マンションタイプ(VDSL方式/LAN配線方式)	①ミニ ②プラン1 ③プラン2	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線)、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(4) マンションタイプ(光配線方式)	①ミニ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		②プラン1 ③プラン2	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
(5) プライオ		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能(優先クラスを識別するもの)・一般中継系ルータ交換伝送機能(優先クラス)・IP通信網県間区間伝送機能(優先クラス))、回線終端装置	○	
2. フレッツ光ライト	(1) ファミリータイプ		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(2) マンションタイプ		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(3) フレッツ光ライトプラス		回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
3. ビジネスイーサワイド	(1) MA設備まで利用する場合		イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○
	(2) 県内設備まで利用する場合		イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○
	(3) Interconnected WAN (MA設備まで利用する場合)		イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○
	(4) Interconnected WAN (県内設備まで利用する場合)		イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○

<利用者料金収入の算定方法>

1. フレッツ光ネクスト
 - ①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの : 代表的な割引プラン(クロススタート割引)の適用率と割引額をもとに、1ユーザあたりの平均的な割引額を算定し、約款料金に反映。
 - ②①以外のもの : 代表的な割引プラン(にねん割)の適用率と割引額をもとに、1ユーザあたりの平均的な割引額を算定し、約款料金に反映。
2. フレッツ光ライト : 基本料は約款料金。加算料は実績収入を稼働施設数で除して算定。
3. ビジネスイーサワイド : 2021年度実績収入をアクセス回線数で除して算定

<接続料相当の算定方法>

接続料相当は、今回申請した2023年度適用接続料を用いて算定。

- ・加入光ファイバ等の収容率は接続料設定上の予測値。
- ・フレッツ光ネクスト・ライトについては、一般中継系ルータ交換伝送機能相当と閉門系ルータ交換機能相当を推計トラヒックを用いて按分。
- ・「1. フレッツ光ネクスト (1) ファミリータイプ ①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの」の接続料相当については、以下の通り算定。
 - 光信号主端末回線は、適用接続料を、光信号主端末回線の予測需要の各年度構成比で加重平均。
 - 光信号伝送装置、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能)は2020～2024年度適用接続料。
 - 上記以外は2023年度適用接続料。

(注) ○ : 利用者料金が接続料の合計を上回っているもの × : 利用者料金が接続料の合計を下回っているもの

接続料と利用者料金の関係の検証結果 (総務省が決定するサービスメニュー)

品目		検証に用いた接続料等	検証結果(注)	
1. フレッツ光ネクスト	(1) ファミリータイプ	①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能・一般収容局ルータ優先パケット識別機能・一般中継系ルータ交換伝送機能)、回線終端装置	○
		②①以外のもの	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
	(2) ビジネスタイプ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○	
	(3) マンションタイプ(VDSL方式/LAN配線方式)	①ミニ ②プラン1 ③プラン2	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線)、光信号電気信号変換機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○
		(4) マンションタイプ(光配線方式)	①ミニ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置
②プラン1 ③プラン2	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置		○	
2. フレッツ光ライト	(1) ファミリータイプ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光屋内配線・光信号分岐端末回線・光信号主端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○	
	(2) マンションタイプ	回線管理運営費、端末回線伝送機能(光信号端末回線・光信号伝送装置)、光信号多重分離機能、NGN(収容局接続機能)、回線終端装置	○	
3. ビジネスイーサワイド	(1) MA設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(2) 県内設備まで利用する場合	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(3) Interconnected WAN (MA設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	
	(4) Interconnected WAN (県内設備まで利用する場合)	イーサネットフレーム伝送機能、端末回線伝送機能(光信号端末回線)	○	

<利用者料金収入の算定方法>

1. フレッツ光ネクスト

①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

: 代表的な割引プラン(フレッツ 光クロスの月額利用料割引)の適用率と割引額をもとに、1ユーザあたりの平均的な割引額を算定し、約款料金の反映。

②①以外のもの

: 収入実績と稼働回線数をもとにした割引前収入(理論値)の差額を稼働回線数で除すことで、1ユーザあたりの平均的な割引額を算定し、約款料金の反映。

2. フレッツ光ライト

: 基本料は収入実績と稼働回線数をもとにした割引前収入(理論値)の差額を稼働回線数で除すことで、1ユーザあたりの平均的な割引額を算定し、約款料金の反映。
加算料は実績収入を稼働施設数で除して算定。

3. ビジネスイーサワイド

: 2021年度実績収入をアクセス回線数で除して算定

(注) ○ : 利用者料金が接続料の合計を上回っているもの × : 利用者料金が接続料の合計を下回っているもの

<接続料相当の算定方法>

接続料相当は、今回申請した2023年度適用接続料を用いて算定。

・加入光ファイバ等の収容率は接続料設定上の予測値。

・フレッツ光ネクスト・ライトについては、一般中継系ルータ交換伝送機能相当と関門系ルータ交換機能相当を推計トラヒックを用いて按分。

・「1.フレッツ光ネクスト (1) ファミリータイプ ①10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの」の接続料相当については、以下の通り算定。

—光信号主端末回線は、適用接続料を光信号主端末回線の予測需要の各年度構成比で加重平均。

—光信号伝送装置、光信号多重分離機能、NGN(端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能)は2020～2024年度適用接続料。

—上記以外は2023年度適用接続料。